

第1次阿波市総合計画

わたしの阿波未来プラン

—あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市—



阿波市

第1次阿波市総合計画

わたしの阿波未来プラン

—あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市—

阿波市



ごあいさつ

平成17年4月にあわ北4町の合併により誕生した阿波市は、旧4町時代より、緑豊かな自然に恵まれ、郷土愛と奉仕精神あふれる人が住み、温暖な気候と肥沃な土地を生かし県下有数の農業のまちとして発展してきました。

合併後の2年間は、阿波市としての一体感を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、新市まちづくり計画に基づき各種施策を推進してきましたが、今、時代は大きな転換の時を迎え、少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展や厳しい財政状況などの課題が山積し、本市を取り巻く社会・経済情勢はめまぐるしく変化をしています。

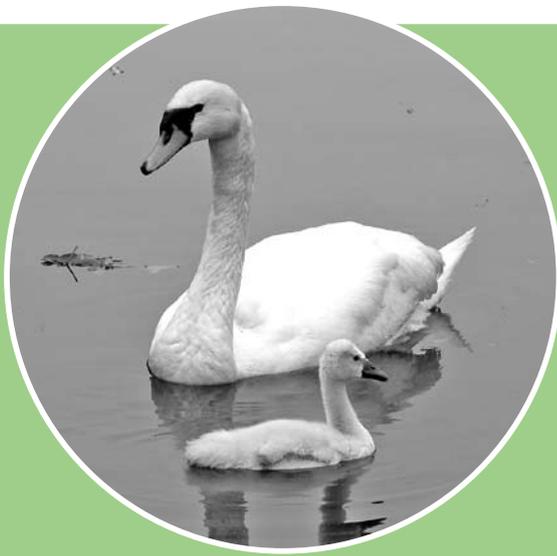
このような中、市民の皆さまの参画・協働のもとに阿波市の未来を築いていくのだという想いを込めて、「第1次阿波市総合計画」を策定いたしました。

この計画では、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」を市の将来像として位置づけ、「人が輝くまちづくり、安全・安心のまちづくり、美しい環境のまちづくり、生活基盤の充実したまちづくり、産業が発展するまちづくり、共に生き共に築くまちづくり」を基本目標とし、平成28年度までの今後10年間の市の取り組むべき施策を定めています。本計画に基づき、未来を見据え持続可能で、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが輝くまちづくりを推進してまいりますので、今後とも、皆さまのご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

終わりにになりましたが、本計画策定にあたり貴重なご意見ご協力を賜りました関係者各位に心から厚く御礼申し上げます。

平成19年3月

阿波市長 小笠原 幸



わたしの阿波未来プラン

—あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市—

CONTENTS

第1次阿波市総合計画

7	第1編 ● 序 論	
8	第1章 計画策定にあたって	
	1. 計画策定の意義	8
	2. 「わたしの阿波未来プラン」とは	9
11	第2章 阿波市の特性と課題	
	1. 阿波市の概況	11
	2. 阿波市の特性	14
	3. 市民ニーズの動向	17
	4. 阿波市を取り巻く時代潮流	22
	5. 阿波市の発展課題	25
27	第2編 ● 基本構想	
28	第1章 阿波市の将来像	
	1. 新たなまちづくりの基本理念	28
	2. 阿波市の将来像	29
	3. 将来像実現のための基本目標	30
34	第2章 人口の目標と土地利用の方向	
	1. 人口の目標	34
	2. 土地利用の方向	35
37	第3章 施策の大綱	
	1. 人が輝くまちづくり	37
	2. 安全・安心のまちづくり	39
	3. 美しい環境のまちづくり	42
	4. 生活基盤の充実したまちづくり	43
	5. 産業が発展するまちづくり	44
	6. 共に生き、共に築くまちづくり	45
47	第4章 未来を築く重点施策	
	第1次阿波市総合計画「わたしの阿波未来プラン」基本構想の構成	51





53

第3編 ● 基本計画

54

第1章 人が輝くまちづくり

1. 学校教育の充実	54
2. 生涯学習の充実	58
3. スポーツの振興	60
4. 芸術・文化の振興	63
5. 青少年の健全育成	66
6. 国際化、地域間交流の推進	67

68

第2章 安全・安心のまちづくり

1. 保健・医療の充実	68
2. 地域福祉の充実	70
3. 子育て支援の充実	71
4. 高齢者施策の充実	74
5. 障害者施策の充実	76
6. 社会保障の充実	78
7. 消防・防災体制の充実	80
8. 交通安全・防犯体制の充実	82
9. 消費者対策の充実	84

85

第3章 美しい環境のまちづくり

1. 環境の保全と創造	85
2. 水道の整備	87
3. 下水道の整備	88
4. 廃棄物処理等環境衛生対策の充実	89
5. 公園・緑地の整備	91

92

第4章 生活基盤の充実したまちづくり

1. 調和のとれた土地利用の推進	92
2. 住宅施策の推進	93
3. 道路・交通網の整備	94
4. 情報化の推進	96

98

第5章 産業が発展するまちづくり

1. 農林業の振興	98
2. 商業の振興	102
3. 工業の振興	103
4. 観光の振興	104
5. 雇用・勤労者対策の充実	106

108

第6章 共に生き、共に築くまちづくり

1. 人権尊重社会の確立	108
2. 男女共同参画社会の形成	109
3. コミュニティ活動の促進	110
4. 協働のまちづくりの推進	111
5. 自立・持続可能な地域経営の推進	113

115

資料編	115
-----	-----



わたしの阿波未来プラン

第1編

序論

第1次阿波市総合計画

第1章●計画策定にあたって	8
第2章●阿波市の特性と課題	11

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の意義

阿波市は、日常生活圏の拡大や少子高齢化の進行、地方分権の進展、厳しい財政状況などに伴う様々な課題に的確に対応した効率的な行財政体制の確立と主体的な行財政運営の推進に向け、平成17年4月1日に、これまで様々な分野で強い結びつきを持ってきた旧吉野町・旧土成町・旧市場町・旧阿波町のあわ北4町の合併によって新たに誕生しました。

しかし、合併はまちづくりの手段であり、目的ではありません。今後、自治体の財政状況がこれまで以上に厳しさを増すことが予想される中で、合併によるメリットを最大限に生かし、また、市民と行政との新たな関係を構築しながら、どのようなまちづくりを進めていくかが重要です。

このため、合併時に策定した「あわ北新市まちづくり計画」及び旧4町の総合計画に基づき、また直近の市民ニーズの動向や社会・経済情勢の変化を十分に踏まえ、地方分権時代の新たな市民参画・協働のための、また自立した地域経営を推進するための総合指針として、ここに「第1次阿波市総合計画」を策定します。

また、新たなまちづくりにあたって、本計画がすべての市民に自分のまちづくり計画として親しまれ、市民の参画・協働のもとに未来の阿波市を築いていくという想いを込めて、計画の愛称を「わたしの阿波未来プラン」と定めます。



2. 「わたしの阿波未来プラン」とは

(1) 計画の役割

「総合計画」とは、自治体にとって、すべての行政活動の基本となる最上位計画であり、地方自治法第2条第4項に、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と定められています。

この第1次阿波市総合計画「わたしの阿波未来プラン」は、こうした法律に基づく市の最上位計画としての位置づけを踏まえて策定したものであり、次のような役割を持ちます。

阿波市民の“住民力”を結集するための 「参画・協働の総合指針」

本計画は、市民に対して、今後の本市のまちづくりの方向と施策をわかりやすく示し、すべての市民の参画と協働を促し、“住民力”を結集した新たなまちづくりを進めるための参画・協働の総合指針です。

自立した阿波市を創造・経営するための 「地域経営の総合指針」

本計画は、市行政においては、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、地方分権時代にふさわしい自立したまちを創造し、持続的に経営していくための地域経営の総合指針です。

国・県・周辺自治体に対する 「阿波市の主張」

本計画は、国や徳島県、周辺自治体に対しては、市として必要な施策や事業を要請していくための阿波市の主張を示すものです。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は次のとおりです。

基本構想

基本構想は、本市の特性や市民ニーズの動向、時代潮流、そして発展課題等を総合的に勘案し、目指す将来像と、それを実現するための基本目標、施策の大綱、重点施策等を示したものです。

計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を各分野にわたって体系的に定めたものです。前期基本計画と後期基本計画に分けて策定し、急速に変化する社会・経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう、中間年度で見直しを行います。

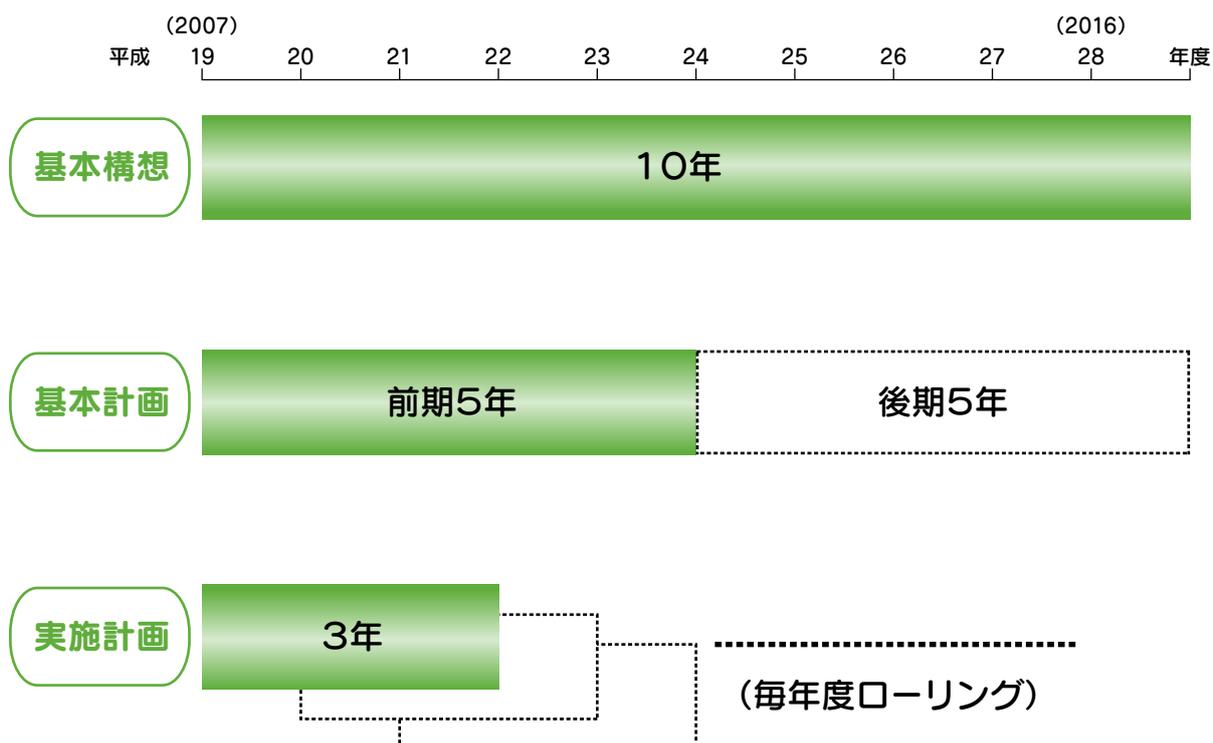
計画期間は、前期基本計画が平成19年度から平成23年度までの5年間、後期基本計画が平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業や事業費を定めたものであり、別途策定するものとします。

計画期間は、3年間とし、ローリング方式により毎年見直しを行います。

●第1次阿波市総合計画「わたしの阿波未来プラン」



第2章 阿波市の特性と課題

1. 阿波市の概況

本市は、あわ北4町の合併によって新たに誕生したまちです。本市の位置や地勢、人口、世帯等の概況は、次のとおりです。

(1) 位置と地勢

本市は、徳島県中央北部の吉野川北岸に位置し、東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県東かがわ市に接しています。

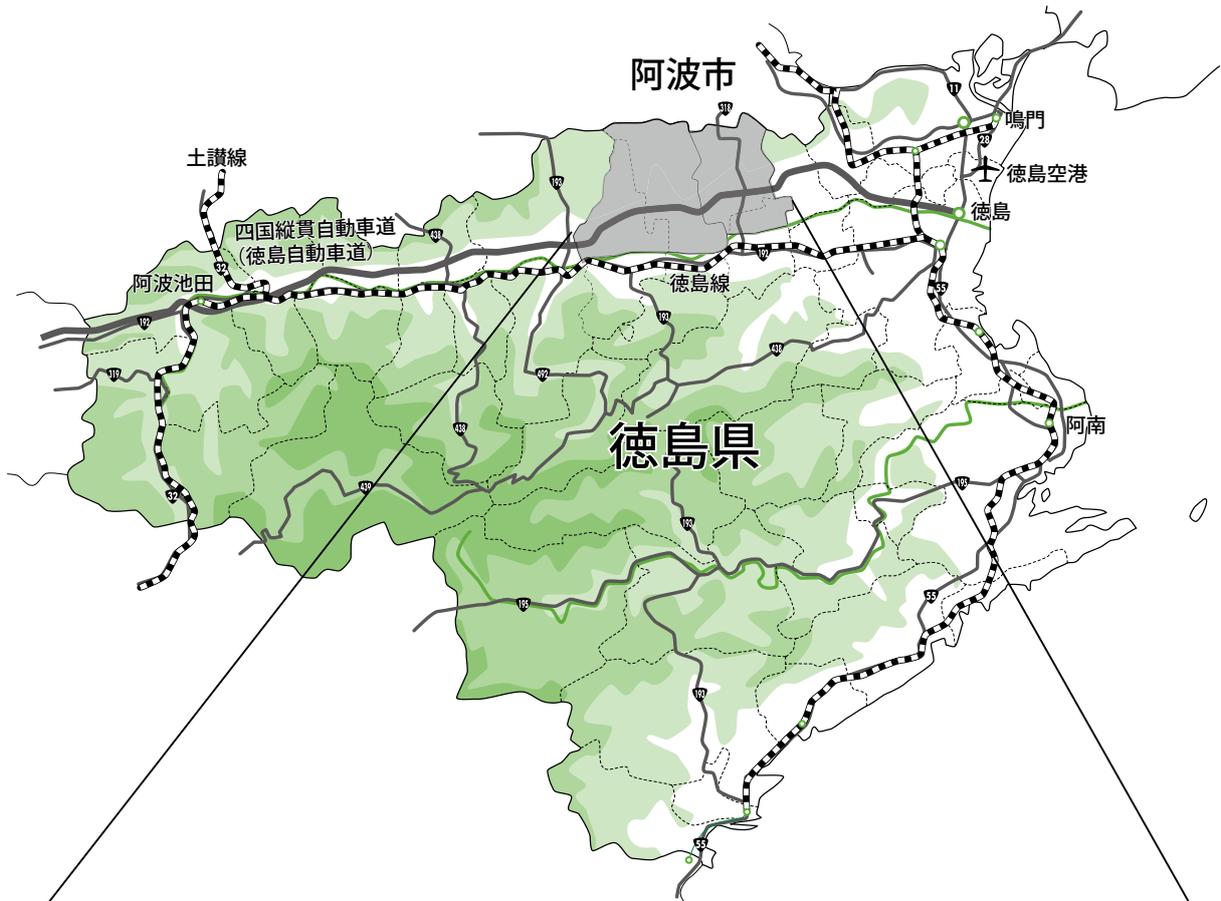
北部の香川県境には、阿讃山脈が連なり、緑豊かな山々を有しており、これらを源とする宮川内谷川、九頭宇谷川、日開谷川、大久保谷川、伊沢谷川が南に流れ、それぞれに南面傾斜の扇状地を形成しています。

南部には四国最大の河川・吉野川が西から東に流れ、その北岸に東西に開けた平野部は、地味肥沃な土壌を生かした高品質な農産物の産地を形成しています。

気候は、瀬戸内式に属し、温暖で降雨量が比較的少ない地域となっています。

総面積は、190.97km²となっており、徳島市(191.37km²)と同程度で、徳島県24市町村のうち8番目に広い面積となっています。





(2) 人口と世帯

本市の総人口は41,076人(平成17年国勢調査結果)となっています。

これまでの推移をみると、平成2年43,304人、平成7年42,657人、平成12年42,388人、平成17年41,076人と、一貫して減少傾向にあり、直近10年間では1,581人(年平均約158人)の減少となっています。

年齢階層別にみると、年少人口(14歳以下)は5,113人で12.4%、生産年齢人口(15～64歳)は24,908人で60.6%、老年人口は11,054人で26.9%となっており、年少人口及び生産年齢人口は人数、構成比率ともに大幅に減少し、老年人口は人数、構成比率ともに大幅に増加し、少子高齢化が急速に進行していることがうかがえます。

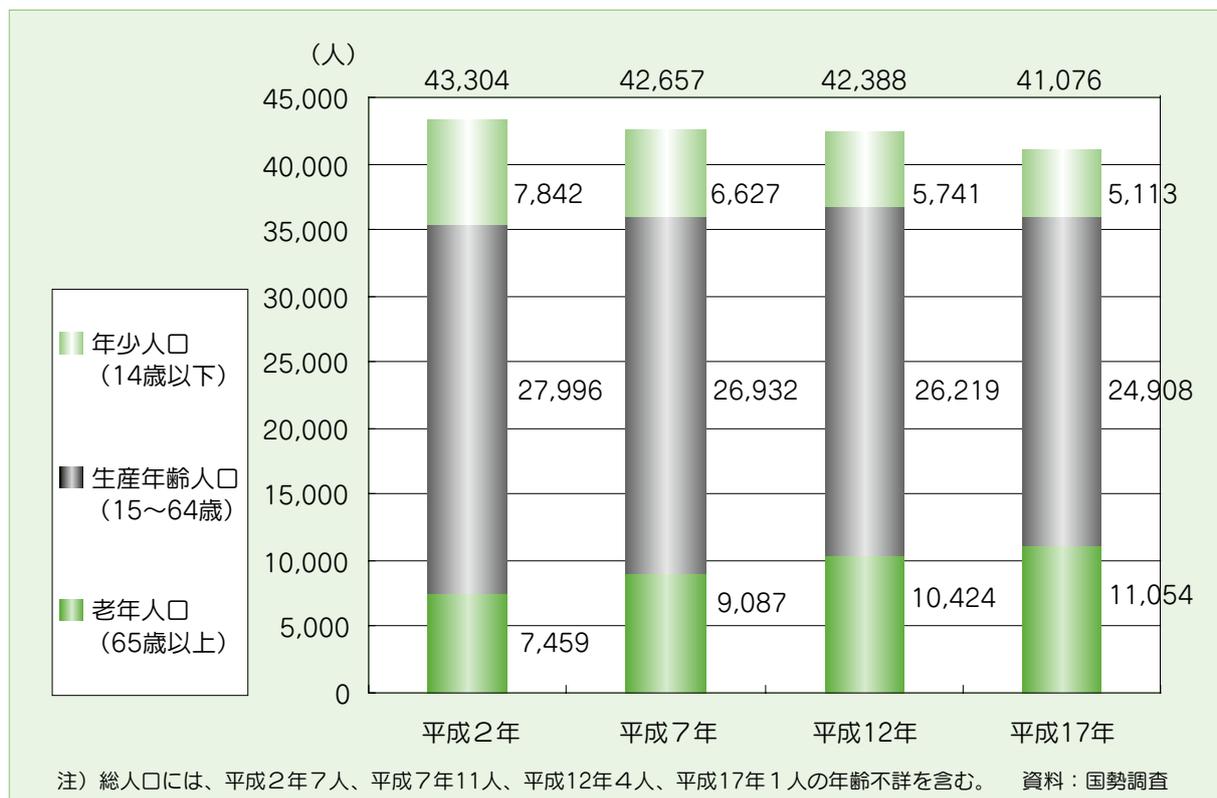
総世帯数は13,046世帯で、増加傾向で推移しており、10年間で1,099世帯の増加となっています。

一世帯当人数は3.15人で、一貫して減少しており、核家族化が進行していることを示しています。

●人口と世帯の推移

(単位：人、世帯、%)

項目	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口		43,304	42,657	42,388	41,076
年少人口 (14歳以下)		7,842 (18.1)	6,627 (15.5)	5,741 (13.5)	5,113 (12.4)
生産年齢人口 (15～64歳)		27,996 (64.6)	26,932 (63.1)	26,219 (61.9)	24,908 (60.6)
老年人口 (65歳以上)		7,459 (17.2)	9,087 (21.3)	10,424 (24.6)	11,054 (26.9)
世帯数		11,587	11,947	12,657	13,046
一世帯当人数		3.74	3.57	3.35	3.15



2. 阿波市の特性

本市の新たな発展方向を定めるためには、個性や長所を一層際立たせ、さらに磨いていく視点に立ち、本市ならではの特性・資源をあらためてとらえ直し、整理することが必要です。新たなまちづくりに生かすべき本市の代表的な特性は、次のとおりです。

特性1

郷土愛と奉仕精神あふれる人が住み、ボランティア活動をはじめ市民活動が活発な市民パワーのまち

全国的に郷土意識や連帯意識の希薄化が指摘される中で、豊かな自然と歴史に包まれ、特色ある農業のまちとして発展してきた中で、古くから育まれてきた市民の郷土を愛する心や奉仕精神、人と人とのつながりの強さは、次世代に引き継ぐべき本市の優れた特性です。

本計画の策定にあたって実施した「阿波市まちづくりアンケート調査」の結果においても、本市に愛着を“感じている”という人が8割弱、本市に“住み続けたい”という人が9割弱の高率にのぼっています。

また、こうした住民性を背景に、福祉や環境に関するボランティア活動をはじめ、自治組織による地域活動、芸術・文化・スポーツ活動、健康づくり活動、地域安全活動、産業活動、さらには募金活動など、様々な分野で市民主体の活動が活発に展開されているほか、合併を契機に、新たなまちづくりへの関心や参画意識が一層高まっています。

今後は、こうした地域に根づいた住民性や市民活動を大切に守り育てながら、これまで以上に住民力を結集し、様々な分野で生かしていくことが必要です。



特性2

阿讃山脈を背に、吉野川をのぞむ、水と緑の豊かな自然と共生するまち

本市は、香川県との境をなす阿讃山脈の南麓に広がるまちで、北部一帯の緑輝く森林に包まれた山間地域と、阿讃山脈に源を発する宮川内谷川、九頭宇谷川、日開谷川、大久保谷川、伊沢谷川の扇状地及び吉野川沖積地からなる地味肥沃な平坦地域からなり、水と緑の豊かな自然が息づいています。

特に、市の南部を西から東へと流れ、「四国三郎」の名で親しまれる吉野川は、昔も今も人々に様々な自然の恵みをもたらしているほか、流域一帯は、四季折々に変化する優れた自然景観を誇ります。

「阿波市まちづくりアンケート調査」の結果（市の各環境に対する満足度）においても、「自然環境の豊かさ」が満足度が最も高い項目としてあげられています。

これらの自然は、本市のかけがえのない財産であり、本市らしさを際立たせる貴重な資源であることから、環境保全を基本に、新たなまちづくりに生かしていくことが必要です。

特性3

県都徳島市に近接するとともに、交通の要衝として重要な位置を占めるまち

本市は、徳島県の中央北部にあって、県都徳島市及び徳島空港から車でおよそ1時間の距離に位置しています。

また、本市は古くから阿波の東西交通の要衝として栄えてきましたが、現在でも、東西方向に主要地方道鳴門池田線、南北方向に国道318号、主要地方道津田川島線・志度山川線などが走り、幹線道路網



を形成しているほか、高速交通網として、四国縦貫自動車道（徳島自動車道）が横断し、土成インターチェンジ及び阿波パーキングエリアが設置されており、広域的な交通の要衝として重要な位置を占めています。

新たなまちづくりにおいては、広域的・長期的な視点から、こうした徳島市に近接する立地条件や交通の要衝としての位置づけをさらに生かし、様々な分野における発展の可能性につなげていくことが必要です。

特性4

京阪神大都市圏へ豊富で新鮮な食料を供給する県下有数の農業のまち

本市は、吉野川北岸に開けた平坦で肥沃な土地と温暖な気候など農耕に適した自然条件のもと、また徳島市はもとより京阪神都市圏に近いという立地条件を生かし、古くから豊富で新鮮な農畜産物を供給する県下有数の農業地帯として発展してきました。

現在、水稻を中心に露地野菜、施設園芸、畜産等を組み合わせた複合経営が主体となっており、北部の山間地域では、果樹園芸も行われています。

特に、吉野地区を中心に生産されるレタスは、内外から高い評価を受け、ブランドとして定着しているほか、国有地である善入寺河川敷耕地は、広大な畑作地帯を形成し、露地野菜の生産地として知られています。

このように本市は、特色ある農業のまちであり、農業を取り巻く環境が依然として厳しい中で、これらを次代に伝え、さらに発展させていくことが必要です。



特性5

「阿波の土柱」や「四国霊場札所」をはじめ、人々を癒す多様な観光・交流資源を有するまち

本市には、国の天然記念物であり、天下の奇勝といわれる「阿波の土柱」や、七番から十番までの4つの「四国霊場札所」など、文化財や名所旧跡が点在しています。

また、これらのほかにも、「天然温泉御所の郷」や「金清温泉白鳥荘」、「土柱休養村温泉」などの温浴施設、吉野川を横断する「柿原堰」、「吉野ウォーターパーク」、「道の駅どなり」、さらには県立自然公園や民間のゴルフ場、イベントや祭り、特産品等々、本市ならではの自然や風土とふれあえる、人々を癒す多様な観光・交流資源があります。

新たなまちづくりにあたっては、これら多様な観光・交流資源を一体的かつ有効に活用し、より多くの人々が訪れる、交流と活気あふれるまちづくりを進めていくことが必要です。



特性6

多くの医療機関など保健・医療・福祉環境が充実した健康福祉のまち

本市には、広域的な医療拠点としての役割を果たす民間の医療機関が数多く立地し、恵まれた医療環境にあるとともに、保健面においても、市民の健康づくりの促進を基本に、母子保健や老人保健をはじめとする生涯の各期に応じた各種の保健サービスを実施し、着実に成果を上げてきています。

また、保健福祉センターや老人福祉センター、養護老人ホーム、広域的な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）をはじめ、高齢者福祉・介護関連施設や障害者関連施設が数多く整備・確保されているほか、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会の活動も活発に行われています。

今後とも、このような健康福祉のまちとしての特性をさらに伸ばし、すべての市民が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちづくりを一層進めていくことが必要です。



3. 市民ニーズの動向

本計画の策定にあたって、市民の意識やニーズを把握し、計画に反映させるため、平成17年12月に、「阿波市まちづくりアンケート調査」（20歳以上の市民2,500人を無作為抽出し、郵送法で実施。有効回収数908、有効回収率36.3%）を実施しました。

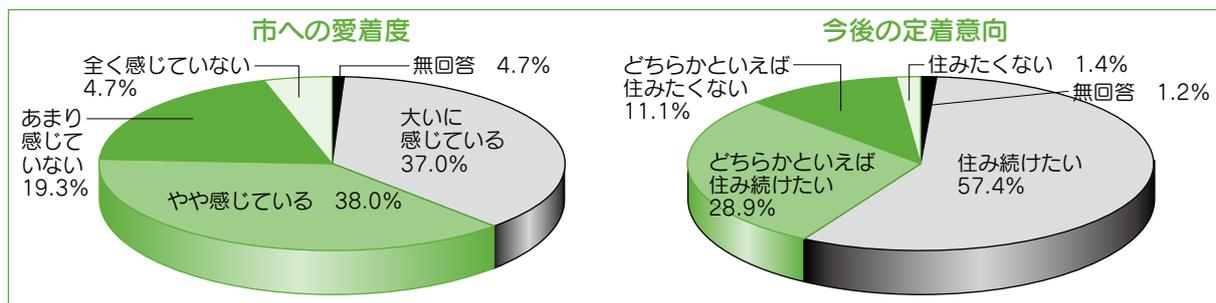
その結果から、本計画策定において特に踏まえるべき、まちづくり全体に関する設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

（1）市への愛着度と今後の定住意向

“愛着を感じている”という人が8割弱、“住み続けたい”という人が9割弱にのぼり、愛着度・定住意向が強い。

市への愛着度については、「やや感じている」（38.0%）と「大いに感じている」（37.0%）を合わせた“愛着を感じている”という人が75.0%と8割弱にのぼり、一方、“愛着を感じていない”という人は24.0%と2割強で、愛着度は強いといえます。

また、今後の定住意向については、「住み続けたい」（57.4%）と「どちらかといえば住み続けたい」（28.9%）を合わせた“住み続けたい”という人が86.3%と9割弱にのぼり、一方、“住みたくない”という人は12.5%と1割強で、定住意向は特に強いといえます。



（2）市の各環境に対する満足度と重要度

満足度が最も高いのは「自然環境の豊かさ」。次いで「水道の整備状況」、「ごみの収集・処理の状況」の順。

満足度が最も低いのは「交通機関の便利さ」。次いで「就業・雇用の場の整備状況」、「観光・レクリエーション基盤の整備状況」の順。

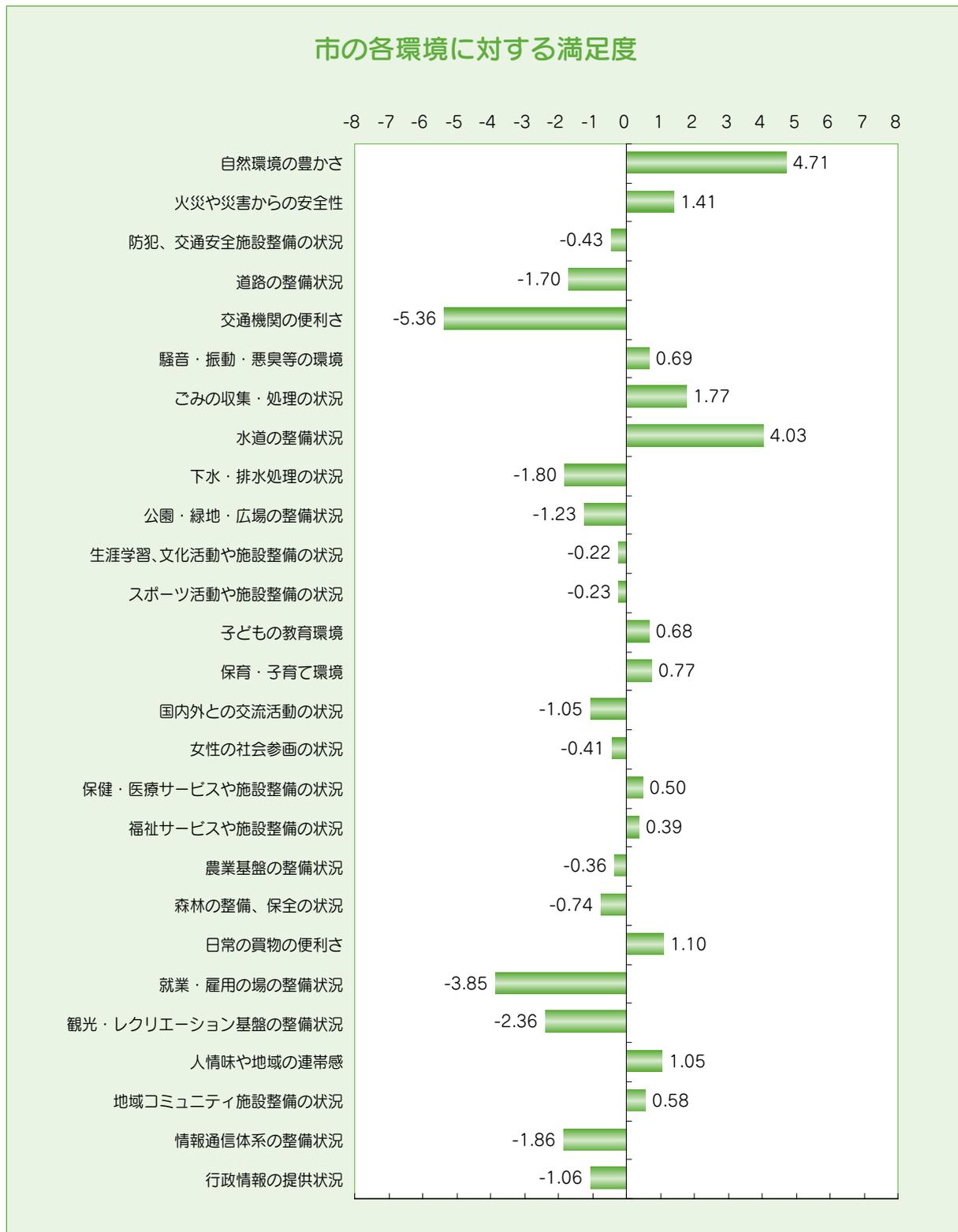
重要度が最も高いのは「火災や災害からの安全性」。次いで「ごみの収集・処理の状況」、「防犯、交通安全施設整備の状況」の順。

本市の各環境に対する満足度を把握するため、各分野にわたる27項目を設定し、項目ごとに「満足している」、「やや満足している」、「どちらともいえない」、「やや不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、評価点を算出しました（加重平均値による数量化。最高点10点、最低点-10点）。

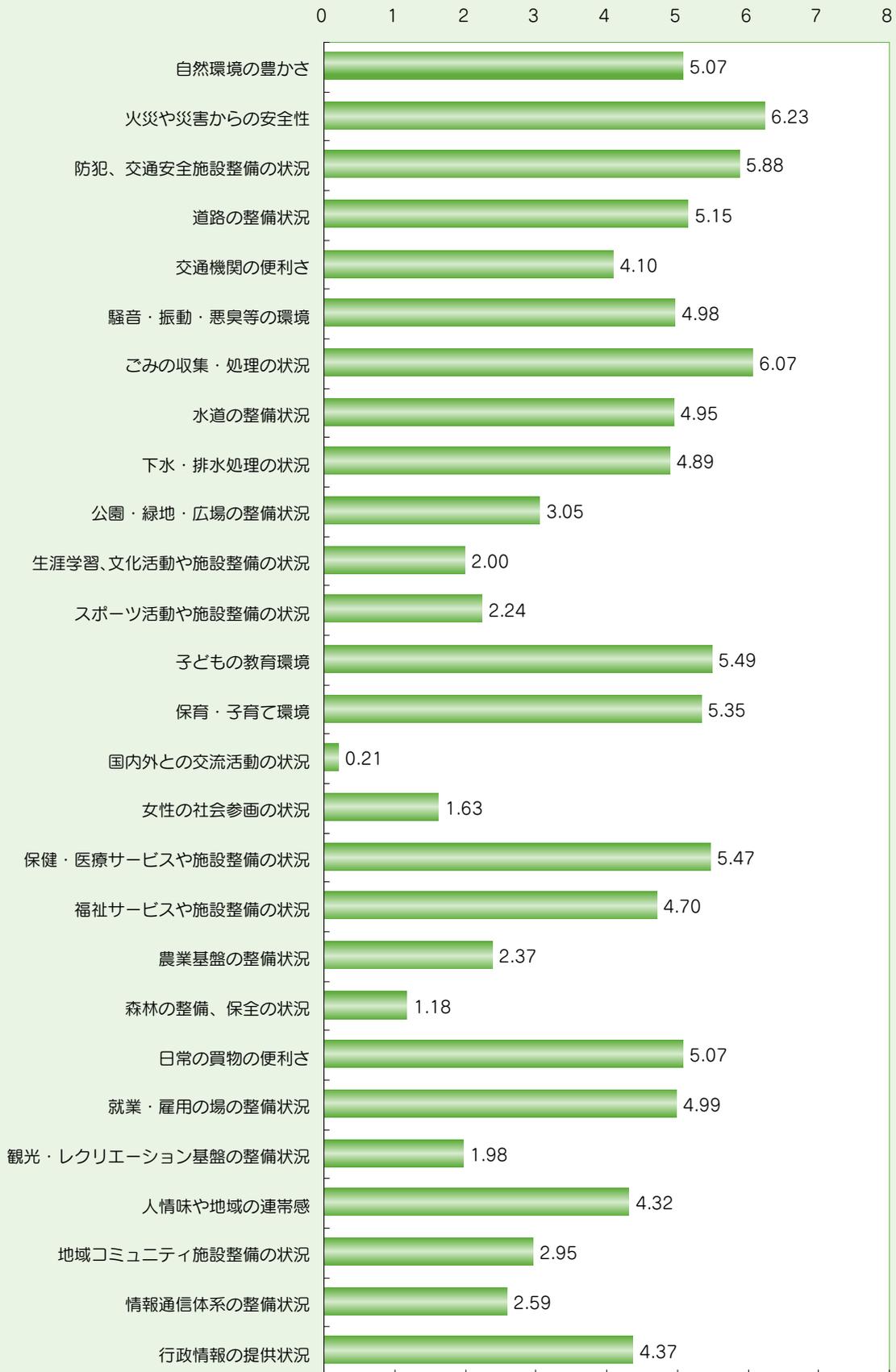
その結果、満足度が最も高い項目は「自然環境の豊かさ」（4.71点）で、次いで「水道の整備状況」（4.03点）、「ごみの収集・処理の状況」（1.77点）、「火災や災害からの安全性」（1.41点）、「日常の買物の便利さ」（1.10点）などの順となっています。

一方、満足度が最も低い項目は「交通機関の便利さ」(-5.36点)で、次いで「就業・雇用の場の整備状況」(-3.85点)、「観光・レクリエーション基盤の整備状況」(-2.36点)、「情報通信体系の整備状況」(-1.86点)、「下水・排水処理の状況」(-1.80点)などの順となっています。

次に、同じ27項目について、市民がどの程度重視しているかを同様にたずねました。その結果、重要度が最も高い項目は「火災や災害からの安全性」(6.23点)で、次いで「ごみの収集・処理の状況」(6.07点)、「防犯、交通安全施設整備の状況」(5.88点)、「子どもの教育環境」(5.49点)、「保健・医療サービスや施設整備の状況」(5.47点)などの順となっています。



市の各環境に対する重要度



(3) 今後のまちづくりの特色

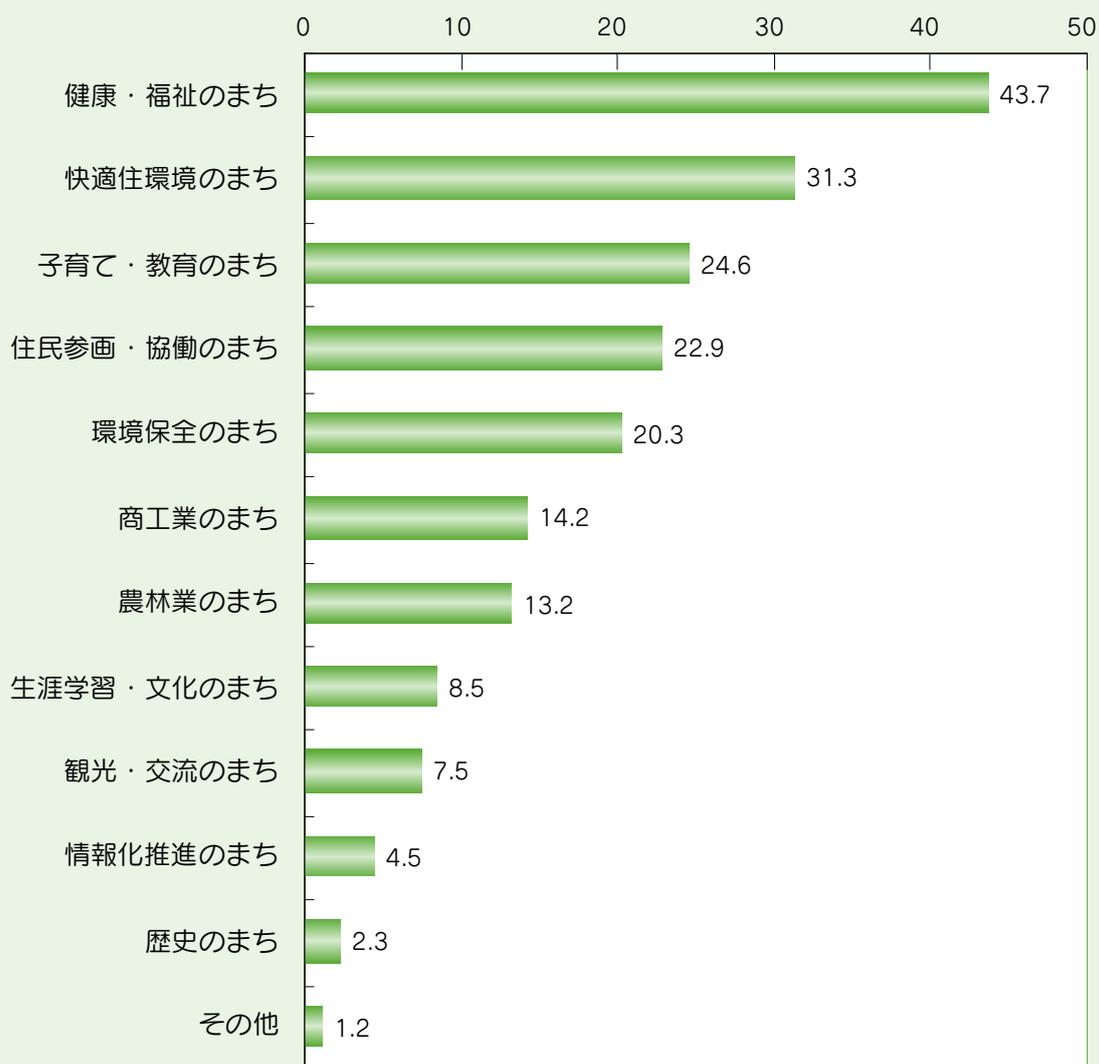
「健康・福祉のまち」が第1位。次いで「快適住環境のまち」、「子育て・教育のまち」の順。

今後、本市をどのような特色のあるまちにすべきかについてたずねたところ、「健康・福祉のまち」(43.7%)が以下を大きく引き離して第1位にあげられ、次いで第2位が「快適住環境のまち」(31.3%)、第3位が「子育て・教育のまち」(24.6%)となっています。

これら上位回答をみると、少子高齢化に対応した“保健・医療・福祉の充実”を中心に、快適で安全・安心な“居住環境の整備”、次代を担う人づくりに向けた“子育て・教育環境の整備”を重視したまちづくりに市民の関心が集まっていることがうかがえます。

その他では、「住民参画・協働のまち」(22.9%)、「環境保全のまち」(20.3%)などの順となっています。

今後のまちづくりの特色（複数回答）

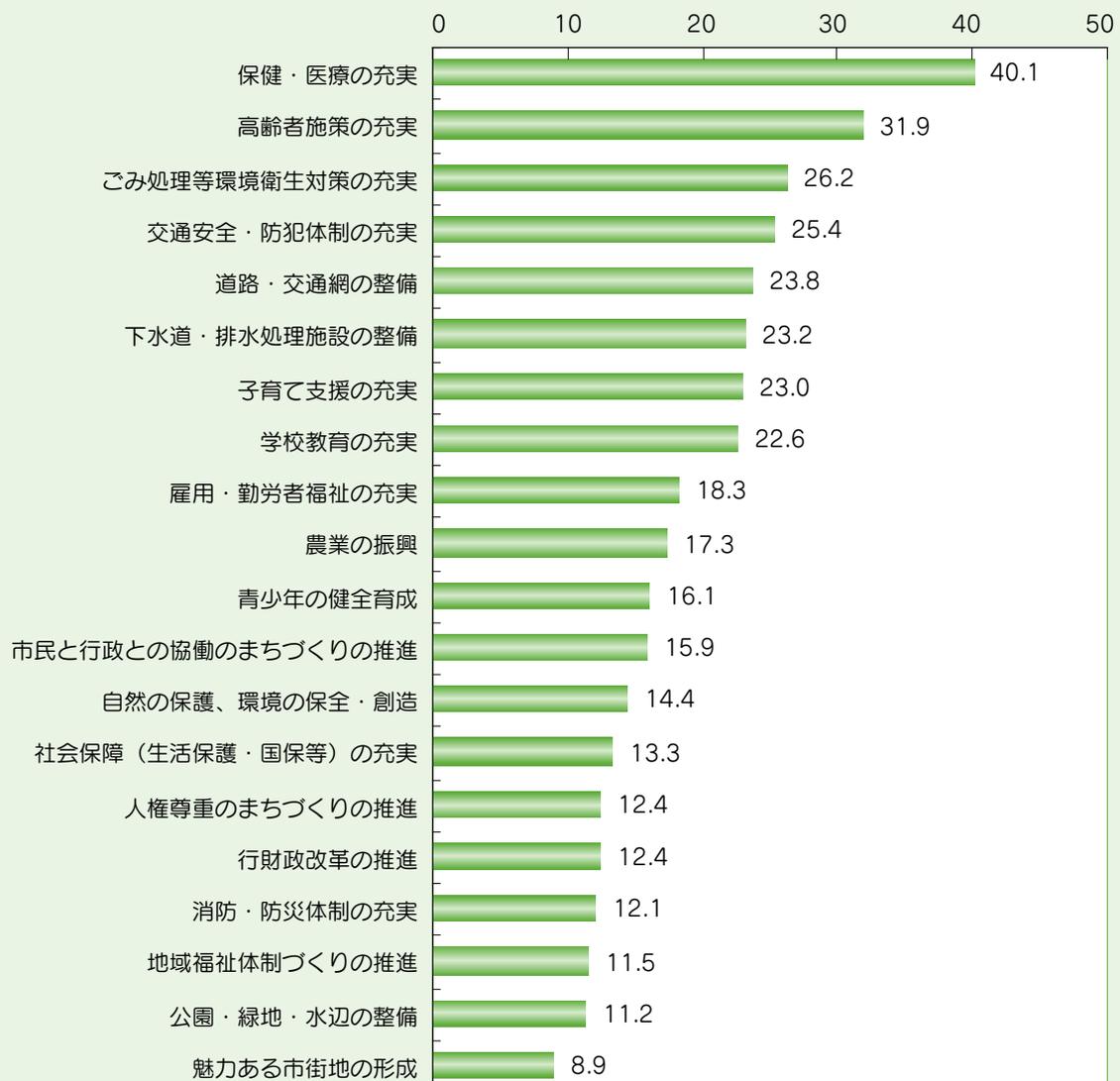


(4) 市の重点施策

「保健・医療の充実」が第1位。次いで「高齢者施策の充実」、「ごみ処理等環境衛生対策の充実」、「交通安全・防犯体制の充実」、「道路・交通網の整備」の順。

今後、特に力を入れてほしい施策についてたずねたところ、「保健・医療の充実」(40.1%)が約4割の人からあげられ第1位、次いで第2位が「高齢者施策の充実」(31.9%)、第3位が「ごみ処理等環境衛生対策の充実」(26.2%)、以下、「交通安全・防犯体制の充実」(25.4%)、「道路・交通網の整備」(23.8%)、「下水道・排水処理施設の整備」(23.2%)、「子育て支援の充実」(23.0%)、「学校教育の充実」(22.6%)などの順となっており、前問の結果を裏づけるように、“保健・医療・福祉分野”をはじめ、“生活環境・基盤分野”、“教育分野”に関する施策に市民の関心が集まっていることがうかがえます。

市の重点施策（複数回答・上位20位）



4. 阿波市を取り巻く時代潮流

地方分権の一層の進展や少子高齢化の急速な進行をはじめ、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、今後もさらに目まぐるしい変化が予想されます。本市が新たなまちづくりを進める上で、踏まえるべき代表的な時代潮流は、次のとおりです。

時代潮流 1

実行段階を迎えた地方分権、求められる住民協働に基づく新たな地域経営

「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方のもと、様々な分野で地方分権が強く推し進められ、今、まさに実行段階を迎えています。また、これに伴い、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体の改革が進められ、さらに、都道府県に代えて道または州を置くという道州制も検討されており、これからの自治体には、住民参画を基本に自らの責任と判断で自らの進むべき方向を定め、具体的な施策を自ら実行していく“自立力”が一層強く求められます。

このため、本市においても、行財政基盤の強化をはじめとする合併のメリットを最大限に生かしながら、市民及び民間との協働体制の確立のもと、真に自立可能・持続可能な新たな地域経営を推進していくことが求められます。

時代潮流 2

急速に進む少子高齢化、到来した人口減少時代

わが国の少子高齢化は、世界に例をみないスピードで急速に進行しており、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成 27 年頃には、これまでの状況をはるかに超えた超少子高齢社会の到来が見込まれています。また、総人口も予想よりも早く減少に転じ、人口減少時代が到来しました。

特に本市では、国や県の水準を上回る勢いで少子高齢化が進行しているほか、人口減少も進んで

おり、少子高齢化への総合的な対応が緊急課題となっています。

このため、保健・福祉・介護施策だけでなく、市全体の視点で、子育て支援や高齢者支援に積極的に取り組んでいくことが求められます。



時代潮流3

急速に高まる安全・安心への意識

近年、世界各地で大地震やハリケーンが多発しているほか、国内でも新潟県中越地震や福岡県西方沖地震が発生し、自然災害からの安全性確保に対する人々の意識が急速に高まっています。



また、世界各地でのテロや有事の発生、子どもが被害者となる凶悪犯罪の多発、悪質商法による被害の急増、さらにはBSE（牛海綿状脳症）問題や鳥インフルエンザ問題の発生等を背景に、安全・安心な社会の形成が強く求められています。

このため、本市においても、南海・東南海地震の発生確率や中央構造線活断層の存在等を踏まえた“防災まちづくり”はもとより、あらゆる分野で安全・安心の視点を十分に取入れたまちづくりを進めていくことが求められます。

時代潮流4

求められる持続可能な循環型社会の形成

地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題の深刻化、ダイオキシン類などの化学物質による環境問題の発生、アスベスト（石綿）による健康被害の発生等を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、国では、世界のモデルとなりうる「環境の国づくり」に向けた取り組みを進めており、自治体としても、持続可能な循環型社会の形成に向けた具体的な行動の推進が強く求められています。

本市においても、市民の環境保全意識が高まる中、様々な分野で環境を重視したまちづくりに取り組んでいます。今後とも、豊かな自然の保全をはじめ、リサイクル運動や市民の環境にやさしいライフスタイルの定着など、環境負荷の少ない持続可能な循環型の社会づくりに一層積極的に取り組んでいくことが求められます。



時代潮流5

急進展する情報化・国際化

従来のIT（情報技術）に通信を加えたICT（情報通信技術）の進歩に伴い、インターネット（世界規模の通信ネットワーク）が飛躍的に普及し、情報ネットワーク社会が形成され、拡大を続けています。

さらに国では、いつでも、どこでも、何でも、誰でもがネットワークを利用できるユビキタスネット社会の実現（平成22年）に向けた取り組みを進めています。

また、こうした情報化や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、社会・経済のすみずみにまで国際化が急速に進展しています。

こうした情報化や国際化は、まちづくりや自治体経営の戦略として重要な意味を持つものであることから、本市においても一層積極的に活用していくことが求められます。



時代潮流6

厳しさを増す産業をめぐる経営環境

わが国の農業は、担い手の減少や高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加等の問題が一層深刻化するとともに、輸入農畜産物との競争の激化や消費者ニーズの変化、環境保全や安全・安心な食、地産地消への意識の高まりなど、構造的な変化が急速に進んでいます。



また、商工業においても、わが国全体の経済が依然として大幅な景気回復が見込めない状況にある中で、規制緩和や消費者ニーズの変化等とも相まって、大型店舗への購買力の流出による既存商店街の衰退、企業立地の停滞、さらには事業所の撤退などが進んでいます。

このため、農業を基幹とする産業構造を持つ本市においても、環境変化に即した振興施策を推進し、より自立度の高い産業構造の構築を促進していくことが求められます。

時代潮流7

求められる共生社会への移行

性別や年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、すべての人がその人権を尊重され、社会のあらゆる分野に参画し、個性や能力を十分に発揮しながら共に生きることができる社会づくりがますます重要視されてきています。

また、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策、身近な防犯・防災対策、高齢者の安否確認などの必要性が高まる中で、本来地域が持っていた共に助け合う機能やコミュニティ機能を再生し、共に支え合いながら暮らしていくことの重要性が、あらためて認識されるようになってきています。

このように、総合的に共に生きる社会、共生社会への移行が求められており、本市においても、すべての分野において共生の理念を取り込んでいくことが求められます。

5. 阿波市の発展課題

本市の特性や市民ニーズの動向、時代潮流を踏まえ、特性を伸ばす視点から、本市の発展課題をとりまとめると、次のとおりです。

発展課題1

明日の阿波市を担う子どもたちの育成、市民一人ひとりが輝く生涯学習・文化のまちづくり

「子育て・教育のまち」づくりを求める市民ニーズや、まちづくりの基本である「人材育成」の重要性を十分に踏まえ、明日の本市を担う生きる力を持つ子どもたちの育成と、自己実現の場や機会が充実した市民一人ひとりが輝く生涯学習・文化のまちづくりに向け、学校教育環境の整備を重点的に進めていくとともに、市民活動が活発な住民性等を生かし、総合的な学習・芸術・文化・スポーツ・交流環境づくりや、貴重な文化遺産の保存と活用を進めていく必要があります。



発展課題2

少子高齢化への市全体での対応、すべての市民が健康で安全・安心に暮らすことができる環境づくり

「健康・福祉のまち」づくりを求める市民ニーズや、急速に進む少子高齢化、糖尿病の多い地域性、安全・安心への意識の高まりに対応するため、充実した健康福祉環境や市民活動が活発な住民性等を生かし、予防を重視した保健・医療・福祉体制の充実、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めていくとともに、南海・東南海地震に備えたあらゆる災害に強いまちづくり、犯罪や事故のないまちづくりなど危機管理体制の充実を図り、すべての市民が健康で安全・安心に暮らすことができる環境づくりを進めていく必要があります。

発展課題3

豊かな自然と共生するまちとしての環境重視のまちづくり、美しく快適な住みたくなる居住環境づくり

「快適住環境のまち」づくりを求める市民ニーズや、市の大きな課題である若者の定住促進、持続可能な循環型社会の形成等の社会的要請への対応に向け、水と緑の豊かな自然と共生するまちとして、内外に誇りうる環境重視の特色あるまちづくりを進めるとともに、水道・下水道の整備や廃棄物処理の充実、親緑・親水空間の整備を推進し、美しく快適な暮らしが実感できる、誰もが住みたくなる居住環境づくりを進めていく必要があります。

発展課題4

交通の要衝としての新たな定住と交流を生み出す基盤づくり、人々が集う中心拠点の形成

地域間の連携・一体化、交通の要衝としての機能の強化、定住人口・交流人口の増加に向け、長期的・広域的視点に立ち、市全体の均衡ある発展を見据えた計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う中心拠点の形成や定住基盤となる住宅・宅地の整備、利便性の高い道路・交通・情報ネットワークの整備を推進し、新たな定住と交流を生み出すまちの基盤づくりを進めていく必要があります。



発展課題5

基幹産業である農業の振興と観光資源の活用を柱とした、自立した産業構造の確立

地域経済の活性化と雇用の場の創出、市全体の持続的発展を見据え、県下有数の農業のまちとしての特性・資源や、人々を癒す多様な観光・交流資源、交通の要衝としての立地特性等を最大限に生かしながら、農業の維持・高度化と観光・交流機能の強化を柱に、林業、商業、工業に至るまで、地域に密着した柔軟な支援施策を積極的に推進し、本市ならではの自立した産業構造を確立していく必要があります。

発展課題6

真に自立可能・持続可能な行財政体制の確立、市民と行政とが手を携えて行動を起こす協働のまちづくり

本格的な地方分権時代の到来に即した市民参画・協働に基づく真に自立可能・持続可能なまちづくりに向け、市民の視点、民間経営理念・手法導入の視点に立ったさらなる行財政改革を積極的に推進するとともに、これまで活発に進められてきた多様な市民活動を一層促進しながら、新たな時代の住民自治の仕組みづくり、市民と行政との協働体制の確立を図り、共に手を携えて行動を起こす協働のまちづくりを進めていく必要があります。



わたしの阿波未来プラン

第2編

基本構想

第1次阿波市総合計画

第1章●阿波市の将来像	28
第2章●人口の目標と土地利用の方向	34
第3章●施策の大綱	37
第4章●未来を築く重点施策	47

第1章 阿波市の将来像

1. 新たなまちづくりの基本理念

「第1編 序論」を踏まえ、新たなまちづくりにあたって、すべての分野にわたって基本とする理念を次のとおり定めます。

協働・創造・自立のまちづくり

新たなまちづくりにあたっては、市民と行政とが語り合い、知恵をしぼり、手を携えて行動を起こし、汗を流し、個性と魅力あふれる自立した阿波市を創りあげていくことを原則とし、基本理念を、「協働・創造・自立のまちづくり」とします。

協働

市民と行政との新たな関係を構築し、知恵と力を合わせて阿波市をつくります。

創造

本市ならではの特性・資源を生かし、個性的で魅力あふれる、誇りうる阿波市を創造します。

自立

地方分権時代の自主・自立のまちづくり、住民自治の地域づくりを進めます。

2. 阿波市の将来像

「第1編 序論」、そして新たなまちづくりの基本理念を総合的に勘案し、将来像を次のとおり定めます。

あすに向かって人の花咲く やすらぎ空間・阿波市

「あすに向かって」

未来を見据えた、持続可能なまちづくり

「人の花咲く」

「人」を中心に据えた、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが輝くまちづくり

「やすらぎ空間」・・・生活3空間の創造

●すこやか空間●

心身共に健康で、安全・安心に生きがいを持って暮らすことができる阿波市

●かいてき空間●

生活する上で、美しく気持ちよく過ごすことができる阿波市

●にぎわい空間●

明るく活気にあふれ、共に夢と希望を持つことができる阿波市

すこやか空間

やすらぎ空間

にぎわい空間

かいてき空間

3. 将来像実現のための基本目標

将来像を実現するため、新たなまちづくりの基本目標を次のとおり定めます。

すこやか空間

基本目標1

人が輝くまちづくり

基本目標2

安全・安心のまちづくり

かいてき空間

基本目標3

美しい環境のまちづくり

基本目標4

生活基盤の充実したまちづくり

にぎわい空間

基本目標5

産業が発展するまちづくり

基本目標6

共に生き、共に築くまちづくり

基本目標1

人が輝くまちづくり

英語教育の充実など生きる力を育む学校教育の推進、本市の自然や歴史、産業等を生かした特色ある学校づくり、学校施設の整備など、明日の本市を担う子どもたちの育成に向けた学校教育環境の整備を重点的に進めていくとともに、各世代のニーズや地域特性に即した生涯学習環境の整備を図り、生涯にわたって学び続け、その成果を生かすことができる、まちづくりの一環としての総合的な学習環境の整備を進めます。

また、まちの個性や魅力を生み出し市民の一体感を高め、まちづくりを支える、市民主体の特色ある芸術・文化・スポーツ・交流活動等を積極的に支援・促進していくとともに、有形・無形の貴重な文化遺産の保存と活用を推進し、人が輝き文化が香るまちづくりを進めます。

施策項目

- 学校教育の充実
- 生涯学習の充実
- スポーツの振興
- 芸術・文化の振興
- 青少年の健全育成
- 国際化、地域間交流の推進

基本目標2

安全・安心のまちづくり

すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら健康で安心して暮らせるよう、充実した健康福祉環境や市民活動が活発な住民性等を生かし、予防を重視した、健康寿命（健康で生活できる期間）を伸ばす保健・医療環境づくりを総合的に進めていくとともに、市民との協働に基づく地域福祉体制づくりを進めます。

また、安心して子どもを生み育てられる子育て支援の環境づくりをはじめ、高齢者や障害者の介護・自立支援の環境づくり、社会保障の充実など、市民一人ひとりを大切にした総合的な保健・医療・福祉施策を推進します。

さらに、南海・東南海地震の発生確率や中央構造線活断層の存在を踏まえた消防・防災体制の充実や、交通事故・犯罪のないまちづくり、さらには悪質商法に対応した消費者行政の推進など、危機管理体制を充実し、安全・安心な社会の形成を進めます。

施策項目

- 保健・医療の充実
- 地域福祉の充実
- 子育て支援の充実
- 高齢者施策の充実
- 障害者施策の充実
- 社会保障の充実
- 消防・防災体制の充実
- 交通安全・防犯体制の充実
- 消費者対策の充実

基本目標3

美しい環境のまちづくり

水と緑の豊かな自然と共生するまちとして、自然環境・景観の保全はもとより、あらゆる環境問題に対応した総合的な環境施策を市民と一体となって推進し、内外に誇りうる環境重視の特色あるまちづくりを進めます。

また、健康で快適な生活に欠かせない水道・下水道の整備、廃棄物の適正処理や減量化、地域資源を生かした特色あるいこいの場や親緑・親水空間の創造など、美しく快適な暮らしが実感できる、誰もが住みたくなる居住環境づくりを進めます。

施策項目

- 環境の保全と創造
- 水道の整備
- 下水道の整備
- 廃棄物処理等環境衛生対策の充実
- 公園・緑地の整備

基本目標4

生活基盤の充実したまちづくり

徳島県全体、四国全体の広域的な地域構造の変化や社会・経済情勢の変化、市民ニーズの動向を見通し、長期的・広域的視点に立って土地利用の総合調整を図り、市全体の均衡ある発展に向けた計画的かつ調和のとれた土地利用を推進します。

また、これに基づき、人々が集う中心拠点の形成や定住基盤となる快適な住宅・宅地の整備を進めるとともに、高速自動車道や国・県道の整備促進、市道の整備、バス交通網の充実など、交通の要衝としての機能を高め、さらにはCATV網の整備・利活用による情報化の推進に努め、新たな定住と交流を生み出すまちの基盤づくりを進めます。

施策項目

- 調和のとれた土地利用の推進
- 住宅施策の推進
- 道路・交通網の整備
- 情報化の推進

基本目標5

産業が発展するまちづくり

農業生産基盤の一層の充実や企業的経営の促進、担い手の育成、地産地消の促進、都市・消費者との交流の促進など、多様な支援施策を推進し、基幹産業である農業の振興に努め、京阪神大都市圏への食料供給基地としての機能の一層の強化を進めるとともに、森林の保全及び適正管理を促進します。

また、商工会の育成や新規優良企業の誘致、産業支援・研究開発機能の強化等により、商工業の振興に努めます。

さらに、「阿波の土柱」や「四国霊場札所」をはじめとする人々を癒す多様な観光・交流資源の活用を図り、観光・交流機能の拡充に努めるほか、関係機関との連携のもと、雇用・勤労者対策を推進し、産業が発展する活力に満ちたまちづくりを進めます。

施策項目

- 農林業の振興
- 商業の振興
- 工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・勤労者対策の充実

基本目標6

共に生き、共に築くまちづくり

すべての人の人権が尊重され、社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、共に生きることができるよう、人権尊重社会・男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。

また、住民自治に基づく個性豊かな地域づくり、市民と行政との協働のまちづくり、新しい公共空間の形成に向け、コミュニティ活動を一層促進していくとともに、市民との情報の共有化や各種行政計画の策定・実施・点検・見直し、公共施設の管理・運営等への市民及び民間の参画・協働の促進、多様な市民活動、まちづくり活動の促進に努め、市民と行政との協働体制の強化を図ります。

さらに、本格的な地方分権時代、三位一体改革下における真に自立可能・持続可能な地域経営の確立に向け、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、行政評価制度の導入やさらなる行財政改革を計画的、段階的に進めていきます。

施策項目

- 人権尊重社会の確立
- 男女共同参画社会の形成
- コミュニティ活動の促進
- 協働のまちづくりの推進
- 自立・持続可能な地域経営の推進

第2章 人口の目標と土地利用の方向

1. 人口の目標

本市のこれまでの人口推移（国勢調査結果）をみると、平成2年43,304人、平成7年42,657人、平成12年42,388人、平成17年41,076人と、一貫して減少傾向にあります。

これら過去の人口推移に基づき、コーホートセンサス変化率法（同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法）により人口推計を行った結果によると、本市の人口は今後も減少傾向で推移していくことが推計されています。

しかし、将来の本市の発展方向を総合的に勘案すると、多様な地域資源を最大限に活用しながら、魅力ある定住・交流基盤の整備や快適で安全・安心な生活環境の整備、福祉・教育・文化環境の充実、農業を核とした活力ある産業の振興等により、人口減少に歯止めをかけ、推計人口を上回る現状程度の人口規模を確保することを目標にすべきであると考えられ、本計画の積極的推進による増加分を見込み、平成28年度の総人口の目標を、

41,000人

と設定します。なお、年齢階層別人口、世帯数、一世帯当人数、就業構造については、次のとおり設定することとします。

●人口の目標

（単位：人、世帯、％）

項目	年	平成17年	平成28年
総人口		41,076	41,000
年少人口 (14歳以下)		5,113 (12.4)	4,540 (11.1)
生産年齢人口 (15～64歳)		24,908 (60.6)	22,810 (55.6)
老年人口 (65歳以上)		11,054 (26.9)	13,650 (33.3)
世帯数		13,046	15,020
一世帯当人数		3.15	2.73



注）平成17年は実績値（総人口には1人の年齢不詳を含む）。目標値は、コーホートセンサス変化率法等による推計をもとに本市の発展方向を勘案して設定したものであり、10人及び10世帯単位としている。

2. 土地利用の方向

土地は、市民の生活や産業活動等のあらゆる活動の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。このため、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していく必要があります。

本市では、これまで旧4町の総合計画や土地利用関連計画・関連法等に基づき、計画的な土地利用を進めてきましたが、合併に伴い、長期的・広域的視点に立った、阿波市としての一体的かつ均衡のとれた土地利用の推進が必要となっています。

土地利用は、まちづくりの最も基本的な要素であり、本市の発展に直結する極めて重要な問題であることから、市民の参画・協働のもとに多様かつ慎重に検討を重ねた上で、市民全体の合意形成を図っていく必要があります。

したがって、ここでは、そのもととなる基本的な方針、考え方を示すこととし、具体的なゾーニングや土地利用については、今後、市民及び事業者の積極的な参画・協働のもと、総合的に検討を重ねた上で、明確化していくこととします。



(1) 土地利用の基本方針

水と緑の豊かな自然環境と市民生活、産業活動とが調和した良好な地域環境の形成を図り、将来像を実現するため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 豊かな自然環境・景観の保全と創造
- 貴重な歴史文化環境・景観の保全と創造
- 農業のまちとしての優良農地の保全と有効活用
- 交流人口の増加に向けた観光・交流基盤の整備
- 定住促進に向けた快適な住宅地、市街地環境の整備
- まちの顔となる、人々が集う中心拠点の形成
- 全市的・広域的にネットワークされた便利で安全な道路・交通体系の確立

(2) 主要区域別の土地利用の方向

土地利用の基本方針に基づき、本市における土地利用について、次のように大きく4つの区域に分け、その基本的な方向性を示すと、次のとおりです。

市街地環境整備区域

国道318号及び主要地方道鳴門池田線沿いを中心に、公共施設や商業施設、住宅等が集積する人口集中区域については、利便性・安全性の向上に向けた幹線道路網の整備や住宅地の整備をはじめ、生活環境・基盤整備を進め、快適な住環境の確保に努めるとともに、商業サービス機能の強化を促進します。

また、新たな本市の顔となる、新庁舎を核とした中心拠点の形成を進め、市民の利便性の向上と魅力あるまちづくりに努めます。

集落定住区域

市街地環境整備区域以外の集落地域や住宅地については、生活道路の整備など生活環境・基盤整備を総合的に進め、農業環境、自然環境と共生する快適でうるおいのある集落環境の創出を図り、定住の促進及び地域の活性化に努めます。

農業生産区域

食料供給基地として大きな役割を果たしている農地については、農業生産基盤の一層の充実をはじめ、整備された優良農地の保全・活用、高度利用を進め、本市の基幹産業を支える生産性の高い農地として長期的に活用していくとともに、都市と農村との交流空間としての利用に努めます。

森林保全区域

森林については、将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、林業生産基盤の充実や計画的な森林施業を促進していくとともに、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全などの森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全及び育成、治山対策の促進、森林空間の総合的利用に努めます。

第3章 施策の大綱

1. 人が輝くまちづくり

(1) 学校教育の充実

子どもたちが、明日の本市を担う人材として心身共に健やかに成長していくことができるよう、幼児教育の充実及び幼保一元化の検討を進めるとともに、小・中学校教育においては、基礎・基本の確実な定着をはじめ、本市の特性や人材等を生かした特色ある教育・特色ある学校づくり、国際化や情報化、環境問題、人権尊重、福祉、食などの課題に対応した教育の充実など、生きる力の育成を重視した教育内容の一層の充実に努めます。

特に、国際感覚あふれる視野の広い人材の育成に向け、幼稚園から小・中学校を通じた英語教育の充実を重点的に進めます。

また、老朽化への対応や耐震化、バリアフリー化等を見据え、また少子化に伴う児童・生徒数の減少を勘案し、学校施設の整備及び統合を一体的に検討・推進し、快適で安全な環境づくりに努めます。

さらに、家庭や地域との連携・融合、心の問題への対応、特別支援教育の充実、登下校時や学校内における安全対策の強化、学校給食体制の充実、さらには高等学校との連携強化など、総合的な取り組みを進めます。



(2) 生涯学習の充実

市民一人ひとりが自発的意志に基づいて生涯にわたって学び続け、自己実現を図りながら充実した人生を送り、その成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を進めます。

このため、推進計画の策定など全市的な体制整備のもと、教育施設整備計画に基づく公民館や図書館等の既存の生涯学習関連施設の整備充実・有効活用を進め、施設環境の充実に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保及び登録・派遣体制の充実、学習情報提供体制の整備、さらには市民ニーズや本市の地域特性に即した多彩で特色ある学習プログラムの体系的な整備と提供を図り、学習機会の充実に努めます。

(3) スポーツの振興

市民の健康づくりやスポーツに対する関心が高まる中、すべての市民が生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の維持・増進と市民同士の交流が図れるよう、スポーツ振興計画に基づき、新たな運動公園の整備をはじめ、スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実に努めるとともに、体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成や総合型地域スポーツクラブの育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実に努めます。

(4) 芸術・文化の振興

生活の質や精神的価値が重視され、市民の芸術・文化への関心が高まる中、地域に根ざした文化の継承と新たな阿波文化の創造に向け、文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促進していくとともに、本市の文化活動の拠点となる文化ホールの整備、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の充実、指導者の育成・確保等を進め、総合的な文化環境の整備を図ります。

また、市内に存在する有形・無形の貴重な文化遺産の調査や保存・活用を進めるとともに、歴史館等の整備充実・有効利用を図り、多くの人々が本市の歴史・文化に親しめる場や機会の提供に努めます。



(5) 青少年の健全育成

全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化する中、青少年が明日の本市を担う人材として健全に育成されるよう、関係部門、関係機関・団体が一体となった健全育成体制の整備のもと、非行の防止や有害環境の浄化など健全な社会環境づくりに向けた各種の活動を推進するとともに、家庭教育に関する教室・講座の開催や相談・情報提供体制の充実等による家庭の教育機能の向上、青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実、青少年団体や育成団体、リーダーの育成に努めます。

(6) 国際化、地域間交流の推進

あらゆる分野で国際化が急速に進む中、国際化時代にふさわしい人づくり、地域づくりを進めるため、国際交流団体の育成など国際交流推進体制の整備のもと、市民主導の多様な国際交流活動を促進していくとともに、刊行物の外国語併記や窓口対応の充実をはじめ、様々な分野で外国人が住みやすく訪れやすい世界に開かれたまちづくりを進めます。

また、豊かな自然環境や農業資源、観光・交流資源をはじめとする本市の地域特性・資源を活用し、多様な分野において他自治体や学校等との交流活動を展開し、市の活性化につなげていきます。



2. 安全・安心のまちづくり

(1) 保健・医療の充実

少子高齢化の急速な進行や糖尿病の多い地域性を踏まえ、ヘルスプロモーション（自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス）の理念に基づき、市民一人ひとりの健康寿命（健康で生活できる期間）の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、健康増進計画の策定及び拠点施設の確保のもと、関係部門、関係機関・団体相互の連携を強化し、生活習慣の改善に向けた多様な健康づくり施策を総合的、計画的に推進します。



また、安心して出産・子育てができる母子保健体制の充実をはじめ、生活習慣病予防・介護予防を柱にした老人保健の充実、精神保健・難病・感染症対策の充実など、生涯の各期に応じた保健事業の充実を進めます。

医療については、疾病の発見、治療、リハビリテーションに至る一貫した医療サービスに対するニーズの高まりや救急・休日・夜間等の医療ニーズに応えられるよう、市内外の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の一層の充実を進めます。

(2) 地域福祉の充実

少子高齢化や核家族化の急速な進行等に伴い福祉ニーズが増大・多様化していく中で、すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら共に生きることができる社会づくりを目指し、地域福祉計画の策定のもと、福祉教育や啓発活動を推進し、市民の福祉意識の高揚に努めるとともに、総合的な相談・情報提供体制の確立を図ります。

また、社会福祉協議会や各種福祉団体、ボランティア団体、NPO等の福祉活動を積極的に育成・支援していくとともに、社会福祉協議会等との連携のもと、ボランティアの育成とネットワーク化、身近な地域における福祉ネットワークの形成を進めます。

(3) 子育て支援の充実

子どもの数が増えつつ減少し、全市的な視点に立った少子化対策が重要課題となっている中、次世代育成支援地域行動計画に基づき、地域子育て支援センター事業やつどいの広場事業をはじめとする子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、幼保一元化等の検討や放課後児童クラブ、児童館の整備など、地域における子育て支援の充実に努めます。

また、子どもや母親の健康の確保・増進に向けた施策の展開、次代の親の育成をはじめとする教育環境の整備、子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備、職業生活と家庭生活の両立に向けた環境整備、子どもの安全の確保、さらには児童虐待、ひとり親家庭など要保護児童へのきめ細やかな対応など、多面的な取り組みを積極的に推進します。



(4) 高齢者施策の充実

国や県の水準を上回る勢いで高齢化が進行し、市全体での超高齢社会への対応が求められる中、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防・健康づくりに向けた老人保健事業や福祉事業、地域包括支援センターを核とした地域支援事業を効果的に推進し、予防重視型システムの定着を進めていくとともに、要支援認定者を対象とした介護予防給付、要介護認定者を対象とした介護給付等を実施します。

また、高齢者の学習機会の充実やシルバー人材センターの充実支援など、生きがいつくり、社会参加に向けた施策を推進します。

(5) 障害者施策の充実

障害者の増加及び高齢化、障害の重度化・重複化が進む中、すべての障害者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、障害者基本計画・障害福祉計画に基づき、新たな制度やサービス内容に即した総合的な推進体制の強化を図りながら、ノーマライゼーション（誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）の理念の一層の浸透に向けた広報・啓発活動等を推進するとともに、介護給付や訓練等給付の実施、地域生活支援事業の推進など、新たな事業体系に基づく障害福祉サービスの提供を図ります。

また、バリアフリー（無障壁）、ユニバーサル・デザイン（すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン）のまちづくりをはじめ、障害者向け住宅の整備など、障害者が安全に安心して生活ができる環境整備を進めていくほか、保育・教育の充実や就労機会の拡大、社会参加に向けた施策の推進、保健・医療サービスの充実など、総合的な取り組みを推進します。



(6) 社会保障の充実

増加傾向にある生活保護世帯の生活の安定と自立の促進に向け、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談・指導の充実及び生活保護制度の適正な運用に努めます。

また、厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全化に向け、保健事業の推進はもとより、医療費の適正化、国保税収納率の向上に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実にも努め、制度に対する正しい理解の浸透、未加入者の加入促進に努めます。



(7) 消防・防災体制の充実

安全・安心に対する市民意識の高まりや南海・東南海地震の発生確率、中央構造線活断層の存在等を十分に踏まえ、地震や火災、風水害などあらゆる災害に強いまちづくりを総合的に進めます。

このため、消防団の活性化をはじめ、広域的な常備消防・救急体制の充実、消防施設の計画的更新を図り、地域消防力の強化を進めるとともに、地域防災計画等の指針を適宜見直しながら、総合的な防災体制の確立、市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成、CATV網の活用による災害時の情報通信体制の充実、各種資機材の備蓄、避難路・避難所等の充実等に努めます。

また、関係機関との連携のもと、河川の改修や排水路、排水機場の整備、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

さらに、世界的に地域紛争が多発する中、国民保護計画に基づき、武力攻撃等の緊急事態への備えを進めます。



(8) 交通安全・防犯体制の充実

今後の自動車交通量の一層の増加も見据えながら、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼少期からの交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道やカーブミ



ラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を計画的に進め、安全な道路環境づくりに努めます。

また、全国的に犯罪の低年齢化が進むとともに子どもが被害者となる凶悪犯罪が多発し、また本市においても子どもや女性、高齢者をねらった犯罪が増加し、犯罪に対する安全性の確保が特に重視される中、警察や関係機関・団体との連携のもと、啓発活動を積極的に推進し、市民の防犯意識の高揚や自主的な地域安全活動の促進に努めるとともに、防犯灯の整備を進めます。

(9) 消費者対策の充実

情報化の進展など消費者を取り巻く環境が大きく変化し、インターネット(世界規模の通信ネットワーク)による有料サイトの架空請求や振り込め詐欺などの悪質商法による被害が急増する中、消費者の利益を守り、トラブルを未然に防止するため、県消費者協会等関係機関との連携のもと、消費者教育・啓発の推進や消費生活情報の提供、相談体制の充実に努め、自立する消費者の育成を進めます。

3. 美しい環境のまちづくり

(1) 環境の保全と創造

水と緑の豊かな自然と共生するまちとして、内外に誇りうる環境重視の特色あるまちづくりを進めるため、地域環境総合計画（環境基本計画）の策定のもと、自然環境・景観の保全をはじめ、河川の水質汚濁の防止から地球温暖化の防止まで、あらゆる環境問題への適切な対応、省資源・省エネルギーの促進、新エネルギー導入の検討、美しい景観づくり、環境教育の推進、さらには市民・事業者の環境にやさしいライフスタイルや事業活動の促進など、市民、事業者、行政が一体となった環境施策を総合的に推進します。

(2) 水道の整備

健康で快適な市民生活に欠かせない水の供給（上水道、簡易水道）については、事業計画に基づき、施設の老朽化や耐震化への対応、災害時への対応等を勘案し、水源の確保・保全を図りながら、石綿セメント管の更新をはじめ、各種水道施設の整備を計画的に推進するとともに、水道事業の健全運営に努め、安全・安心な水の安定供給に努めます。

また、限りある水資源を有効に活用するため、節水型まちづくりを推進します。

(3) 下水道の整備

河川の水質汚濁を防止し、美しく快適な居住環境を確保するため、各地域の条件に応じた整備手法（公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等）の導入を検討・推進し、市全域における下水・生活排水処理施設の整備の早期実現に努めます。

(4) 廃棄物処理等環境衛生対策の充実

循環型のゼロエミッション（廃棄物ゼロ）社会の形成が求められる中、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ収集・運搬体制や広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、市民や事業者への啓発活動を推進しながら、分別排出の徹底や自主的な3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）運動の促進によるごみの減量化、不法投棄の防止、さらには広域的なし尿処理体制の充実、市営墓地の適正管理に努めます。

(5) 公園・緑地の整備

市民の身近なスポーツ・レクリエーションの場、交流・いこいの場、子どもの遊び場の確保と、防災面の機能強化に向け、住宅地や集落内における身近な公園の整備及び維持管理の充実に努めるとともに、市内外の人々の観光・交流・レクリエーションの場として、河川周辺や森林等を活用した特色ある親水・親緑空間の創出に努めます。

また、全市的な緑化運動、花づくり運動を展開し、花とみどりのまちづくりを進めます。



4. 生活基盤の充実したまちづくり

(1) 調和のとれた土地利用の推進

広域的な地域構造の変化や社会・経済情勢の変化、市民ニーズの動向等を見通し、市民及び事業者との協働のもと、本市の均衡ある発展に向けた土地利用の方向に基づき農業振興地域整備計画等の見直し・総合調整を一体的に推進するとともに、これらの周知や運用による適正な規制・誘導に努め、計画的かつ、調和のとれた土地利用を推進します。

また、土地の適正かつ有効な利用を図るため、地籍調査事業を推進します。

(2) 住宅施策の推進

本市の大きな課題である若者の定住促進と、環境と共生する快適で安全・安心な住まいづくりに向け、民間開発の適正な誘導等による新たな住宅地の形成を進めていくとともに、既成住宅地も含め、適切な開発指導を図りながら、今日の多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅建設を促進します。

また、市営住宅については、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくりといった視点を取り入れながら、老朽化住宅の建替、改善等を計画的に進めます。



(3) 道路・交通網の整備

交通の要衝としての機能をさらに強化し、様々な分野における本市の発展可能性を高めるため、四国縦貫自動車道の4車線化やスマートインターチェンジ

の設置を働きかけていくとともに、国道318号、主要地方道鳴門池田線、県道香美吉野線をはじめとする国・県道の整備を積極的に要請していきます。

また、これら広域幹線道路網との連携や機能分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、幹線市道や身近な生活道路の整備を計画的、効率的に進めます。

道路の整備にあたっては、安全性の確保はもとより、防災面や福祉面、環境・景観面等にも配慮した、安全でうるおいのある道づくりに努めます。

また、市民の日常生活における身近な交通手段として、路線バスの維持・確保、利便性向上に努めるとともに、観光・福祉的活用も含めた巡回バスの運行について検討・推進します。

(4) 情報化の推進

行政情報の提供をはじめ、テレビ難視聴区域の解消やデジタル放送への適切な対応、超高速通信網によるインターネットの活用、防災情報の伝達等を見据え、CATV網の整備及び利活用を進めていくとともに、これと連動しながら、行政内部におけるICT（情報通信技術）環境の一層の充実を図り、電子自治体の構築及び市全体の情報化を進めます。

また、これらを安全かつ円滑に利用・運用するため、情報セキュリティ（安全・保護）対策を進めるとともに、市民へのIT（情報技術）基礎技術習得の機会提供及び職員へのICTに関する教育・研修を推進します。

5. 産業が発展するまちづくり

(1) 農林業の振興

基幹産業である農業については、京阪神大都市圏への食料供給基地としての機能の一層の強化及び農業の持つ多面的機能の保全・活用に向け、総合的な振興施策を積極的に推進します。

このため、用排水施設の整備・保全や農道の整備等による農業生産基盤の一層の充実を進めながら、経営感覚あふれる担い手の育成・確保、後継者・新規就農者対策の推進に努め、農業生産構造の再編強化に努めます。

また、関係機関・団体と一体となった指導・支援体制の確立のもと、効率的な生産技術や機械施設の導入、関連施設の整備等による農畜産物の生産性の向上や一層のブランド化、計画的な米の生産、地域特産物の導入・産地化を促進します。

さらに、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや減農薬・減化学肥料栽培など食の安全・安心と環境に配慮した環境にやさしい農業

の促進、直売体制の充実や学校給食との連携による地産地消の促進、農業・農村体験などを通じた都市と農村との交流の促進を図り、新たな時代に即した魅力ある農業・農村の実現に努めます。

また、林業については、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、林道等の林業生産基盤の整備を進めながら、森林組合を中心とした合理的な林業生産体制の整備のもと、計画的な森林施策を促進します。

また、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全等、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林の保全及び育成を進めるとともに、環境教育やレクリエーションの場として活用し、森林空間の総合的に利用に努めます。

(2) 商業の振興

車社会の一層の進展や消費者ニーズの高度化、多様化、それらに伴う購買力の流出等の環境変化に対応し、商業活性化の核となる商工会の育成・強化に努めるとともに、これと連携しながら、経営体質の強化や後継者の育成、地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、イベント戦略の展開、さらには街並み景観の整備検討など、近代的・魅力的な商業活動の促進に向けた取り組みを進めます。

(3) 工業の振興

地域経済の発展をはじめ、雇用の場の拡充や研究・開発機能の強化を見据え、商工会等との連携のもと、既存企業の体質強化、経営の安定化、近代化に向けた支援を進めるとともに、産業支援・研究開発体制の整備を図り、起業化や新産業の創出を促進します。

また、関係機関との連携のもと、企業誘致活動を積極的に推進し、環境と共生する優良企業や研究機関の誘致に努めます。



(4) 観光の振興

多様な観光・交流資源を有する観光については、近年の自然志向・健康志向の高まりや、癒しを求めるニーズの増大等を踏まえながら、「阿波の土柱」周辺整備をはじめ、既存観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化を進めていくとともに、吉野川河川敷などの水辺空間等を生かした新たな観光・交流の場の創出に努めます。



また、特色ある観光・交流イベントや祭りの開催、広域観光体制の充実、観光PR活動の強化、農林業と連携した観光の展開、さらには市民のホスピタリティ（もてなしの心）の向上など、多面的な取り組みを一体的に推進し、滞在型の癒しの郷づくりを目指します。

(5) 雇用・勤労者対策の充実

雇用情勢が依然として厳しい状況にある中、各種産業振興施策を積極的に推進し、雇用の場の拡充を目指すほか、関係機関との連携のもと、就職相談や就職情報の提供を図り、地元就職及びU・Iターンの促進、高齢者や女性・障害者などの雇用促進に努めます。

また、労働条件の向上促進をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実を進め、すべての就業者が健康で快適に就業できる環境づくりを進めます。

6. 共に生き、共に築くまちづくり

(1) 人権尊重社会の確立

同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する市民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人がお互いの人権を尊重し共に生きる社会を築いていくため、県の人権教育・啓発に関する基本計画等に基づく市の基本計画の策定を図り、これまでの取り組みを踏まえながら、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場と機会を通じて人権教育及び人権啓発を推進します。

(2) 男女共同参画社会の形成

男女がお互いの人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合うことができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画に関する市の基本計画策定のもと、旧来からの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革の推進をはじめ、幅広い分野における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、労働・雇用における男女共同参画の推進、さらにはドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力行為）などのあらゆる暴力の根絶や女性の健康の保持・増進に向けた環境整備を進めます。

(3) コミュニティ活動の促進

これまで育まれてきたコミュニティの継承と新たな時代の住民自治に基づく個性豊かな地域づくりに向け、コミュニティの重要性についての啓発活動の推進をはじめ、身近な活動拠点となる集会施設の整備や自主管理・運営の促進、新たなコミュニティ組織・リーダーの育成、さらには地域の伝統・文化を保存・継承する特色ある活動や個性あるコミュニティづくり、地域計画づくりに対する支援の推進など、新時代のコミュニティ形成に向けた仕組みづくりを進めます。

(4) 協働のまちづくりの推進

あらゆる分野において市民と行政とが手を携えて行動を起こす協働のまちづくりが活発に進められるよう、市民参画・協働に関する指針づくりのもと、ホームページや広報紙、CATVの充実・活用等による広報・広聴活動の一層の充実、円滑な情報公開の推進、まちづくりに関する学習機会の提供を図り、市民と行政との情報・意識の共有化を図ります。

また、各種行政計画の策定における委員等の一般公募、ワークショップ(研究・作業の場)、パブリックコメント(ホームページ等を活用した住民意見の聴取)の導入等を進めるほか、PFI(公共サービスの供給を民間主導型で行う仕組み)や指定管理者制度(公共施設の運営管理を民間事業者も担えるようにする制度)の活用等による公共施設の整備・管理・運営等への民間の参画・協働を促進します。

さらに、多様な市民団体やボランティア、NPO(民間非営利組織)を育成・支援していきます。

(5) 自立・持続可能な地域経営の推進

新たな時代に即した真に自立可能・持続可能な地域経営を推進するため、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、行政評価制度を研究・導入し、政策や施策、事業の計画・実施・点検・見直しのサイクルを構築していくとともに、行財政改革大綱や集中改革プラン等の指針に基づき、事務事業の見直しや簡素で効率的な組織・機構の構築、定員管理・給与の適正化、公共施設や外郭団体等の見直しなど、さらなる行政改革を積極的に推進します。

また、市民サービスの向上と防災拠点の形成、将来を見据えた魅力あるまちづくりに向け、新庁舎の整備を図ります。

さらに、極めて厳しい財政状況を勘案し、財政健全化計画等に基づき、すべての分野における徹底的な経費の見直しや、収納率向上対策、使用料・手数料の見直し等による自主財源の確保を図るとともに、財政状況の分析・公表を行いながら、限られた財源の重点配分に努め、効率的で持続可能な財政運営を推進します。

また、行政ニーズの一層の多様化、広域化に対応し周辺自治体との連携のもと、広域行政を推進します。

第4章 未来を築く重点施策

将来像を実現するためには、「第3章 施策の大綱」に基づく各分野の施策を総合的、計画的に推進していく必要がありますが、ここでは、それらの施策の中で、本市の新たなまちづくりにおいて特に重点的に取り組むべき施策を抽出し、「未来を築く重点施策」として位置づけました。

基本目標別に重点施策を示すと、次のとおりです。



未来を築く重点施策

基本目標1

人が輝くまちづくり

- 学校教育環境の整備
- 幼稚園から小・中学校を通じた英語教育の充実
- 生きる力の育成を重視した教育内容の充実
- 登下校時や学校の安全対策
- 不登校やいじめ等心の問題への対応
- 特色ある生涯学習プログラムの整備・提供
- 家庭教育に関わる教室・講座の開催
- スポーツ施設の整備
- ニュースポーツの普及
- 総合型地域スポーツクラブの育成
- 文化ホールの整備
- 国際交流団体の育成と市民主導の交流活動の促進

基本目標2

安全・安心のまちづくり

- 健康増進計画の策定とこれに基づく各種健康づくり施策の推進
- 保健・教育・農業部門等の連携による食育の推進
- 思春期保健対策の充実
- 地域医療体制・救急医療体制の充実
- 地域福祉計画の策定と推進
- 乳幼児医療費助成の充実
- 地域子育て支援センター事業の充実
- 保育サービスの充実及び幼保一元化等の検討・推進
- 各地区への児童館や放課後児童クラブの整備
- 高齢者の介護予防のための地域支援事業の推進
- バリアフリー（無障壁）、ユニバーサル・デザイン（すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン）のまちづくりの推進
- 消防団活性化対策の推進
- 自主防災組織の育成
- CATV網を利用した音声告知機による災害時の情報通信体制の整備充実
- 避難所等の充実、避難建物の耐震化
- 河川の改修や排水路、排水機場の整備、急傾斜地の崩壊防止など治山・治水対策の促進
- 国民保護計画に基づく緊急事態対策の推進
- 交通安全教育・啓発の推進と交通安全施設の整備
- 通学路の安全対策の強化
- 悪質商法の急増に対応した消費者教育・啓発の推進



基本目標3

美しい環境のまちづくり

- 地域環境総合計画（環境基本計画）の策定とこれに基づく環境施策の総合的推進
- 環境教育・啓発活動の推進
- 市民・事業者の環境にやさしいライフスタイルや事業活動の促進
- 水道施設の整備
- 下水道の整備
- 3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）運動の促進
- ごみの不法投棄対策の推進
- 身近な公園の整備
- 全市的な緑化運動、花づくり運動の展開

基本目標4

生活基盤の充実したまちづくり

- 新庁舎を核とした市の中心拠点の形成
- 地籍調査事業の推進
- 新たな住宅地の形成促進
- 市営住宅の建替・改善の推進
- 四国縦貫自動車道の4車線化及びスマートインターチェンジの設置促進
- 国・県道の整備促進
- 幹線市道の整備
- CATV網の整備及びこれを利活用した各種情報システムの構築・運用



基本目標5

産業が発展するまちづくり

- 用排水施設や農道の整備など農業生産基盤の整備
- 認定農業者の育成・確保と集落営農の促進、農業経営の法人化の促進
- 後継者・新規就農者対策の推進
- 生産性の向上、一層のブランド化の促進
- 環境にやさしい農業の促進
- 農産物直売施設の整備や学校給食との連携による地産地消の促進
- 農業・農村体験など都市と農村との交流の促進
- 遊休農地、耕作放棄地対策の推進
- 森林施業の促進
- 商工業の育成・強化
- 優良企業の誘致
- 観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化の推進
- 広域観光体制の充実
- 観光PR活動の強化

基本目標6

共に生き、共に築くまちづくり

- 人権教育・啓発に関する市の基本計画の策定と推進
- 男女共同参画の推進
- 地域計画づくりに対する支援の推進
- ホームページの充実・活用による広報・広聴活動の充実
- 各種行政計画策定における委員の一般公募、ワークショップ（研究・作業の場）、パブリックコメント（ホームページ等を活用した住民意見の聴取）の導入
- 指定管理者制度（公共施設の運営管理を民間事業者も担えるようにする制度）の活用等による公共施設の整備・管理・運営等への市民及び民間の参画・協働の促進
- 行財政改革大綱・集中改革プラン等に基づく行財政改革の積極的推進

第1次阿波市総合計画「わたしの阿波未来プラン」基本構想の構成

阿波市の概況

位置と地勢

- 徳島県中央北部の吉野川北岸に位置
- 北部には阿讃山脈が連なり、緑豊かな山々を有する
- 阿讃山脈を源とする河川が流れ、それぞれに南面傾斜の扇状地を形成
- 東西に開けた平野部は高品質な農産物の産地を形成
- 総面積190.97km²

人口と世帯

- 総人口41,076人、減少傾向
- 年少人口比率12.4%、老年人口比率26.9%、少子高齢化の急速な進行
- 総世帯数13,046世帯、一世帯当人数3.15人、核家族化の進行

阿波市の特性

特性1

郷土愛と奉仕精神あふれる人が住み、ボランティア活動をはじめ市民活動が活発な市民パワーのまち

特性2

阿讃山脈を背に、吉野川をのぞむ、水と緑の豊かな自然と共生するまち

特性3

県都徳島市に近接するとともに、交通の要衝として重要な位置を占めるまち

特性4

京阪神大都市圏へ豊富で新鮮な食料を供給する県下有数の農業のまち

特性5

「阿波の土柱」や「四国霊場札所」をはじめ、人々を癒す多様な観光・交流資源を有するまち

特性6

多くの医療機関など保健・医療・福祉環境が充実した健康福祉のまち

市民ニーズの動向

(1) 市への愛着度と今後の定住意向

- “愛着を感じている” 75.0%
- “住み続けたい” 86.3%

(2) 市の各環境に対する満足度と重要度

満足度	
1位	自然環境の豊かさ
2位	水道の整備状況
3位	ごみの収集・処理の状況
不満足度	
1位	交通機関の便利さ
2位	就業・雇用の場の整備状況
3位	観光・レクリエーション基盤の整備状況
重要度	
1位	火災や災害からの安全性
2位	ごみの収集・処理の状況
3位	防犯、交通安全施設整備の状況

(3) 今後のまちづくりの特色

- 1位 健康・福祉のまち 43.7%
- 2位 快適住環境のまち 31.3%
- 3位 子育て・教育のまち 24.6%

(4) 市の重点施策

- 1位 保健・医療の充実 40.1%
- 2位 高齢者施策の充実 31.9%
- 3位 ごみ処理等環境衛生対策の充実 26.2%
- 4位 交通安全・防犯体制の充実 25.4%
- 5位 道路・交通網の整備 23.8%

阿波市を取り巻く時代潮流

- 時代潮流1** 実行段階を迎えた地方分権、求められる住民協働に基づく新たな地域経営
- 時代潮流2** 急速に進む少子高齢化、到来した人口減少時代
- 時代潮流3** 急速に高まる安全・安心への意識
- 時代潮流4** 求められる持続可能な循環型社会の形成
- 時代潮流5** 急進展する情報化・国際化
- 時代潮流6** 厳しさを増す産業をめぐる経営環境
- 時代潮流7** 求められる共生社会への移行

阿波市の発展課題

発展課題1

明日の阿波市を担う子どもたちの育成、市民一人ひとりが輝く生涯学習・文化のまちづくり

発展課題2

少子高齢化への市全体での対応、すべての市民が健康で安全・安心に暮らすことができる環境づくり

発展課題3

豊かな自然と共生するまちとしての環境重視のまちづくり、美しく快適な住みたくなる居住環境づくり

発展課題4

交通の要衝としての新たな定住と交流を生み出す基盤づくり、人々が集う中心拠点の形成

発展課題5

基幹産業である農業の振興と観光資源の活用を柱とした、自立した産業構造の確立

発展課題6

真に自立可能・持続可能な行財政体制の確立、市民と行政とが手を携えて行動を起こす協働のまちづくり

新たなまちづくりの基本理念

協働・創造・自立のまちづくり

協働

市民と行政との新たな関係を構築し、知恵と力を合わせて阿波市をつくります。

創造

本市ならではの特性・資源を生かし、個性的で魅力ある、誇りうる阿波市を創造します。

自立

地方分権時代の自主・自立のまちづくり、住民自治の地域づくりを進めます。

阿波市の将来像

あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市

すこやか空間

やすらぎ空間

にぎわい空間

かいてき空間

将来像実現のための基本目標 施策項目 未来を築く重点施策

すこやか空間

基本目標1

人が輝くまちづくり

- 学校教育の充実
- 生涯学習の充実
- スポーツの振興
- 芸術・文化の振興
- 青少年の健全育成
- 国際化、地域間交流の推進

- 学校教育環境の整備
- 生きる力の育成を重視した教育内容の充実
- 特色ある生涯学習プログラムの整備・提供等

基本目標2

安全・安心のまちづくり

- 保健・医療の充実
- 地域福祉の充実
- 子育て支援の充実
- 高齢者施策の充実
- 障害者施策の充実
- 社会保障の充実
- 消防・防災体制の充実
- 交通安全・防犯体制の充実
- 消費者対策の充実

- 乳幼児医療費助成の充実
- 高齢者の介護予防のための地域支援事業の推進
- 自主防災組織の育成等

かいてき空間

基本目標3

美しい環境のまちづくり

- 環境の保全と創造
- 水道の整備
- 下水道の整備
- 廃棄物処理等環境衛生対策の充実
- 公園・緑地の整備

- 地域環境総合計画（環境基本計画）の策定とこれに基づく環境施策の総合的推進
- 環境教育・啓発活動の推進等

基本目標4

生活基盤の充実したまちづくり

- 調和のとれた土地利用の推進
- 住宅施策の推進
- 道路・交通網の整備
- 情報化の推進

- 新庁舎を核とした市の中心拠点の形成
- 幹線市道の整備
- CATV 網の整備及びこれを活用した各種情報システムの構築・運用等

にぎわい空間

基本目標5

産業が発展するまちづくり

- 農林業の振興
- 商業の振興
- 工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・勤労者対策の充実

- 用排水施設や農道の整備など農業生産基盤の整備
- 商工業の育成・強化等

基本目標6

共に生き、共に築くまちづくり

- 人権尊重社会の確立
- 男女共同参画社会の形成
- コミュニティ活動の促進
- 協働のまちづくりの推進
- 自立・持続可能な地域経営の推進

- 人権教育・啓発に関する市の基本計画の策定と推進
- 男女共同参画の推進
- 行財政改革大綱・集中改革プラン等に基づく行財政改革の積極的推進等



わたしの阿波未来プラン

第3編

基本計画

第1次阿波市総合計画

第1章●人が輝くまちづくり	54
第2章●安全・安心のまちづくり	68
第3章●美しい環境のまちづくり	85
第4章●生活基盤の充実したまちづくり	92
第5章●産業が発展するまちづくり	98
第6章●共に生き、共に築くまちづくり	108

第1章 人が輝くまちづくり

1. 学校教育の充実

現状と課題

子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力を身につけ、未来を担う人材として心身共に健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

平成18年5月現在、本市には幼稚園が9園、小学校が11校（うち1校休校）、中学校が4校あり、幼稚園園児数は419人、小学校児童数は2,170人、中学校生徒数は1,165人となっています。

本市ではこれまで、学校施設の計画的整備はもとより、幼稚園から小・中学校を通じた英語教育の充実をはじめとする社会変化に対応した教育内容の充実、子どもの安全対策、心の問題への対応など、教育環境の整備を積極的に進めてきました。

しかし、少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を重視した教育内容の一層の充実、老朽化への対応や耐震化、児童・生徒数の減少を勘案した学校施設の整備、心の健康づくりの充実、総合的な安全対策の推進等が課題となっています。

このため、教育施設整備計画に基づき、学校施設の整備を推進し、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、英語教育や体験活動を重視した生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育の充実、安全対策の強化、学校給食体制の充実、さらには高等学校との連携強化など、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

●幼稚園園児数の推移

(単位：学級・人)

区分	年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
一条幼稚園	学級数	2	2	2	2	2
	園児数	38	41	46	34	50
柿原幼稚園	学級数	2	2	2	2	1
	園児数	27	23	28	21	12
土成中央幼稚園	学級数	土成幼 4	土成幼 4	5	5	6
		御所幼 2	御所幼 2			
	園児数	土成幼 89	土成幼 68	141	147	148
		御所幼 55	御所幼 58			
八幡幼稚園	学級数	2	2	2	2	2
	園児数	28	28	30	23	20
市場幼稚園	学級数	3	2	2	2	3
	園児数	49	39	44	42	54
大俣幼稚園	学級数	2	2	2	2	2
	園児数	39	44	24	27	36
久勝幼稚園	学級数	2	2	2	2	2
	園児数	51	28	46	30	28
伊沢幼稚園	学級数	2	2	2	2	2
	園児数	30	28	28	30	28
林幼稚園	学級数	2	2	2	2	2
	園児数	40	41	48	49	43
幼稚園合計	学級数	23	22	21	21	22
	園児数	446	398	435	403	419

注) 各年5月1日現在。

資料：学校基本調査

●小学校児童数の推移

(単位：学級・人)

区分		年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
一条小学校	学級数		11	10	11	11	11
	児童数		267	253	244	257	263
柿原小学校	学級数		9	9	9	8	8
	児童数		176	181	180	169	171
御所小学校	学級数		6	6	6	6	7
	児童数		147	149	153	157	171
土成小学校	学級数		12	12	12	13	12
	児童数		259	270	259	264	256
八幡小学校	学級数		7	7	7	7	7
	児童数		135	141	144	143	144
市場小学校	学級数		13	13	13	13	14
	児童数		329	313	320	310	305
大俣小学校	学級数		7	7	8	8	8
	児童数		165	148	154	147	139
久勝小学校	学級数		12	12	11	11	11
	児童数		253	257	245	251	248
伊沢小学校	学級数		11	11	10	9	9
	児童数		269	263	242	225	200
林小学校	学級数		13	13	13	13	12
	児童数		308	292	268	270	273
小学校合計	学級数		101	100	101	99	99
	児童数		2,308	2,267	2,260	2,193	2,170

注) 各年5月1日現在。平成12年度より大影小学校休校。

資料：学校基本調査



●中学校生徒数の推移

(単位：学級・人)

区分		年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
吉野中学校	学級数		10	9	10	10	9
	生徒数		271	260	247	239	227
土成中学校	学級数		9	9	8	8	8
	生徒数		256	237	213	208	215
市場中学校	学級数		12	12	11	11	10
	生徒数		327	306	290	300	289
阿波中学校	学級数		14	14	15	15	15
	生徒数		418	422	441	439	434
中学校合計	学級数		45	44	44	44	42
	生徒数		1,272	1,225	1,191	1,186	1,165

注) 各年5月1日現在。

資料：学校基本調査

施策の体系

学校教育の充実

- 学校施設の整備
- 生きる力の育成を重視した教育内容の充実
- 家庭や地域との連携・融合
- 心の問題への対応
- 特別支援教育の充実
- 安全対策の強化
- 学校給食体制の充実
- 高等学校との連携強化

主要施策

(1) 学校施設の整備

- ① 老朽化への対応や耐震化、バリアフリー（無障壁）化に向け、学校施設の整備を推進します。
- ② 情報教育のためのパソコンの更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

(2) 生きる力の育成を重視した教育内容の充実

- ① 幼児教育の振興に関する計画の策定のもと、幼稚園における教育体制・教育内容の充実をはじめ、幼保一元化や認定子ども園による幼稚園と保育所機能等の統合化について検討・推進します。
- ② 確かな学力の育成に向け、幼・小・中の連携強化のもと、指導体制の充実に努めるとともに、本市の自然や歴史、産業、地域の人材等を生かした多様な体験活動を推進し、特色ある教育・特色ある学校づくりを進めます。
- ③ 英語活動を通じて、外国の言語や文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育成するため、英語指導教員やALT（外国語指導助手）の活用等による指導体制・指導内容の充実のもと、幼稚園から小・中学校を通じた英語教育の一層の充実を重点的に進めます。
- ④ 情報化の一層の進展や循環型社会の形成に対応した情報教育、環境教育の充実を図ります。
- ⑤ 道徳教育や人権教育、福祉教育など、豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。
- ⑥ 体育、健康教育、食育など、健康・体力を育む教育の充実を図ります。



(3) 家庭や地域との連携・融合

地域社会への学校施設の開放をはじめ、学校評議員制度の活用、児童・生徒や教職員の地域社会との交流等を通じ、家庭や地域と一体となったよりよい学校づくり、開かれた学校づくりを進めます。

(4) 心の問題への対応

不登校やいじめ等心の問題に対し、教職員や保護者を対象とした研修会の開催や相談体制の充実、適応指導教室の開設等を図り、問題の防止と解消に努めます。

(5) 特別支援教育の充実

関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

(6) 安全対策の強化

子どもを守る会の全市的な組織化と活動の充実を促進していくとともに、交通安全対策の推進や定期的な避難訓練の実施、学校内における防犯施設・設備の整備など、登下校時や学校内における児童・生徒の安全対策の強化を図ります。

(7) 学校給食体制の充実

全市的な視点から学校給食体制の整備を検討・推進するとともに、安全でおいしい給食の提供と地産地消・食育の視点に立った取り組みを進めます。

(8) 高等学校との連携強化

市内の高等学校との連携を強化し、中高連携教育を推進するとともに、学校施設の開放や生徒の地域社会との交流活動を促進し、本市のまちづくりへの活用を進めます。



2. 生涯学習の充実

現状と課題

生活課題やライフスタイルの多様化が一層進む中で、いつでも、誰でも、どこでも学びたいことを学ぶことができる生涯学習社会の形成が求められています。

本市では、市民の学習ニーズに応えるため、公民館事業や生涯学習事業として、幼児から高齢者までの各段階に応じた様々な講座・教室を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成等に努めています。

このような中、各種団体や地域住民による自主的な学習活動が活発に行われていますが、社会・経済情勢の急速な変化に伴います多様化、高度化する学習ニーズに対応した、公民館事業と生涯学習事業との一体化等による総合的な体制整備が大きな課題となっているほか、各種講座等への参加者の固定化、自主的な学習活動への移行の遅れ、関連施設の老朽化等の問題もみられ、市民一人ひとりが自発的意志に基づいて学び続け、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる、まちづくりの一環としての学習環境の整備が求められています。

このため、市民にとってわかりやすい生涯学習体系の確立をはじめ、公民館や図書館をはじめとする生涯学習関連施設の整備充実に努めるとともに、市民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備と提供等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。



施策の体系

生涯学習の充実

- 生涯学習推進計画の策定
- 生涯学習関連施設の整備充実・機能強化
- 指導者・ボランティアの育成・確保と活用
- 学習情報提供・相談体制の充実
- 特色ある生涯学習プログラムの整備・提供
- 関係団体の育成

主要施策

(1) 生涯学習推進計画の策定

今後の本市における生涯学習を総合的に推進するため、全市的な推進組織の設置のもと、これまでの各種事業の評価と市民ニーズの的確な把握に基づき、生涯学習推進計画の策定を図ります。

(2) 生涯学習関連施設の整備充実・機能強化

教育施設整備計画に基づき、公民館、図書館をはじめ、生涯学習関連施設の整備充実・機能強化を計画的に推進します。特に、図書館については、市民の学習情報の提供拠点として、その機能及び運営体制の見直し充実を積極的に進めます。

(3) 指導者・ボランティアの育成・確保と活用

養成講座の開催や各種団体との連携等を通じ、様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保を図るとともに、登録・派遣体制の充実を図り、有効活用を進めます。

(4) 学習情報提供・相談体制の充実

情報化施策と連動しながら、市民が必要とする学習関連情報を適切に提供できる体制の整備や、学習活動を支援するための相談体制の整備を図ります。

(5) 特色ある生涯学習プログラムの整備・提供

各世代の学習ニーズや本市の地域特性を踏まえ、既存の講座や教室等の充実を核に、多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

(6) 関係団体の育成

社会教育団体や自主的な学習団体・サークルの育成を図り、各種活動の活発化を促進します。



3. スポーツの振興

現状と課題

スポーツは、心身の鍛練や健康増進に役立つだけでなく、住民相互の交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、大きな役割を担っています。

本市のスポーツ活動は、体育協会や体育指導委員会を中心に展開されており、各種のスポーツ大会・教室等が開催されているほか、体育協会加盟のスポーツ団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等が様々なスポーツ活動を活発に展開しています。市では、これら市民主体のスポーツ活動の育成・支援や、スポーツ施設の整備充実をはじめ、スポーツの一層の振興に向けた条件整備に努めています。

しかし、近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、老朽化等に対応した施設面の充実が求められているほか、一方では参加者の固定化などの状況もみられ、ニュースポーツの普及や子どものスポーツ振興をはじめ、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。



●体育協会加盟スポーツ団体の状況

(単位：人)

団体名	会員数	団体名	会員数
テニス協会	66	ゲートボール協会	172
バスケットボール協会	26	サッカー協会	33
軟式野球連盟	133	バレーボール連盟	174
ソフトテニス連盟	87	ソフトボール協会	609
剣道協会	46	スポーツ少年団	834
柔道協会	75	陸上競技協会	54
グラウンドゴルフ協会	294		

注) 平成 18 年 4 月 1 日現在。

資料：社会教育課

●スポーツ少年団の状況

(単位：人)

団体名	会員数	団体名	会員数
錬心館空手	22	少林寺拳法徳島市場	46
阿波少年剣道教室	14	土成レインボー	17
HAYASHI ファンタジアフットボールクラブ	48	御所サッカー	31
阿波ジュニアソフトテニスクラブ	32	土成剣道	19
阿波 T T C	16	土成空手教室	18
阿波ミニバスケットボールクラブ	39	土成ミラクル	17
阿波北 J V C	18	御所スポーツ少年団	22
阿波 J V C	10	日本拳法土成	43
阿波ファイターズ	36	吉野柔道	7
伊沢スバル	24	柿原スポーツ少年団	18
阿波ジュニア陸上クラブ	20	一条 F C	29
大俣スポーツ少年団	31	阿波市空手道	16
八幡ミニバスケットボールクラブ	32	吉野少年剣道教室	20
市場ジャイアンツ	22	合気道教室	14
阿波柔道	15	ガッツ吉野	16
八幡 F C	66	吉野チェリーズ	25
市場剣道教室	14	少林寺拳法徳島土成	6
市場ミッキーマウス	23	吉野ファイターズ	24
ファンタジスタ 2005	28	大俣シャトルスターズ	19
市場ジュニアソフトテニスクラブ	33	阿波柔志館クラブ	18
八幡ヤンキース	16	あわキッズ&ジュニアテニス	8

注) 平成 18 年 4 月 1 日現在。

資料：社会教育課

施策の体系

スポーツの振興

- スポーツ振興計画の策定
- スポーツ施設の整備充実・有効活用
- スポーツ団体、指導者の育成
- 幅広いスポーツ活動の普及促進

主要施策

(1) スポーツ振興計画の策定

今後の本市におけるスポーツ振興を総合的に進めるため、様々なスポーツに関する課題と市民ニーズの的確な把握のもと、スポーツ振興計画の策定を図ります。

(2) スポーツ施設の整備充実・有効活用

点在するスポーツ施設の適正配置等の検討のもと、総合的な運動公園の整備をはじめ、老朽化の状況や利用ニーズに即した既存施設の整備充実を進めていくとともに、外部委託も視野に入れた管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

(3) スポーツ団体、指導者の育成

- ① 体育協会及びスポーツ少年団をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成を図るとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、市民主体のスポーツ活動の一層の活発化を促進します。
- ② 総合型地域スポーツクラブについて、行政主導型から自主運営型のクラブへの転換に向けた取り組みを推進し、自主的な活動を促していくとともに、各地区における組織化を促進します。

(4) 幅広いスポーツ活動の普及促進

- ① スポーツや健康づくりの重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、各種スポーツ情報の収集・提供を図り、市民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。
- ② 体育協会や体育指導委員会等と連携し、各種スポーツ大会・教室、各種健康づくり事業等の内容充実を図り、幅広いスポーツ活動の普及促進に努めます。特に、健全育成と健康増進、世代間交流に向けた子どものスポーツ振興と高齢化への対応を見据え、ニュースポーツの普及を積極的に進めます。
- ③ 市民の競技力の維持・向上、競技スポーツの振興に向け、広域的な大会への参加を促進します。



4. 芸術・文化の振興

現状と課題

芸術・文化は、人々が豊かな社会生活を送る上で重要な要素であり、誰もが気軽に芸術・文化にふれ、活動することができる環境整備が求められています。

本市では、公民館や文化協会をはじめとする各種芸術・文化団体が中心となって、様々な芸術・文化活動が活発に行われています。市では、これら市民主体の芸術・文化活動を育成・支援しているほか、文化祭をはじめとする文化行事を展開し、芸術・文化の振興に努めています。

しかし、音楽会や演劇などの多様な芸術・文化を鑑賞する場や成果を発表する場が不足しており、拠点施設の整備が大きな課題となっているほか、各種活動への参加者の固定化や指導者不足といった状況もみられ、今後一層、体制の充実を図って文化の香り高いまちづくりを総合的に進めていく必要があります。

また、本市には、国指定重要文化財「切幡寺大塔」や国指定天然記念物「野神の大センダン」、「阿波の土柱」をはじめ、有形・無形の貴重な文化財が数多くあり、平成18年4月現在、国・県・市指定の文化財は合計70件にのぼります。

本市では、これらの文化財の保存・活用や発掘調査等を進めているほか、歴史館等において展示・公開しています。

文化財は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本市の歴史や文化、風土を内外に発信する上で重要な役割を担っていることから、適正な保存・活用、歴史館等の整備充実・有効利用等に努め、多くの人々が本市の歴史・文化に親しめる場や機会の提供に努める必要があります。

●指定文化財の状況

指定別	種別	名称	所在地
国指定(3)	重要文化財	切幡寺大塔	市場町切幡字観音 129
	天然記念物	野神の大センダン	阿波町野神 3-1
	天然記念物	阿波の土柱	阿波町北山 540ノ内・桜岡 468、470、472、473ノ内
県指定(16)	有形文化財	熊谷寺仁王門(山門)附石碑	土成町土成字前田 185
		熊谷寺大師堂	
		熊谷寺多宝堂	
		熊谷寺中門	
		熊谷寺鐘楼	
		熊谷寺大師堂内厨子	土成町吉田字一の坂 9
		千手観音像	
		木造大日如来坐像	市場町山野上字大西 63
		銅造誕生釈迦仏立像	
	木造弘法大師坐像	土成町土成字前田 185	
	やり銘 康継(紋入)	阿波町森沢 89	
	史跡	北岡古墳	阿波町北岡 74-2、115-1
天然記念物	案内神社の大クス	吉野町柿原字シノ原 337	
	境目のイチヨウ	市場町大影字境目 92-1	
	尾開のクログネモチ	市場町尾開字日吉 576	
	大野島のフジとクス	市場町大野島字天神 66	
市指定(51)	有形文化財	西光寺の山門	市場町大野島字稲荷 53
		神宮寺芽葦方丈	土成町吉田字一の坂 9
		石佛	土成町高尾字法教田
		弘法大師坐像	市場町大野島字稲荷 53
		獅子頭一对	土成町土成字丸山 46-1 阿波市立土成歴史館
		刀 曾我部元義	阿波町大道南 260-3

指定別	種別	名称	所在地
市指定	有形文化財	阿波郡之内水田村家数人数牛馬御改御帳外二十三件	土成町水田
		熊谷寺の板碑	土成町土成字前田 152-2
		出口の板碑	土成町水田字出口 62-3
		阿弥陀立像画像板碑	市場町伊月字大桑ノ北 97-1
		阿弥陀三尊来迎画像板碑	市場町伊月字秀清 92
		阿弥陀立像画像板碑	市場町香美字原田 120-3
		古虚空蔵堂板碑群 阿弥陀立像画像板碑	市場町香美字八幡本 164
		古虚空蔵堂板碑群 名号板碑	
		古虚空蔵堂板碑群 阿弥陀三尊種子板碑	
		古虚空蔵堂板碑群 阿弥陀立像画像板碑	
		古虚空蔵堂板碑群 阿弥陀三尊種子板碑	
		古虚空蔵堂板碑群 阿弥陀立像画像板碑	
		古虚空蔵堂板碑群 阿弥陀三尊種子板碑	
		阿弥陀立像画像板碑	
		六地藏画像板碑	市場町山野上字白坂 36-1
		大日如来種子板碑	
		阿弥陀立像画像板碑	市場町山野上字中山 108-1
		阿弥陀立像画像板碑	市場町大野島字王子前 42-1
		阿弥陀三尊種子板碑	市場町香美字住吉本 68
		阿弥陀三尊種子板碑	市場町香美字郷社本 18
	境目の目当て石	土成町土成字丸山 46-1 阿波市立土成歴史館	
	有形民俗文化財	藍作灌水図	吉野町西条字大西 4-1
		聖幢寺木造地藏菩薩	吉野町柿原字谷 127 番地
	無形民俗文化財	御所神社の獅子舞	土成町吉田字椎ヶ丸 6
		案内神社獅子舞	吉野町柿原 1 丁目 84
	史跡	土御門上皇行宮跡	土成町吉田字御所屋敷のー 86
		浦之池	土成町浦池字万代 1305-1
		秋月城跡	土成町秋月字乾
		安国寺跡	土成町秋月字明月 81 他
		穴薬師古墳	土成町土成字南原 208
		細川和氏の墓	土成町秋月字明月 81 他
		土御門上皇終焉伝説地	土成町宮川内字上畑 103
		秋月城社の跡	土成町秋月字乾 26-2 付近
		土御門上皇女御嵯峨庵跡	土成町宮川内字下山田 71-5 付近
		秋月城的場の跡	土成町秋月字乾 82-5 付近
		原田城跡	土成町吉田字北門 30-6 付近
秋月城竈跡		土成町秋月字乾 33	
丸山古墳		土成町高尾字熊ノ庄 120 他 6 筆	
郡城跡		土成町郡字西ノ宮 869-1 付近	
尊光寺跡		土成町浦池字九王谷 2248-9	
岩屋古墳		土成町高尾字向山 70-1、71-1	
椎ヶ丸古墳		土成町吉田字椎ヶ丸 4-1	
蛭子瓦窯跡		土成町秋月字蛭子	
天然記念物	アサザ（浦之池群生）	土成町浦池字万代 1305-1	
	柿原小学校ユウカリ	吉野町柿原字ヒロナカ 256-1、2、3	

注) 平成 18 年 4 月 1 日現在 (所在地については平成 19 年 1 月 1 日現在)。

資料：社会教育課

施策の体系

芸術・文化の振興

- 芸術・文化団体、指導者の育成
- 文化ホールの整備
- 芸術・文化の鑑賞・発表機会の充実
- 文化財の保存・活用
- 歴史館等の整備充実・有効利用

主要施策

(1) 芸術・文化団体、指導者の育成

文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、市民主体の芸術・文化活動の一層の活発化を促進します。

(2) 文化ホールの整備

新たな時代の本市の芸術・文化の発信基地として、文化ホールの整備を図ります。

(3) 芸術・文化の鑑賞・発表機会の充実

文化祭をはじめ、音楽会や演劇会、美術展など、魅力ある文化行事を市民との協働のもとに企画・開催し、多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(4) 文化財の保存・活用

指定文化財の適正な保存・活用、その他の文化財の調査及び指定、保存・活用に努めるとともに、「獅子舞」などの無形文化財についても、保存団体や後継者の育成を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。

(5) 歴史館等の整備充実・有効利用

歴史館等について、そのあり方を検討し、統廃合を含めた合理化を図り、市民に開かれた特色ある館づくりを行うとともに、本市の歴史・文化の研究拠点として、有効利用に努めます。



5. 青少年の健全育成

現状と課題

少子化や核家族化の進行をはじめ、社会・経済情勢の急速な変化とともに、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。

本市では、青少年育成センターが中心となり、市内の防犯、青少年の健全育成、補導員による補導活動等を実施しているほか、青少年健全育成市民会議を設置して、啓発活動の推進や自然体験講座の実施をはじめとする青少年の健全育成に向けた各種の活動を積極的に進めています。

今後とも、青少年の健全育成は本市の重要課題であるという認識に立ち、全市的な体制整備のもと、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

施策の体系

青少年の健全育成

- 健全育成体制の整備
- 健全な社会環境づくりの推進
- 家庭の教育機能の向上
- 青少年の体験・交流活動等への参画促進
- 青少年団体、リーダーの育成

主要施策

(1) 健全育成体制の整備

青少年健全育成市民会議の充実・活用を図るとともに、青少年育成センターをはじめとする関係機関・団体、家庭、学校、地域、行政等が一体となった全市的な健全育成体制の整備を図ります。

(2) 健全な社会環境づくりの推進

関係機関・団体を中心とした非行の防止や有害環境の浄化、補導などの活動を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

(3) 家庭の教育機能の向上

家庭教育に関する講座・教室等の開催をはじめ、広報・啓発活動や相談・情報提供の充実等を通じ、家庭における教育機能の向上を促進します。

(4) 青少年の体験・交流活動等への参画促進

各種講座・教室等の開催を通じ、青少年の体験・交流活動やボランティア活動、文化・スポーツ活動等への参画機会の充実を図り、積極的参画を促進します。

(5) 青少年団体、リーダーの育成

各種青少年団体の育成に努めるとともに、講座・教室の開催等を通じてリーダーの育成に努めます。

6. 国際化、地域間交流の推進

現状と課題

情報化や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。

このような中、本市では、ALT（外国語指導助手）の招致や英語指導教員の配置等により、学校教育における外国語教育の充実や、生涯学習講座における英会話講座等の開催を行い、国際感覚あふれる人材の育成を積極的に進めています。

今後、国際化が一層進展する中、また外国籍の人々が増加する中で、国際化に対応したまちづくりが一層重要なものになってくることが予想されるため、人材育成の一層の推進をはじめ、市民主導の多様な交流活動の促進、外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりなど、積極的な対応が求められます。

また、国内における他地域等との交流も、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、地域間交流の促進が求められます。

施策の体系

国際化、地域間 交流の推進

■ 国際感覚あふれる人材の育成

■ 国際交流活動の促進

■ 外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりの推進

■ 地域間交流活動の促進

主要施策

（1）国際感覚あふれる人材の育成

ALT（外国語指導助手）や英語指導教員の活用等により、外国語教育や英会話講座、国際理解を深める事業の一層の充実を図り、国際感覚あふれる人材の育成を図ります。

（2）国際交流活動の促進

- ① 国際交流活動の中心となる国際交流団体、リーダーの育成を図り、市民主導の国際交流活動の展開に向けた体制整備を図ります。
- ② 国・県等の各種国際交流事業への市民の積極的な参加を促進するほか、市民と市内に住む外国人との身近な交流機会の提供を図り、多様な国際交流活動を促進します。

（3）外国人が住みやすく訪れやすいまちづくりの推進

各種刊行物や案内板等の外国語併記、市役所窓口や観光関連施設における外国人への対応の充実、市内に住む外国人のための日本語教室の開催等を図り、外国人が住みやすく訪れやすい世界に開かれたまちづくりを進めます。

（4）地域間交流活動の促進

豊かな自然環境や農業資源、観光・交流資源をはじめとする本市の特性・資源を生かしながら、他地域や学校等との交流活動の展開を促進します。

第2章 安全・安心のまちづくり

1. 保健・医療の充実

現状と課題

少子高齢化が急速に進み、医療費が増大する中、健康を増進するためには、64歳以下の死亡を予防する（早世予防）、要介護を減らす（介護予防）、医療費を減らす（医療費適正化）ことを柱に、保健・医療の実態を把握し、予防重視の保健事業・健康づくり施策を推進することが重要です。

本市では、乳幼児から老人に至るすべての市民を対象に、障害者や高齢者等の健康支援、母子の健診事業、子育て相談事業、予防接種等、生涯を通じた健康づくりに向けた保健事業を行っています。

しかし近年、ライフスタイルの乱れに伴う糖尿病等の生活習慣病が増加し、その予防に着目した対策を講じることが大きな課題となっており、全年齢に関係する生活習慣病に対する知識を高め、子どもの時からのよい生活習慣づくりを促進していくことが必要となっています。また、少子化が進む中で、安心して出産・子育てができる母子保健体制の充実や、社会の複雑化に伴う精神保健に対するニーズの高まりへの対応等が求められています。

このため、健康増進計画の策定や拠点施設の確保など総合的な体制整備のもと、健康寿命（健康で生活できる期間）の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚と市民主体の健康づくり活動の促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

また、本市には、民間の医療機関が数多く立地し、恵まれた医療環境にありますが、今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、市内外の医療機関との連携を一層強化し、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

●主要死因別死亡者数の状況

（単位：人）

区分 年度	悪性新生物(がん)	脳血管疾患	心疾患	肺炎・ 気管支炎	自殺	事故	腎疾患	肝疾患	老衰	その他	計
平成13年	144	79	70	37	13	24	15	12	20	117	531
平成14年	102	64	80	34	15	20	9	8	14	102	448
平成15年	132	61	99	52	11	20	13	10	21	107	526
平成16年	142	59	89	41	11	20	10	6	12	100	490

資料：健康推進課

●健康診査の状況

（単位：人・%）

区分 対象者等	基本健康診査	胃がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮がん検診	肺がん検診	結核検診
対象者数	17,956	17,956	17,956	10,802	13,229	17,956	17,956
受診者数	4,584	1,395	1,382	811	884	2,781	2,781
受診率	25.5	7.8	7.7	7.5	6.7	15.5	15.5

注）平成17年度

資料：健康推進課

施策の体系

保険・医療の充実

- 保健事業推進体制の整備
- 健康管理意識の高揚と自主的活動の促進
- 健康増進計画に基づく健康づくり施策の推進
- 母子保健の充実
- 老人保健の充実
- 精神保健・難病・感染症対策の推進
- 地域医療体制の充実

主要施策

(1) 保健事業推進体制の整備

健康づくり施策を総合的、計画的に進めるため、健康増進計画の策定を図るとともに、健康づくりに関する拠点施設の確保に努めます。

(2) 健康管理意識の高揚と自主的活動の促進

- ① 広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等により、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。
- ② 健康づくりに関する自主組織やボランティアを育成・支援し、地域ぐるみの自主的な健康づくり活動を促進します。

(3) 健康増進計画に基づく健康づくり施策の推進

健康増進計画に基づき、市民及び行政・関係機関の役割分担のもと、食育の推進をはじめ、肥満の予防、運動習慣の推進、生活習慣病の予防、歯の健康づくり、心の健康づくり、アルコール・禁煙対策等の多様な健康づくり施策を計画的に推進します。

(4) 母子保健の充実

妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、健康診査、相談、訪問指導、予防接種などの各事業の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって子育て支援施策を推進します。

(5) 老人保健の充実

基本健康診査やがん健診の充実、健（検）診後のフォロー体制の充実など、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療対策の強化に努めるとともに、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防に関する施策を推進します。

(6) 精神保健・難病・感染症対策の推進

- ① 精神保健についての正しい知識の普及に努めるとともに、精神障害のある人が地域社会の中で安心して生活できるよう、社会復帰・自立のための支援等に努めます。
- ② 関係機関との連携のもと、結核や肝炎、エイズなどの感染症や難病に関する正しい知識の普及に努めます。

(7) 地域医療体制の充実

医療サービスに対するニーズの高まりや救急・休日・夜間等の医療ニーズに応えられるよう、市内外の医療機関との協力体制を一層強化し、地域医療体制の充実に努めます。

2. 地域福祉の充実

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、近所づきあいの希薄化等に伴い地域社会が大きく様変わりしていく中で、これからの社会福祉においては、障害の有無や年齢にかかわらず、個人が人としての尊厳を持ち、家庭や地域の中で生活を送れるよう、公私協働のもとに自立を支援していくことが強く求められています。

本市では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障害者等に対する多様なサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と各種福祉団体、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障害者等が増加し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれ、地域における多様な主体が福祉活動の担い手として各種活動に自主的に参画する地域福祉の一層の推進が求められています。

このため、すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、地域福祉を総合的に推進するための計画づくりのもと、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、市民と行政とが一体となった地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

施策の体系

地域福祉の充実

- 地域福祉計画の策定
- 福祉意識の高揚
- サービスを利用しやすい環境づくり
- 福祉サービス・地域資源の充実

主要施策

(1) 地域福祉計画の策定

地域福祉を総合的に推進するため、市の福祉関連サービスを調整・統合化した地域福祉計画の策定を図ります。

(2) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育を推進し、市民の福祉意識の高揚と福祉活動への参画促進に努めます。

(3) サービスを利用しやすい環境づくり

市民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、関連部門、関係機関・団体相互の連携強化・情報共有化はもとより、各種福祉サービスに関する情報提供・相談体制の整備、利用者の権利擁護のための施策の充実に努めます。

(4) 福祉サービス・地域資源の充実

住民満足度の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会をはじめ、各種福祉団体、ボランティア団体、NPO等の福祉活動を育成・支援していきます。特に、地域住民の生活課題等を組織的、計画的に解決するため、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成を進めます。

3. 子育て支援の充実

現状と課題

わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、少子化の主な原因については、晩婚化や非婚化の進展、結婚・出産に対する価値観の変化、経済的不安定の増大、また仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ等により、少子化がさらに加速することが懸念されています。

平成18年4月現在、本市には保育所が11か所あります。本市ではこれまで、多様化する保育ニーズに即した保育所の充実を進めてきたほか、放課後児童クラブや児童館の設置、地域子育て支援センター事業やつどいの広場事業の実施、乳幼児医療費の助成、母子保健事業の充実、ひとり親家庭への支援など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、本市の少子化は国や県の水準を上回る勢いで進行し、また子育てに不安を抱える親も増加傾向にあり、あらためて市一体となって、従来の取り組みに加え、さらなる少子化対策、子育て支援を進めることが必要となっています。

このため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、子育て家庭を市全体で支援していくという視点に立ち、関連部門、関係機関・団体が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

●年少人口と年少人口比率の推移

(単位：人・%)

年	区分	総人口	年少人口（14歳以下）	年少人口比率
昭和60年		44,058	9,063	20.6
平成2年		43,304	7,842	18.1
平成7年		42,657	6,627	15.5
平成12年		42,388	5,741	13.5
平成17年		41,076	5,113	12.4

資料：国勢調査

●保育所の状況

(単位：人)

施設名	入所児童数					定員
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
一条保育所	83	77	74	68	62	90
吉野中央保育所	35	38	43	39	37	45
柿原保育所	49	58	52	49	59	60
土成中央保育所	57	61	92	95	89	14・15年 55 16・17年 110
八幡第一保育所	51	49	57	54	42	60
八幡第二保育所	31	45	37	28	37	60
市場保育所	80	83	80	88	81	80
大俣保育所	55	57	61	61	62	60
久勝保育所	82	84	75	71	80	120
伊沢保育所	79	86	85	84	91	120
林保育所	116	109	107	106	79	120
合計	718	747	763	743	719	14・15年 870 16・17年 925

注) 各年4月1日現在。

資料：子育て支援課

施策の体系

子育て支援の充実

- 地域における子育て支援の充実
- 子どもと母親の健康の確保・増進
- 教育環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 職業生活と家庭生活の両立の支援
- 子どもの安全の確保
- 要保護児童等への対応の推進

主要施策

(1) 地域における子育て支援の充実

地域子育て支援センター事業やつどいの広場事業の充実、乳幼児医療費助成の充実をはじめとする子育て支援サービスの充実、ニーズに即した保育サービスの充実及び幼保一元化等の検討・推進、各地区への児童館や放課後児童クラブの整備など、地域における多様な子育て支援の一層の充実を図ります。

(2) 子どもと母親の健康の確保・増進

母子の健康の確保・増進に向け、各種の健康診査や相談・指導等を推進するとともに、食育の推進や思春期保健対策の充実等に努めます。

(3) 教育環境の整備

児童・生徒が乳幼児とふれあう機会の提供など次代の親の育成に向けた施策の推進、生きる力を育てる学校教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上に向けた学習機会の提供、有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備を進めます。



(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育てに配慮した市営住宅の建替など良質な居住環境の確保に向けた施策の推進、安全な道路交通環境の整備など安心して外出できる環境の整備、防犯灯の整備による安全・安心なまちづくりなど、子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

(5) 職業生活と家庭生活の両立の支援

男性の働き方の見直しや女性の就労の継続に関する意識啓発や企業への働きかけ等を行い、仕事と家庭の両立を支援していきます。

(6) 子どもの安全の確保

関係機関・団体との連携のもと、交通安全教育や犯罪等の被害から子どもを守るための活動等を推進し、子どもの安全確保に努めます。

(7) 要保護児童等への対応の推進

児童虐待防止に関するネットワーク会議の充実など児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立に向けた支援施策の推進、障害児施策の充実など、保護や援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細やかな取り組みを推進します。



4. 高齢者施策の充実

現状と課題

わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会の到来が見込まれています。

特に本市では、国や県の水準を上回る勢いで高齢化が進み、平成17年の国勢調査によると、65歳以上の高齢化率は26.9%で、すでに4人に1人以上が高齢者となっています。今後も、高齢化は確実に進行し、これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加などが進むことが予想され、高齢者施策の充実は引き続き市全体の大きな課題となっています。

このような中、これまでの介護保険制度の持続可能性を高め、明るく活力のある超高齢社会を構築するため、介護予防を重視した制度への転換を柱に、介護保険法が平成17年6月に改正されました。

これを受け、本市においても、大幅な制度改正を踏まえた高齢者施策を総合的、計画的に進めるため、その指針となる新たな介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を平成17年度に策定しました。

今後は、この計画に基づき、高齢者介護・保健福祉施策全般の一層の内容充実を図り、すべての高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

●高齢者人口と高齢化率の推移

(単位：人・%)

年	区分	総人口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率
昭和60年		44,058	6,473	14.7
平成2年		43,304	7,459	17.2
平成7年		42,657	9,087	21.3
平成12年		42,388	10,424	24.6
平成17年		41,076	11,054	26.9

資料：国勢調査

●要介護認定の状況

(単位：人)

被保険者別	区分	要支援1	要支援2	計	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
第1号被保険者		213	247	460	191	581	397	307	246	223	1,945	2,405
	65歳以上75歳未満	37	41	78	35	98	67	45	31	25	301	379
	75歳以上	176	206	382	156	483	330	262	215	198	1,644	2,026
第2号被保険者		—	5	5	1	17	19	7	4	8	56	61
	総数	213	252	465	192	598	416	314	250	231	2,001	2,466

注) 平成18年9月1日現在

資料：介護保険課

施策の体系

高齢者施策の充実

- 高齢者サービス提供体制の充実
- 介護予防・健康づくりの推進
- 予防給付・介護給付の実施
- 安心な生活の確保
- 生きがいづくり・社会参加の促進

主要施策

(1) 高齢者サービス提供体制の充実

- ① 制度やサービス内容の周知、認定調査体制の充実、サービスの質の向上に向けた事業者への指導の推進など、認定からサービス利用に至る総合的な推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。
- ② 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づく各種事業を定期的に評価・分析し、3年ごとに計画を見直して推進体制の強化を図ります。
- ③ サービス提供拠点となる地域包括支援センターをはじめ、高齢者関連施設・機能の整備・確保を図るとともに、必要な人材の確保及び資質の向上に努めます。

(2) 介護予防・健康づくりの推進

- ① 健康手帳の交付や健康診査の実施など老人保健事業を推進するとともに、介護支援機能や居住機能、交流機能を総合的に提供する生活支援ハウスの確保などの福祉事業を推進します。
- ② 要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、介護予防のための地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つで構成される）を実施し、予防重視型のシステムの確立を図ります。特に、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

(3) 予防給付・介護給付の実施

- ① 要支援認定者を対象に、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスに対する予防給付を実施します。
- ② 要介護認定者を対象に、各種の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等に対する介護給付を実施します。

(4) 安心な生活の確保

地域包括支援センターを核とした包括的支援事業によるケアの推進のほか、ひとり暮らしの高齢者等が地域から孤立しないよう、民生児童委員の活動や老人クラブの友愛訪問活動の促進、地域における見守り体制の整備等に努めます。

(5) 生きがいづくり・社会参加の促進

- ① 高齢者の生きがいづくりに向け、老人クラブや各種趣味サークルなどの活動の充実を支援するとともに、高齢者の生涯学習、スポーツ、世代間交流等の機会の拡充を図ります。
- ② 高齢者がその知識や経験を生かし、生きがいを持って社会参画することができるよう、シルバー人材センターの充実支援及び有効活用を図ります。

5. 障害者施策の充実

現状と課題

すべての障害者が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

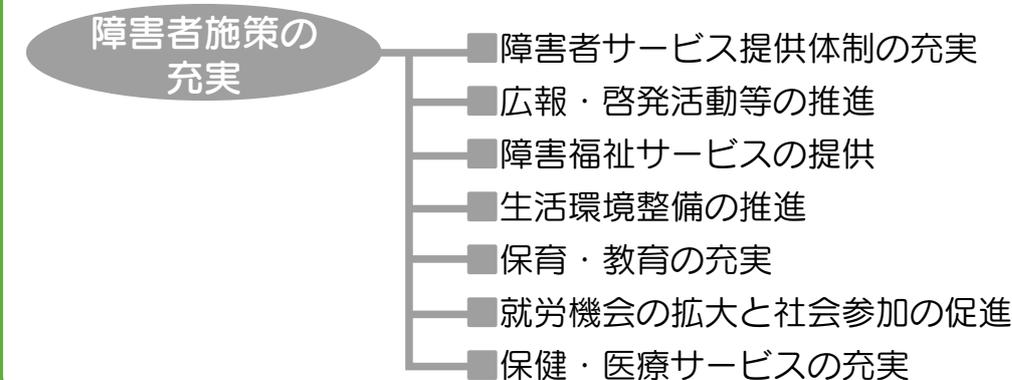
本市ではこれまで、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、支援費制度等による福祉サービスや、障害の予防と早期発見・療育等のための保健・医療サービス、さらには障害者の社会参加や就労の促進に向けた施策など、多様な施策を推進してきました。

また、障害者関連施設として、身体障害者療護施設、身体障害者通所授産施設、知的障害者通所授産施設、小規模通所作業所が設置されているほか、広域的な障害者生活支援センターが整備されており、これらと連携しながら障害者施策の推進に努めてきました。

しかし、障害者数は増加傾向にあり、障害者の高齢化、障害の重度化・重複化や介護者の高齢化も進んでおり、障害者施策全般の一層の充実が求められています。

このため、障害者自立支援法の制定とそれに伴う各種制度の改正を踏まえて平成18年度に策定した障害者基本計画・障害福祉計画に基づき、ノーマライゼーション（誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）の理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー（無障壁）のまちづくりなど、障害者施策の総合的推進に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 障害者サービス提供体制の充実

制度やサービス内容の周知、相談支援体制の充実、サービスの質の向上に向けた事業者への指導の推進など、相談からサービス利用に至る総合的な推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。

(2) 広報・啓発活動等の推進

ノーマライゼーションの理念の一層の浸透に向け、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障害者団体の活動支援に努めます。

(3) 障害福祉サービスの提供

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護、施設入所支援をはじめとする各種サービスに対する介護給付、自立のための訓練や就労の支援のための事業等に対する訓練等給付、補装具費の支給、医療費の給付など、自立支援給付を実施します。
- ② 県との連携のもと、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業を推進します。

(4) 生活環境整備の推進

- ① 高齢者や障害者等が安心して生活ができる環境づくりに向け、バリアフリー、ユニバーサル・デザイン（すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン）のまちづくりを推進します。
- ② 障害者が地域で自立して生活ができるよう、障害者向けの市営住宅やグループホーム、ケアホームの整備・確保に努めます。

(5) 保育・教育の充実

障害児保育・特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

(6) 就労機会の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、職業能力開発機会の充実や事業所への啓発に努めるとともに、市内の障害者関連施設との連携を強化し、福祉的就労機会の充実に努めます。

(7) 保健・医療サービスの充実

関係機関との連携のもと、障害の予防、早期発見、早期治療・療育、機能訓練の充実、医療費の助成等に努めます。

6. 社会保障の充実

現状と課題

生活保護制度は、最低限の生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的とした制度ですが、生活保護世帯は全国的に増加傾向にあります。

本市においても、生活保護世帯は年々増加し、平成18年4月現在、430帯となっています。また、被保護者の高齢化や保護期間の長期化も進んでいるため、今後とも関係機関や民生・児童委員との連携のもと、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための施策を進めていく必要があります。

また、国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、疾病や負傷等に対して保健給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

平成17年度の加入状況をみると、世帯数が6,975世帯、被保険者数が14,273人となっています。近年、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が急激に増加し、財政状況は極めて厳しい状況にあるため、医療制度改革も踏まえながら、医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策を推進する必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠なものです。

平成18年4月現在の被保険者数は9,900人となっています。全国的に少子高齢化に伴う年金支給の確保に係る財源の確保が大きな課題となっていますが、高齢者の生活の支えであるとともに、若い世代にとっても老後の生活を保障する重要な制度であることから、今後とも国民年金制度についての正しい理解の浸透に努める必要があります。

●生活保護の状況

(単位：戸・人)

年	区分	世帯数	人員
平成15年		365	563
平成16年		387	598
平成17年		408	624
平成18年		430	647

注) 各年4月1日現在。

資料：地域福祉課

●国民健康保険の状況

(単位：戸・人・円・件・千円)

年度	区分	世帯数	被保険者数	1人当り 税額(円)	保険給付件数	保険給付額 (千円)
平成14年		6,371	13,682	69,135	83,963	2,009,255
平成15年		6,529	13,911	68,879	97,875	2,295,422
平成16年		6,725	14,218	69,834	104,809	2,464,485
平成17年		6,975	14,273	65,728	112,432	2,717,669

資料：保険年金課

●国民年金被保険者数の状況

(単位：人)

年度	区分	総数	1号	3号	任意	うち免除数
平成15年		9,849	7,267	2,536	46	639
平成16年		10,012	7,483	2,483	46	1,035
平成17年		9,816	7,306	2,464	46	1,182
平成18年		9,900	7,391	2,461	48	1,362

注) 各年4月1日現在。

資料：保険年金課

施策の体系

社会保障の充実

- 低所得者福祉の推進
- 国民健康保険事業の健全化
- 国民年金制度の啓発

主要施策

(1) 低所得者福祉の推進

低所得者の経済的な自立と生活意欲の高揚を促すため、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、実態を的確に把握しながら、相談・指導、自立支援プログラムの適正運用等の支援サービスの効果的推進や、各種資金制度の活用に努めます。

(2) 国民健康保険事業の健全化

- ① 生活習慣病予防のためのヘルスアップ事業の推進や、関連部門が一体となった保健事業の推進はもとより、レセプト点検調査の充実や広報・啓発活動の推進等による適正受診の促進に努め、医療費の抑制に努めます。
- ② 国民健康保険税滞納者に対する納付相談・指導体制を充実し、収納率の向上を図ります。

(3) 国民年金制度の啓発

広報・啓発活動や年金相談の充実を努め、国民年金制度にかかわる正しい知識と認識を深めていくとともに、社会保険庁との連携のもと、未加入者の加入促進に努めます。

7. 消防・防災体制の充実

現状と課題

安全・安心な社会を形成していくためには、自然災害をはじめとするあらゆる災害に強いまちづくりが不可欠の条件です。

本市の消防体制は、徳島中央広域連合による広域的な常備消防と、阿波市消防団による非常備消防とで構成され、互いに連携しながら地域消防・防災に努めています。

しかし、高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれます。また、地域の消防・防災の要である消防団においても、団員確保の困難さや団員の高齢化、施設の老朽化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。

このため、広域的連携による常備消防・救急体制の充実を進めながら、時代に即した消防団の活性化対策を推進するとともに、消防施設全般の整備充実を進めていく必要があります。

また、近年、全国各地で大地震が発生しており、大規模災害を想定した防災体制の確立が大きな課題となっています。本市においても、南海・東南海地震の発生確率や中央構造線活断層の存在等を十分に踏まえた総合的な防災まちづくりが急務となっています。

このような中、本市では、平成18年度に、今後の本市の防災全般の総合的指針となる地域防災計画を策定しました。今後は、この計画に基づき、市及び防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災体制を早期に確立していく必要があります。

また、世界各地でテロや有事が発生する中、武力攻撃等の緊急事態への対応も、これからの自治体にとって、取り組むべき課題の一つとなっています。



●火災発生状況

(単位：件・人)

年度	区分	発生件数				死傷者数	
		総数	建物	林野	その他	死者	傷者
平成13年		19	11	2	6	2	1
平成14年		27	15	1	11	4	3
平成15年		18	15	1	2	0	1
平成16年		20	8	1	11	2	1
平成17年		30	18	4	8	1	1

資料：防災対策課

施策の体系

消防・防災体制の充実

- 消防団の活性化
- 常備消防・救急体制の充実
- 消防施設の計画的更新
- 総合的な防災体制の確立
- 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成
- 治山・治水対策の促進
- 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

主要施策

(1) 消防団の活性化

広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する市民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

(2) 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、消防署の建替をはじめ、職員の資質向上や装備の充実を進め、常備消防・救急体制の充実を図ります。

(3) 消防施設の計画的更新

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消防詰所や消防ポンプ自動車、防火水槽・消火栓等の消防水利をはじめとする各種消防施設の計画的更新を図ります。

(4) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画や防災マップ等の指針に基づき、また実情に即して適宜見直ししながら、市及び防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災体制の確立を進めます。特に、CATV網を利用した音声告知器による災害時の情報通信体制の整備充実を図るとともに、避難路・避難所等の充実、避難建物の耐震化、各種資機材の備蓄を図ります。

(5) 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

広報・啓発活動の推進や防火・防災訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の育成及び活動支援に努め、市民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。

(6) 治山・治水対策の促進

危険箇所の把握を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の改修や排水路、排水機場の整備、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進し、災害の未然防止に努めます。

(7) 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく施策を推進します。

8. 交通安全・防犯体制の充実

現状と課題

車社会の急速な進展等に伴い、全国的に交通事故が絶えず、特に幼児や高齢者等の交通弱者の事故の増加が懸念されています。

本市では、交通事故の防止に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

しかし、主要地方道鳴門池田線をはじめとする自動車交通量の増加や高齢化の進行、交通マナーの低下など、様々な要因により交通事故は依然として減少せず、平成17年における人身事故発生件数は266件、死傷者数は356人となっています。

このため、今後の自動車交通量の一層の増加や高齢化の急速な進行等も見据えながら、市外からの通行者も含め、すべての人が本市内で交通事故を起こさない・あわない環境づくりに向け、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化が必要です。

また、全国的に犯罪の低年齢化が進むとともに、子どもが被害者となる凶悪犯罪が多発し、犯罪からの安全性の確保が特に重視されています。

本市では、警察や関係機関・団体との連携のもと、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めていますが、子どもや女性、高齢者をねらった犯罪が増加傾向にあり、今後一層、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。



●人身事故発生状況

(単位：件・人)

年	区分	人身事故発生件数	死傷者数	
			死者	傷者
平成13年		286	7	360
平成14年		257	4	294
平成15年		270	7	317
平成16年		260	2	316
平成17年		266	14	342

注) 各年1月～12月。

資料：防災対策課

施策の体系

交通安全・防犯体制の充実

- 交通安全意識の高揚
- 交通安全施設等の整備充実
- 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進
- 防犯灯の整備

主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者まで、各年齢層に応じた交通安全教育、広報・啓発活動を効果的に推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設等の整備充実

自動車交通量の一層の増加が見込まれる国・県道について、交通安全施設の整備充実及び道路環境の整備を要請していくとともに、市道についても、歩道やガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を推進します。



(3) 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や防犯にかかわる行事等を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの各種防犯・地域安全活動を促進します。特に、子どもを守る会等の組織の充実のもと、地域一体となって通学路の安全対策の強化を進めます。

(4) 防犯灯の整備

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、防犯灯の整備を進めます。

9. 消費者対策の充実

現状と課題

近年、情報化の進展など消費者を取り巻く環境が大きく変化し、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネット（世界規模の通信ネットワーク）による有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪質商法による被害が急増し、大きな社会問題となっています。

本市では、県消費生活情報センター等関係機関との連携のもと、広報紙等を通じた消費者への情報提供や消費生活の相談等を行い、消費者対策を推進しています。

しかし、本市においても消費に関わるトラブルや相談、苦情が増加傾向にあり、その内容も複雑・多様化してきているため、今後とも関係機関と連携しながら、トラブルの未然防止や消費生活の質的向上に向けた消費者教育・啓発や情報提供、相談の充実等を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 消費者教育・啓発の推進

県消費生活情報センター等関係機関との連携のもと、広報紙やCATV、パンフレット等の活用、講習会の開催等を通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を図るとともに、各消費者協会の活動を促進し、消費者意識の高揚と知識の向上、自立する消費者の育成を図ります。

(2) 相談体制の充実

消費に関わるトラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活情報センター等関係機関との連携のもと、相談体制の充実に努めます。

第3章 美しい環境のまちづくり

1. 環境の保全と創造

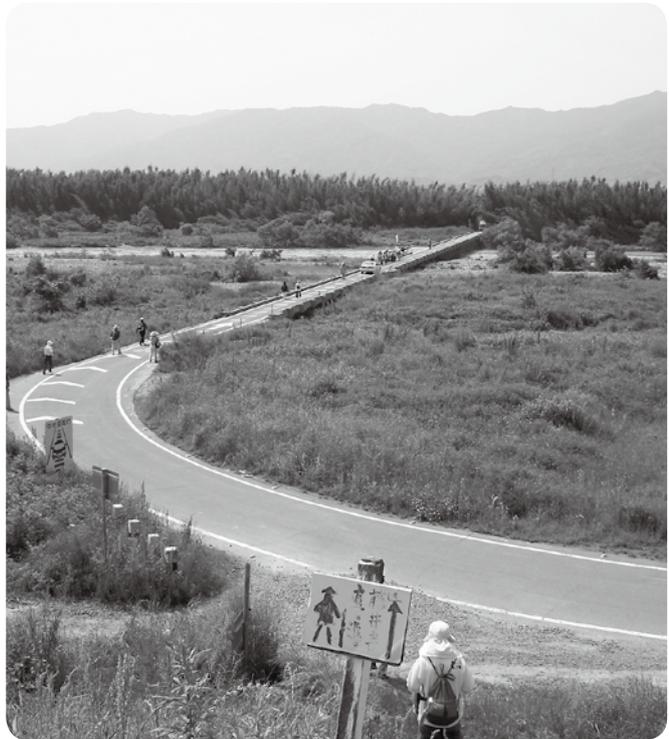
現状と課題

地球環境問題の深刻化、化学物質による環境問題の発生等を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれており、自治体としても、持続可能な循環型社会の形成に向けた具体的な行動の推進が強く求められています。

本市は、阿讃山脈の南麓に広がるまちで、北部一帯の緑輝く森林に包まれた山間地域と、阿讃山脈に源を発する各河川の扇状地及び吉野川沖積地からなる平坦地で構成され、水と緑の豊かな自然が息づいています。

本市ではこれまで、これらの自然の保護に努めてきたほか、市民の環境美化運動の促進、公害防止対策の推進、広報・啓発活動や学校における環境教育の推進など、環境保全にかかわる各種施策を推進してきました。

今後とも、水と緑の豊かな自然と共生するまちとして、環境を重視した地球にやさしいまちづくりを重点施策として位置づけ、自然環境・景観の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を市民との協働のもとに総合的に推進し、内外に誇りうる特色ある美しいまちの形成を進めていく必要があります。



施策の体系

環境の保全と創造

- 地域環境総合計画（環境基本計画）の策定
- 自然環境・景観の保全
- 公害等環境問題への適切な対応
- 新エネルギー導入への取り組みの推進
- 環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進
- 美しい街並み景観づくり

主要施策

(1) 地域環境総合計画（環境基本計画）の策定

環境重視の特色あるまちづくりを総合的、計画的に進めるため、全市的な環境保全の指針となる地域環境総合計画（環境基本計画）の策定を図ります。

(2) 自然環境・景観の保全

自然環境・景観の保全に留意した適正な土地利用を誘導するとともに、公共工事にあたっては、自然との共生や景観の維持に配慮した資材や工法の導入に努めます。



(3) 公害等環境問題への適切な対応

関係機関やボランティアとの連携のもと、監視・指導や環境パトロールの強化を図り、野焼きをはじめとする公害等環境問題の未然防止及び適切な対応に努めます。

(4) 新エネルギー導入への取り組みの推進

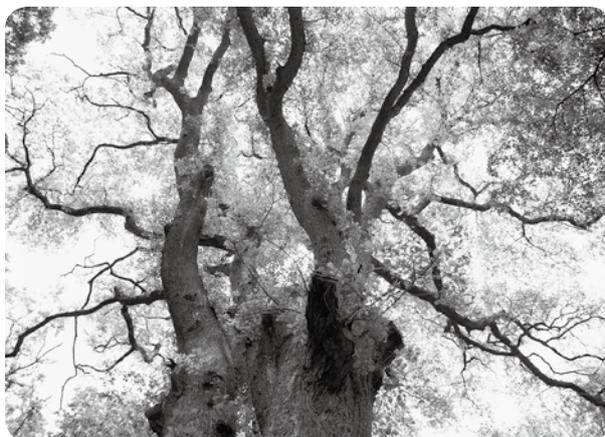
太陽光発電や廃棄物発電など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入について調査・研究を進めます。

(5) 環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進

- ① 環境教育や環境保全にかかわる広報・啓発活動を積極的に推進し、市民の環境保全意識の高揚に努めるとともに、環境美化運動をはじめ、水質浄化運動や省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、マイバッグ（買物袋持参）運動、グリーン購入（環境にやさしい製品購入）運動など、市民や事業者の自主的な環境保全活動を促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着に努めます。
- ② 実践的な環境保全活動を展開する環境ボランティアやNPOの育成に努めます。

(6) 美しい街並み景観づくり

良好な景観や住まいづくりを誘導する指針づくりを検討・推進し、市民との協働のもとに美しい街並み景観づくりを進めます。



2. 水道の整備

現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活に欠くことのできない重要な社会基盤です。

本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業によって行っており、平成18年4月現在の給水人口は41,400人、普及率は98.0%となっています。

本市ではこれまで、増大する水需要に対応し、各種水道施設の整備充実など給水体制の充実に努めてきましたが、昭和40年代前後に建設された施設が多く、老朽化が進んでおり、これへの対応が必要となっているほか、災害に強いライフラインとしての施設の充実、効率的な事業運営に向けた取り組みなどが課題となっています。

このため、平成18年度に策定した事業計画に基づき、水源の確保等を図りながら、各種水道施設の整備を計画的に推進するとともに、管理・運営体制の充実を図り、安全・安心な水の安定供給に努めることが必要です。

●水道の状況

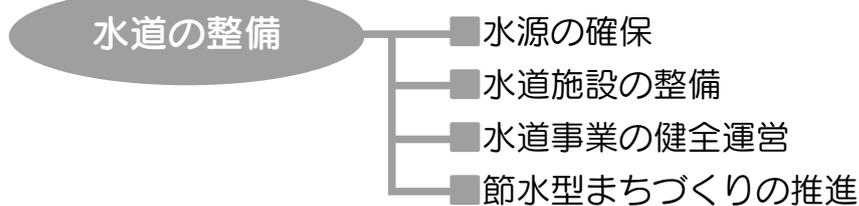
(単位：戸・人・%・m³)

年	区分	給水戸数	給水人口	普及率	年間総配水量
平成14年		13,768	41,423	98.0	7,105,241
平成15年		13,829	41,391	98.0	6,945,256
平成16年		13,969	41,862	98.0	7,067,809
平成17年		14,300	41,363	98.0	7,754,766
平成18年		14,485	41,400	98.0	7,150,000

注) 各年4月1日現在

資料：水道課

施策の体系



主要施策

(1) 水源の確保

水の長期的・安定的な供給のため、現有水源の保全と効率的運用、新規水源の確保に努めます。

(2) 水道施設の整備

老朽化への対応や耐震化、災害に強い施設整備、水質管理の強化、事業の効率化等を総合的に勘案し、石綿セメント管の更新をはじめ、各種水道施設の整備を計画的に推進します。

(3) 水道事業の健全運営

施設の管理・運営体制の充実や経費の節減、水道料金の適正化を図り、水道事業の健全運営に努めます。

(4) 節水型まちづくりの推進

広報・啓発活動等を通じて市民の節水意識の高揚を図るとともに、雨水の利用や節水機器の普及を促進し、節水型まちづくりを推進します。



3. 下水道の整備

現状と課題

河川等の公共用水域の水質汚濁を防止し、美しく快適な居住環境を確保するため、全国的に下水道等の整備が大きな課題となっています。

本市では、吉野地区の一部地域で農業集落排水施設が整備されているのみであり、その他の地域については、市場地区の一部地域で公共下水道事業の計画があるものの、現在休止状態となっており、下水道の整備は全体的に遅れています。

しかし、下水道の整備は、豊かな自然環境の保全や美しく快適な環境づくり、若者の定住促進のために欠かせない事業であり、市民の理解と協力を求めながら、全市的な方向性を検討・設定し、各地域の条件に応じた整備手法により、計画的、効率的に事業を推進していく必要があります。

●下水道等の状況

(単位：人・%)

年度	項目	行政区内人口 (A)	下水道等			普及率 B/A×100
			農業集落排水施設	合併処理浄化槽	計 (B)	
平成14年		43,588	1,241	7,985	9,226	21.1
平成15年		43,375	1,287	9,230	10,517	24.2
平成16年		43,116	1,341	10,913	12,254	28.4
平成17年		42,717	1,378	11,722	13,100	30.7

注) 各年度末現在。

資料：環境衛生課

施策の体系

下水道の整備

- 汚水処理に関する全市的な計画の策定
- 下水道事業の計画的推進
- 施設の維持管理と加入・普及の促進

主要施策

(1) 汚水処理に関する全市的な計画の策定

市民ニーズの動向や財政状況等を勘案し、整備区域や整備手法等を再検討し、汚水処理に関する全市的な計画の策定を図ります。

(2) 下水道事業の計画的推進

- ① 全体計画に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等、各地域の条件に応じた整備手法を導入し、計画的、効率的に事業を推進します。
- ② 浄化槽設置整備事業にあわせ、排水路の整備を進めます。

(3) 施設の維持管理と加入・普及の促進

供用開始後の施設の適正な維持管理に努めるとともに、水環境・水循環に関する広報・啓発活動等を推進し、加入・普及を促進します。

4. 廃棄物処理等環境衛生対策の充実

現状と課題

これまでの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、循環型のゼロエミッション（廃棄物ゼロ）社会を形成していくことが強く求められています。

本市におけるごみは、吉野・土成地区では民間委託で、阿波・市場地区では直営で収集・運搬し、中央広域環境施設組合において広域的に処理及びリサイクル等を行っています。

本市ではこれまで、広報・啓発活動の推進をはじめ、ビン・カン・ペットボトル・新聞・雑誌などの分別収集や電気式生ごみ処理機購入等への補助金の交付等を通じ、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルの促進に努めるとともに、不法投棄対策も進めてきました。

しかし、ごみの収集量は依然として減少せず、質的にもますます多様化しており、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、収集・運搬体制の充実や不法投棄対策の強化が課題となっています。

このため、平成17年度に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、収集・運搬体制や広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、市民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

また、し尿については、阿北環境整備組合において広域的に収集・処理していますが、下水道整備に伴う生し尿の減少と浄化槽汚泥の増加も見通し、今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

市営墓地については、引き続き施設の適正管理に努める必要があります。



●ごみ処理の状況

(単位：人・t)

年度	区分	計画処理区域内人口	処理人口	年間総収集量
平成13年		44,015	44,015	8,722
平成14年		43,588	43,588	10,066
平成15年		43,375	43,375	10,978
平成16年		43,116	43,116	11,392
平成17年		42,717	42,717	10,533

資料：環境衛生課

施策の体系

廃棄物処理等
環境衛生対策の充実

- ごみ収集・処理体制の充実
- 3R運動の促進
- ごみの不法投棄対策の推進
- し尿収集・処理体制の充実
- 市営墓地の適正管理

主要施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

- ① 収集・運搬体制の一元化や民間委託について検討・推進し、効率的な体制の整備を図ります。
- ② 広報・啓発活動を推進し、市民のごみ分別の一層の徹底を促進します。
- ③ 広域的連携のもと、中央広域環境施設組合とともに適正な処理・処分体制、リサイクル体制の充実に努めます。

(2) 3R運動の促進

広報・啓発活動の推進をはじめ、分別収集や電気式生ごみ処理機購入等への補助、推進団体の育成等を通じ、市民や事業者の自主的な3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進めます。

(3) ごみの不法投棄対策の推進

環境教育や広報・啓発活動を推進し、市民の環境保全意識の高揚に努めるとともに、市民との協働のもと、不法投棄の監視・指導体制の強化や適正処理対策に努めます。

(4) し尿収集・処理体制の充実

広域的連携のもと、生し尿の減少と浄化槽汚泥の増加への対応も加味しながら、し尿収集・処理体制の充実に努めます。

(5) 市営墓地の適正管理

市民ニーズの動向を踏まえ、市営墓地の整備充実及び適正管理に努めます。

5. 公園・緑地の整備

現状と課題

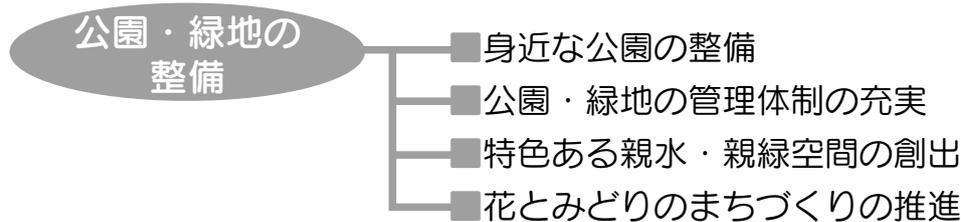
公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・いこいの場、子どもの遊び場、さらに災害時の避難場所となる重要な施設です。

本市は、阿讃山脈を背に、吉野川をのぞむ、緑輝く森林とうるおいあふれる水辺空間に包まれた豊かな自然を誇るまちであるとともに、「土柱・高越県立自然公園」や「金清自然公園」、「奥宮川内谷県立自然公園」などを有し、自然の緑や水に親しめる場は数多くあります。

しかし、市民の生活に身近な交流の場、いこいの場、子どもの遊び場としての公園の整備状況は十分とはいえません。また、こうした身近な公園の整備ニーズとともに、多くの人々が訪れる観光・交流機能を持つ特色ある親水・親緑空間づくりへのニーズも高まってきています。

このため、住宅地や集落内における身近な公園の整備に努めるとともに、河川周辺や森林等を生かした特色ある親水・親緑空間の創出、さらには市民との協働による緑化、花づくりを推進し、水と緑に包まれた快適でうるおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 身近な公園の整備

市民の身近な交流の場、いこいの場、子どもの遊び場、防災空間を確保するため、住宅地や集落内において、農村公園などの身近な公園の整備を図るとともに、老朽化した既存施設・設備の改修を図ります。

(2) 公園・緑地の管理体制の充実

公園・緑地等の地域住民による維持・管理を促進します。

(3) 特色ある親水・親緑空間の創出

市内外の人々の観光・交流・レクリエーションの場として、河川周辺や森林等を活用した特色ある親水・親緑空間の創出に努めます。

(4) 花とみどりのまちづくりの推進

公共施設の緑化を図るとともに、市民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進し、花とみどりのまちづくりを推進します。

第4章 生活基盤の充実したまちづくり

1. 調和のとれた土地利用の推進

現状と課題

土地は、あらゆる活動の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。このため、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していく必要があります。

本市は、阿讃山脈の南麓に広がる総面積190.97km²のまちで、北部一帯の山間地域と、北から南へ流れる河川の扇状地及び吉野川沖積地からなる南部の平坦地域で構成されています。

これまでの土地利用の推移をみると、農用地面積が徐々に減少し、宅地面積が徐々に増加していく傾向にあります。

このような状況の中、京阪神大都市圏へ食料を供給する農業のまちとして、優良農地を保全・活用していくとともに、環境保全の重要性が叫ばれる中、豊かな自然環境・景観や森林の保全に努めることが課題となっています。しかし一方では、便利で快適な市街地環境の整備や中心拠点の形成、観光・交流基盤の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

今後は、こうした課題を踏まえ、広域的な地域構造の変化や社会・経済情勢の変化、市民ニーズの動向等を総合的に勘案し、将来を展望した全市的な土地利用の方向性を明確にし、計画的かつ調和のとれた土地利用を進めていく必要があります。

また、本市では、土地利用の高度化、地籍の明確化を図るため、地籍調査事業を実施しています。現在、土成・市場・阿波地区はほぼ完了し、山間部の一部を残すのみとなっていますが、吉野地区については、進捗率は25%程度であり、今後の事業推進が必要となっています。



施策の体系

調和のとれた 土地利用の推進

- 土地利用計画の策定及び総合調整
- 適正な土地利用の推進
- 地籍調査事業の推進

主要施策

(1) 土地利用計画の策定及び総合調整

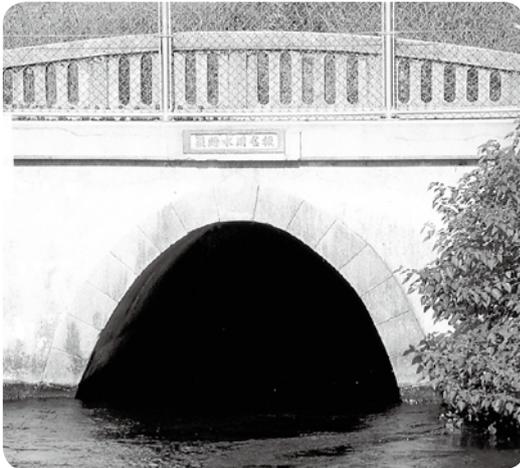
市民及び事業者との協働のもと、基本構想「土地利用の基本方針」に基づき、総合的な土地利用計画の策定及び農業振興地域整備計画の見直し・総合調整を一体的に推進します。

(2) 適正な土地利用の推進

土地利用関連計画や関連法等についての周知に努めるとともに、開発事業の調整に関する条例の運用を図り、適正な土地利用を推進します。特に、優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、新たな本市の顔となる、新庁舎を核とした中心拠点の形成を進めます。

(3) 地籍調査事業の推進

土地の適正かつ有効な利用を図るため、平地部で未完了の吉野地区において、地籍調査事業を推進し、早期完了に努めます。



2. 住宅施策の推進

現状と課題

住宅・宅地は、人々の生活の基盤であり、快適で安全・安心な住まいを確保することは、定住を促進する重要な要素であるとともに、まちづくりの基本となるものです。

本市は、古くから県下有数の農業地帯として発展してきましたが、少子高齢化の急速な進行や若者の流出等に伴い人口は減少を続けており、新たな住宅地の形成など、定住・移住の促進に向けた住宅施策の推進が求められています。

また、市営住宅については、平成18年4月現在、73団地・1,053戸（改良住宅9団地60戸含む）を管理しています。

しかし、全体的に老朽化が進んでおり、平成18年度で耐用年数を経過する住宅が25団地（34.2%）・479戸（45.5%）となっています。

今後は、市民ニーズや財政状況等を総合的に勘案して中長期的な整備方針を立て、定住促進の視点や福祉的視点も加味しながら、市営住宅の建替・改善等を計画的に進めていく必要があります。

施策の体系

住宅施策の推進

- 新たな住宅地の形成
- 良質な住宅建設の促進
- 定住促進施策の検討・推進
- 市営住宅の整備に関する指針の策定
- 市営住宅の整備

主要施策

(1) 新たな住宅地の形成

若者の定住や団塊の世代の移住を促進するため、土地利用の総合調整のもと、民間開発の適正な誘導等により、新たな住宅地の形成を進めます。

(2) 良質な住宅建設の促進

関係機関や民間の協力を得ながら、高齢者や障害者に配慮した住宅や地域産材を活用した住宅など、多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅の建設及び改造を促進します。

(3) 定住促進施策の検討・推進

後継者やU・Iターン者、団塊の世代等の新規定住希望者に対する空き家の斡旋や、宅地の取得や住宅建設の支援など、定住促進のための効果的な支援施策を検討し、その推進を図ります。

(4) 市営住宅の整備に関する指針の策定

今後の市営住宅の整備を総合的、計画的に進めるため、老朽化の状況や市民ニーズの動向、施設の適正管理・健全運営、財政状況等を総合的に勘案し、中長期的視点に立った整備計画の策定を図ります。

(5) 市営住宅の整備

整備計画に基づき、高齢者や障害者が安心して暮らせる住まいづくり、若者の定住を促進する住まいづくり、災害に強い住まいづくりといった視点に立ち、老朽化住宅の建替、改善を進めていくとともに、

3. 道路・交通網の整備

現状と課題

道路・交通網は、人々の交流を促進するとともに、便利な日常生活や活力ある産業活動を支える重要な社会基盤です。

本市の道路網は、平成18年4月現在、南北に走る国道318号、主要地方道津田川島線・志度山川線、東西方向に走る主要地方道鳴門池田線を中心に、国道1路線、県道13路線、市道2,669路線によって構成されています。

また、高速交通網として、四国縦貫自動車道が横断し、土成インターチェンジ及び阿波パーキングエリアが設置されています。

本市では、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められてい

ます。また、四国縦貫自動車道を十分に利用できる条件整備、東西方向の道路網の充実、南北方向の幹線道路の整備など、全市的な活性化に向けた道路体系の確立が課題となっているほか、環境・景観に配慮したうまいある道づくりが課題となっています。

このため、今後は、広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市内道路網の計画的な整備に取り組むとともに、環境と人にやさしい道路空間づくりを進めていく必要があります。

また、本市の公共交通機関としては、民間による路線バスが運行されていますが、2路線しかなく、市民の身近な交通手段として、また観光客の移動手段として、十分な状況にあるとはいえません。

このため、高齢化の一層の進行や交通弱者の増加への対応、観光の振興等も見据えながら、既存の路線バスの維持及び利便性の向上に努めるとともに、新たなバス交通網の整備について検討していく必要があります。

●道路の状況

(単位：km・%)

区分	路線数等	路線数	実延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
国 道		1	13.3	12.8	96.2	13.3	100
県 道		13	132.6	60.7	45.8	126.5	95.4
市 道		2,669	1,017.8	636.3	62.5	903.0	88.7

注) 平成18年4月1日現在。高速自動車道を除く。

資料：管理課

施策の体系

道路・交通網の整備

- 総合的な道路整備計画の策定
- 四国縦貫自動車道の整備促進
- 国・県道の整備促進
- 市道の整備
- 環境と人にやさしい道路空間づくり
- バス交通の充実

主要施策

(1) 総合的な道路整備計画の策定

市全体のまちづくりの視点から、道路網の整備を総合的、計画的に推進するため、その指針となる道路整備計画の策定を図ります。

(2) 四国縦貫自動車道の整備促進

多様な分野における本市の発展可能性を高めるため、四国縦貫自動車道の4車線化及びスマートインターチェンジの設置を関係機関に積極的に要請していきます。

(3) 国・県道の整備促進

国道318号の阿波中央橋の整備、主要地方道鳴門池田線の歩道整備、県道香美吉野線の延伸、県

道船戸切幡上板線の改良整備、主要地方道志度山川線の改良整備をはじめ、東西方向・南北方向のアクセスを強化する国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(4) 市道の整備

国・県道との連携や役割分担、市内地域間の連携強化等に配慮しながら、幹線市道から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的、効率的に推進するとともに、市民との協働のもと、適正管理、維持補修に努めます。

(5) 環境と人にやさしい道路空間づくり

道路整備にあたっては、災害時への対応やバリアフリー（無障壁）化、環境・景観の保全と創造などに配慮した、環境と人にやさしいという思いのある道づくりを進めます。

(6) バス交通の充実

市民の日常生活における身近な交通手段を確保するため、関係機関との連携のもと、路線バスの維持・確保、利便性向上対策を進めるとともに、観光の振興や福祉の向上も見据えた新たな巡回バスの運行について検討・推進します。



4. 情報化の推進

現状と課題

インターネット（世界規模の通信ネットワーク）が飛躍的に普及し、誰もが世界中の情報を手軽に入手し、情報発信を行うことができる環境が実現しています。自治体においても、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する電子自治体の構築が進められています。

本市では現在、行政情報の提供をはじめ、テレビ難視聴区域の解消、デジタル放送への対応、超高速通信網によるインターネットの活用、防災情報の伝達などを目的に、市内全域を光ケーブルで結ぶCATV事業を3年計画で進めています。

平成17年度には、高度な行政サービスへの活用とCATV事業の幹線としての利用に向け、市内の61の主要公共施設を光ケーブルで結び、基盤整備を行うとともに、行政情報システムや学校間コミュニケーションシステム、防災情報システム、イベント情報システムを導入しました。また、平成18年度には、CATV未整備地区の吉野地区及び阿波地区の整備等を行い、平成19年度には、土成地区及び市場地区の施設の更新等を予定しています。

また、行政サービスの効率化を図るため、各種システムの導入や更新など、行政内部の情報化にも積極的に取り組んでいます。

今後、情報化は、まちづくりや自治体経営の戦略として、これまで以上に大きな役割を果たすことが予想されることから、事業の計画的な推進によるCATV網の早期整備及び利活用、行政内部のICT（情報通信技術）環境の一層の充実を図り、電子自治体の構築及び市全体の情報化を進めていく必要があります。

施策の体系

情報化の推進

- CATV網の整備と利活用の推進
- 行政内部のICT環境の充実
- 情報セキュリティ対策の推進
- 情報化に対応した人材の育成

主要施策

(1) CATV網の整備と利活用の推進

- ① 整備計画に基づき、すでに整備した吉野地区及び阿波地区の光通信網と同様に、土成地区及び市場地区における施設の更新等を図り、事業の早期完了に努めます。
- ② 既に導入している行政情報システム、学校間コミュニケーションシステム、防災情報システム、イベント情報システムの充実及び利活用を図ります。
- ③ 市民のCATVへの加入を促進するとともに、地域情報等を提供する自主放送番組の開始及び内容充実、防災情報の伝達のための音声告知器の設置・利活用を図ります。



(2) 行政内部のICT環境の充実

全市的な調整会議の設置による研究・検討のもと、既存の各種システムの維持・充実に加え、各種申請・届出等のオンライン化や電子決裁の導入など、電子自治体の構築に向けた行政内部のICT環境の一層の充実を図ります。

(3) 情報セキュリティ対策の推進

各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ（安全・保護）対策を推進します。

(4) 情報化に対応した人材の育成

市民へのIT基礎技術習得の機会提供を図るとともに、職員への教育・研修を推進し、情報化に対応した人材の育成を図ります。

第5章

産業が発展するまちづくり

1. 農林業の振興

現状と課題

わが国では、近年の農業情勢の変化を踏まえ、平成17年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食の安全と消費者の信頼の確保や地産地消、食育の展開、担い手の明確化と施策の集中的・重点的な実施をはじめ、新たな取り組みが進められつつあります。

本市は、地味肥沃な土壌と温暖な気候、京阪神都市圏に近い立地条件等を生かし、古くから高品質な農畜産物を供給する県下有数の農業地帯として発展してきました。

平成17年の農林業センサスによると、農家総数は4,426戸、そのうち販売農家は3,075戸で、全体の69%を占めています。販売農家の専業・兼業別農家数は、専業農家が802戸、第1種兼業農家が526戸、第2種兼業農家が1,747戸となっています。また、経営耕地面積は287,270 aで、そのうち田が252,606 a、畑が21,361 a、樹園地が13,303 aとなっており、田が全体の88%を占めています。

近年、農業を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中で、農家数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、山間部を中心とする遊休農地や耕作放棄地の増加等の問題がさらに深刻化してきています。

このような中、まちづくりの中核を担う農業を今後とも維持・発展させていくためには、生産者自らが農業を取り巻く情勢の変化を的確に踏まえ、消費者の視点を一層重視しながら、積極的かつ主体的に農業に取り組める環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

このため、関係機関・団体と一体となった指導・支援体制の確立のもと、農業生産基盤の一層の充実を進めながら、認定農業者や集落営農組織の育成を重点的に進めるとともに、農畜産物の生産性の向上や一層のブランド化、計画的な米の生産、地域特産物の導入・産地化を促進していく必要があります。また、環境にやさしい農業や地産地消の促進、都市と農村との交流の促進など、時代の要請等に即した農業の展開に努め、安全・安心な食料供給基地としての機能の一層の強化と農業の持つ多面的機能の保全・活用を進めていく必要があります。

一方、林業は、全国的に生産活動が停滞傾向にあり、これに伴い、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止などの森林の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

平成18年4月現在、本市の森林面積は10,124haで、総面積の53%を占めており、このうち9,953haが民有林で、民有林の人工林率は43%と、県下でも有数の人工林形成地域となっています。

しかし、外材の輸入増加による木材価格の低迷など林業を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中で、従事者の減少や高齢化とも相まって、生産活動が停滞し、森林機能の総体的な低下が懸念されています。

このような状況から、今後は、森林が将来にわたって適正に管理され、木材生産機能と森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林業生産基盤の整備や合理的な森林施業の促進に努めるとともに、森林の保全及び育成、森林空間の総合的利用に努める必要があります。

●農家人口・農家数の推移

(単位：人・戸)

年	区分	農家人口	総農家数					
				自給的農家	販売農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
昭和60年		26,916	6,041	802	5,239	1,235	1,118	3,688
平成2年		24,026	5,399	1,200	4,199	1,158	880	3,361
平成7年		21,885	5,032	1,101	3,931	1,064	859	3,109
平成12年		20,286	4,744	1,138	3,606	836	642	2,128
平成17年		13,041	4,426	1,351	3,075	802	526	1,747

資料：農林業センサス

●経営耕地面積の推移

(単位：a)

年	区分	総数	田	畑	樹園地
昭和60年		390,570	320,202	32,611	37,757
平成2年		380,999	325,421	27,316	28,262
平成7年		358,331	302,177	32,779	23,375
平成12年		340,730	295,395	27,406	17,929
平成17年		287,270	252,606	21,361	13,303

資料：農林業センサス

施策の体系

農林業の振興

- 農業生産基盤の充実
- 農地の有効利用の促進
- 担い手の育成・確保
- 幅広い人材の育成・確保
- 適正な米の生産調整と生産性の向上促進
- 環境にやさしい農業の促進
- 地産地消の促進
- 都市と農村との交流の促進
- 林業生産基盤の充実
- 計画的な森林施業の促進
- 森林の保全・育成と総合的利用

主要施策

(1) 農業生産基盤の充実

関係機関との連携のもと、吉野川北岸農業用水関連施設の整備充実及び維持管理体制の強化を図り、用水施設の充実に努めるとともに、ほ場整備や農道、排水施設の整備充実を計画的に進め、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動の支援等農業生産基盤の一層の充実に努めます。



(2) 農地の有効利用の促進

農業振興地域整備計画等に基づき、優良農地の確保と有効利用の促進の観点から、担い手への農地の利用集積を促進するとともに、地域における農業生産の維持、遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、各種制度の活用を図ります。

(3) 担い手の育成・確保

- ① 経営活動の支援や農地の利用集積の促進等を通じ、認定農業者の育成・確保を図ります。
- ② 集落単位で集団的、効率的な営農を行う集落営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。



(4) 幅広い人材の育成・確保

- ① 相談・指導体制の強化や研修・交流機会の充実等を通じ、今後の地域農業を支える農業後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。
- ② 女性や高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、経営への参画や就農環境の向上に向けた支援施策を推進します。

(5) 適正な米の生産調整と生産性の向上促進

関係機関・団体との連携のもと、需要に即した計画的な売れる米の生産を促進するとともに、効率的な生産技術や合理的な作付体系の導入、機械施設の導入、関連施設の整備・活用等を促進し、米をはじめ野菜、花き、果樹、畜産等各作目の生産コストの低減や生産性の向上、一層のブランド化、新たな地域特産物の導入・産地化を促進します。

(6) 環境にやさしい農業の促進

家畜排泄物や廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進、減農薬・減化学肥料栽培の促進、これらを進めるエコファーマーの育成などを通じ、食の安全・安心と環境に配慮した環境にやさしい農業の促進に努めます。

(7) 地産地消の促進

農産物直売施設の整備をはじめ、学校給食や市の施設における消費の拡大、観光関連施設や商店等との連携、食育の推進、PR活動の強化等により、地産地消を促進します。

(8) 都市と農村との交流の促進

消費者との交流や観光との連携の視点に立ち、農業・農村体験や市民農園等の取り組みを促進します。

(9) 林業生産基盤の充実

森林施業の効率化、森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業道の整備を進めます。



(10) 計画的な森林施業の促進

- ① 森林所有者の合意形成を図りながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託を促進し、共通の認識と目標のもとに合理的な森林整備が行える体制を確立し、計画的な森林施業を促進します。
- ② 林業事業者の中心となる森林組合の育成・強化に努めるとともに、これと連携しながら、林業従事者の確保・育成に努めます。

(11) 森林の保全・育成と総合的利用

- ① 森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、市民との協働のもと、森林の保全及び育成を進めます。
- ② 環境教育やレクリエーション、いこいの場として活用し、森林空間の総合的利用に努めます。

2. 商業の振興

現状と課題

商業は、豊かな消費生活の提供、交流やにぎわいの創出など、まちづくりの上で重要な位置を占めていますが、全国的に既存商店街の衰退が深刻化してきています。

本市の商業の状況は、平成14年の商業統計調査によると、卸売業、小売業を合わせた商店数は566店、従業者数は2,421人、年間販売額は344億円となっています。

本市の商業は、各地区に点在する小規模な商店街と、主要地方道鳴門池田線沿線に立地する商業施設を中心に展開されていますが、既存商店街においては、交通の便が悪く、駐車場も確保できない状況にあり、大規模な駐車場を備えた郊外型の大型店の進出、消費者ニーズの多様化、高度化等の中で、購買力の流出が勢いを増し、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商業振興の核となる商工会の育成・強化のもと、商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していくとともに、市民及び事業者と協働しながら、既存商店街の環境整備や主要道路沿いの街並み景観の整備等について検討していく必要があります。

●商業の推移

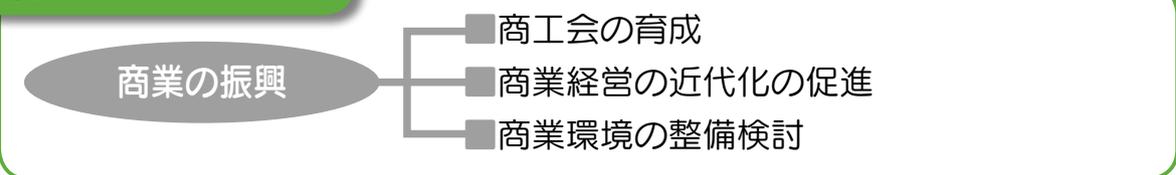
(単位：店・人・百万円)

年	卸売業			小売業		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
平成6年	65	288	7,326	615	1,912	26,533
平成9年	64	298	9,229	587	1,960	28,521
平成14年	52	266	6,749	514	2,155	27,649

注) 飲食店を除く。

資料：商業統計調査

施策の体系



主要施策

(1) 商工会の育成

商業振興の中核的役割を担う商工会の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。

(2) 商業経営の近代化の促進

商工会と連携し、各種融資制度の周知と活用により経営体質の強化を促進していくほか、指導・支援体制の強化のもと、経営意欲の高揚や後継者の育成、空き店舗対策、地元商店街ならではの地域に密着したサービスやインターネットを活用したサービスの展開、イベントなど各種販売促進事業の展開、農業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。

(3) 商業環境の整備検討

市民及び事業者との協働のもと、既存商店街における駐車場やいこいの空間、道路の美装化等の環境・景観整備や、主要地方道鳴門池田線沿線等の商業環境・街並み景観の整備等について検討し、人々が集うにぎわいの場の再生と創造を目指します。

3. 工業の振興

現状と課題

工業は、地域経済の発展をはじめ、雇用の場の拡充、研究・開発機能の強化など、重要な役割を担っています。

本市の工業の状況は、平成16年の工業統計調査によると、製造業の事業所数（従業者4人以上）は92事業所、従業者数は2,717人、製造品出荷額は397億円となっています。

本市ではこれまで、既存企業の育成や企業誘致に努めてきましたが、わが国全体の経済が依然として大幅な景気回復が見込めない中で、事業所の撤退や規模の縮小、企業立地の停滞といった状況がみられ、事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに減少傾向にあります。

工業団地については、市内に県営工業団地が2か所、工場用地が1か所ありますが、このうち県営西長峰工業団地においては、平成5年の分譲開始後、現在まで5区画中3区画が未分譲となっています。

今後は、こうした状況を踏まえ、商工会との連携のもと、既存企業の体質強化、近代化に向けた支援をはじめ、起業化や新産業の創出等に向けた取り組み、優良企業の誘致を一層積極的に進めていく必要があります。

●工業の推移

（単位：事業所・人・百万円）

年	区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額
平成12年		129	3,185	44,723
平成13年		119	2,999	41,672
平成14年		114	2,829	40,852
平成15年		105	2,798	40,980
平成16年		92	2,717	39,698

注）従業者4人以上の事業所。

資料：工業統計調査

施策の体系

工業の振興

- 既存企業の体質強化の促進
- 起業化、新産業創出への支援の推進
- 企業誘致の推進

主要施策

（1）既存企業の体質強化の促進

商工会と連携し、各種融資制度の周知と活用により経営体質の強化を促進していくほか、指導・支援体制の強化のもと、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進します。

（2）起業化、新産業創出への支援の推進

関係機関と連携し、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発体制の整備を図り、起業化や新産業の創出を支援していきます。

(3) 企業誘致の推進

基盤整備や生活環境整備により企業立地条件の向上を進めていくほか、関係機関と連携し、情勢の変化に即した企業誘致活動を積極的に推進し、県営西長峰工業団地への環境と共生する優良企業の早期立地を促進します。



4. 観光の振興

現状と課題

癒しや健康づくり、味覚、自然体験を求める傾向が強まるなど、観光ニーズはますます多様化、高度化してきており、観光地にはこうした変化に対応した魅力づくりが求められています。

本市には、国の天然記念物であり、天下の奇勝といわれる「阿波の土柱」をはじめ、「金清自然公園」、「奥宮川内谷県立自然公園」、「四国霊場札所」、「柿原堰」、「吉野ウォーターパーク」、「道の駅どなり」、ゴルフ場、イベントや祭り、さらには御所のたらいうどんや吉野レタスなどの特産品等々、多様な観光・交流資源があり、訪れる観光客は、年間50万人以上にのぼります。

しかし、日帰り客がほとんどを占めているほか、数多くの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤としての活用状況は必ずしも十分とはいえません。

今後は、こうした状況を踏まえ、既存観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、滞在型の癒しの郷づくり、リピーター（繰り返し訪れる人）の増加に向けた多面的な取り組みを進めていく必要があります。

●観光客数の推移

(単位：人・%)

区分 年度	観光客総数	日帰り・宿泊の別			
		日帰り客数	割合	宿泊客数	割合
平成13年	333,799	310,106	92.9	23,693	7.1
平成14年	546,754	525,302	96.1	21,452	3.9
平成15年	532,689	509,806	95.7	22,883	4.3
平成16年	520,436	500,052	96.1	20,384	3.9
平成17年	533,336	514,231	96.4	19,105	3.6

資料：商工観光課

施策の体系

観光の振興

- 観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化の推進
- 新たな観光・交流の場の創出
- 祭り・イベントの活用
- 広域観光体制の充実
- 観光PR活動の強化
- 農林業と連携した観光の展開
- ホスピタリティの向上

主要施策

(1) 観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化の推進

「土柱・高越県立自然公園」、「金清自然公園」、「奥宮川内谷県立自然公園」周辺等において、老朽化した既存施設の整備充実を進め、本市の観光・交流拠点としての機能の一層の強化を図るとともに、市内観光・交流資源のネットワークづくりを図ります。

(2) 新たな観光・交流の場の創出

吉野川河川敷（柿原堰、善入寺河川敷耕地、岩津橋周辺）などの水辺空間を生かした新たなレクリエーションの場の整備について検討・推進します。

(3) 祭り・イベントの活用

「やねこじき」や「大名行列」、「空海の道ウォーク」、「納涼祭」などの地域の祭り等を生かした観光の振興を図るとともに、観光客が気軽に参加できる魅力あるイベントの企画・開催を進めます。



(4) 広域観光体制の充実

県や周辺自治体との連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

(5) 観光PR活動の強化

観光パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスコミの活用等を通じ、観光PR活動の強化に努めます。



(6) 農林業と連携した観光の展開

豊富な農林産物を生かした魅力ある特産品や郷土料理等の開発・販売や、農業・農村体験などの展開を促進します。

(7) ホスピタリティの向上

市一体となって観光客をもてなし、癒す体制づくりに向け、広報・啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、市民及び観光関連事業者のホスピタリティ（もてなしの心）の向上に努めます。



5. 雇用・勤労者対策の充実

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進むとともに、産業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、地方における雇用情勢は非常に厳しい状況にあります。

本市においても、産業全体が停滞傾向にある中で、雇用機会の不足が大きな問題となっており、若者の流出に拍車をかけています。

このため、各種産業振興施策を推進し、雇用の場の拡充を目指すほか、若者の地元就職の促進、高齢者や女性・障害者の雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促すとともに、勤労者福祉の充実にも努める必要があります。

施策の体系

雇用・勤労者 対策の充実

- 雇用機会の確保と地元就職の促進
- 高齢者・女性・障害者の雇用促進
- 勤労者福祉の充実

主要施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

各種産業振興施策の推進により雇用の場の拡充を目指すほか、ハローワーク等関係機関や市内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職及びU・Iターンを促進します。

(2) 高齢者・女性・障害者の雇用促進

シルバー人材センターの充実支援、男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発等に努め、高齢者や女性・障害者の雇用を促進します。

(3) 勤労者福祉の充実

事業所への啓発等により労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進していくとともに、余暇の充実した豊かな勤労生活を送ることができるよう、勤労青少年ホームの有効活用や余暇情報の提供等に努めます。



第6章 共に生き、共に築くまちづくり

1. 人権尊重社会の確立

現状と課題

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現が強く求められています。本市では、人権教育推進協議会の設立のもと、国・県・企業をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対し、広く人権全般を視野に入れ、あらゆる差別の解消に向けた人権教育・啓発を積極的に推進しています。

このような中、市民の間に人権尊重の意識が浸透しつつあり、着実に成果を上げてきていますが、部落差別を中心とした差別や人権侵害が今なお発生しているのも事実であり、また、国際化や情報化、高齢化など社会・経済情勢の変化を背景とした新たな人権問題も起こっています。

このため、今後は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する市民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し共に生きる人権尊重社会の確立に向け、人権教育・啓発に関する市の基本計画の策定のもと、人権教育や啓発活動を継続的かつ効果的に推進していく必要があります。



施策の体系

人権尊重社会の
確立

- 人権教育・啓発推進体制の整備
- あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- 隣保館事業の充実

主要施策

(1) 人権教育・啓発推進体制の整備

- ① 人権尊重社会の形成に向け、本市の実情に即した取り組みを総合的、計画的に進めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、市の基本計画の策定を図るとともに、人権課題解決の拠点となる人権センターの設立を検討・推進します。
- ② 行政と市民が一体となった人権教育・啓発を進めるため、人権教育推進協議会の充実、関係機関・団体との連携強化を図るとともに、指導者の育成及び組織化を図ります。

(2) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

生涯学習の理念に基づき、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場と機会を通じて人権教

育及び人権啓発を推進します。特に、市職員や教職員、医療関係者をはじめ、人権にかかわりの深い職業に従事する人々に対する取り組みを積極的に進めるほか、女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題をはじめとする各人権課題に対する取り組みを積極的に推進します。

(3) 隣保館事業の充実

人権教育・啓発、福祉の向上のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センターとして、隣保館における各種事業の充実及び利用促進に努めます。



2. 男女共同参画社会の形成

現状と課題

女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の形成が求められています。国では、平成17年12月に第二次男女共同参画基本計画を策定し、これまでの取り組みに加え、仕事と家庭・地域生活の両立など少子化対策のほか、防災や地域おこし、観光、環境等の新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進の必要性等を示しています。

本市では、広報・啓発活動の推進や婦人会活動の支援、審議会や委員会等への女性の登用等を行い、女性の社会参画に努めていますが、家庭や地域、職場では、今なお女性の能力・適性への偏見や固定的な性別役割分担意識が根強く残っているほか、男女が共に社会参画するための環境・条件整備も十分とはいえない状況にあります。

このため、男女共同参画に関する市の基本計画策定のもと、意識改革の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する各種の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

施策の体系

男女共同参画 社会の育成

- 男女共同参画基本計画の策定
- 男女共同参画社会への意識改革の推進
- 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 労働・雇用における男女共同参画の推進
- 暴力の根絶と健康づくりの支援

主要施策

(1) 男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会の形成に向け、本市の実情に即した取り組みを総合的、計画的に進めるため、男女共同参画基本計画の策定を図ります。

(2) 男女共同参画社会への意識改革の推進

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、これまでの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等意識の浸透に向けた意識改革を推進します。

(3) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ① 防災や地域おこし、観光、環境などの分野も含め、多様な分野における政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、市の審議会や委員会等への女性の積極的な登用、企業、団体における女性の参画拡大の働きかけを行います。
- ② 学習活動や団体活動を促進し、女性の能力向上を支援します。

(4) 労働・雇用における男女共同参画の推進

- ① 男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発に努めます。
- ② 仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援施策や介護・福祉施策の充実を図るほか、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の周知・活用を促進します。

(5) 暴力の根絶と健康づくりの支援

- ① セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人からの暴力行為）などのあらゆる暴力の根絶に向け、相談・啓発等を推進します。
- ② 生涯を通じた女性の健康の保持・増進に向けた施策を推進します。



3. コミュニティ活動の促進

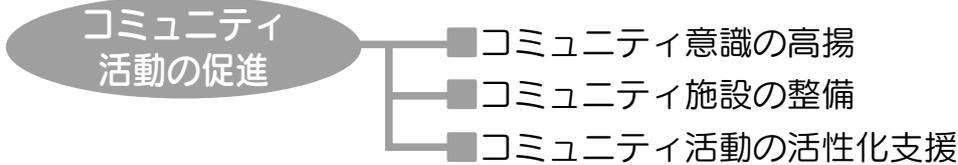
現状と課題

まちづくりの基本は、コミュニティ活動にあるといえますが、近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの変化等に伴い、住民が地域にかかわる機会が減少し、全国的にコミュニティ意識が希薄化していく傾向にあります。

しかし、近年、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策、身近な防犯・防災対策、高齢者の安否確認などの必要性が高まる中で、本来地域が持っていた共に助け合う機能やコミュニティ機能を再生し、支え合い協力し合いながら地域の課題を自ら解決していくことの重要性が、あらためて認識されるようになってきています。

本市では、390余の自治会が組織され、様々な自治活動が展開されているほか、婦人会や長寿会等が幅広い活動を行っています。全国的傾向と同様に、組織の高齢化に伴う活動の停滞傾向、参加者の減少、組織自体の解散といった問題が表面化し、コミュニティ活動の活性化が大きな課題となっています。このため、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくり、個性豊かな地域づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) コミュニティ意識の高揚

コミュニティや住民自治の重要性、実際のコミュニティ活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、市民のコミュニティ意識の高揚と自治会等コミュニティ活動への参画を促進します。

(2) コミュニティ施設の整備

身近な活動拠点となる集会施設等の整備充実を進めるとともに、地域住民による施設の自主管理・運営を促進します。

(3) コミュニティ活動の活性化支援

- ① 既存の各コミュニティ組織・活動の育成・支援、相互交流の促進に努めるとともに、講座・教室の開催等により、リーダーの育成を図り、活動の活発化を促進します。
- ② 既存のコミュニティ単位の見直しや小学校区などを単位とした新たなコミュニティ組織の設定と育成、地域の伝統・文化を保存・継承する特色ある活動や個性あるコミュニティづくりに対する支援、地域住民自らの手による地域計画づくりに対する支援、自治会等を核とした地域自主防災活動への支援など、新たな時代のコミュニティ形成に向けた仕組みづくりを検討・推進します。

4. 協働のまちづくりの推進

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴いますます多様化、高度化する行政ニーズに効果的に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちを創造し、持続的に経営していくためには、新しい公共空間の形成を見据えながら、これまで以上の住民参画、住民と行政との協働のまちづくりが必要不可欠です。

そのためには、住民と行政とが夢と危機感を共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていく必要があります。

本市では、広報紙やホームページ、CATV等を通じた広報活動を推進するとともに、市政懇談会の開催や意見箱の設置、各種アンケート調査の実施等による広聴活動を行っています。また、情報公開条例を制定し、各種行政情報の公開に努めているほか、各種行政計画の策定などにおいても、審議会や委員会の設置等により、積極的な市民参画に努めています。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、総合的な指針づくりのもと、市民と行政との協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進めていくことが必要です。

施策の体系

協働のまちづくりの推進

- 多様な分野における参画・協働の促進
- 広報・広聴活動の充実
- 情報公開の推進
- まちづくりに関する学習機会の提供
- 市民団体、ボランティア等の育成

主要施策

(1) 多様な分野における参画・協働の促進

- ① 市民と行政とが手を携えて行動を起こす協働のまちづくりを総合的、計画的に行うため、その指針づくりを検討・推進します。
- ② 各種行政計画の策定や評価にあたって、委員等の一般公募、ワークショップ（研究・作業の場）、パブリックコメント（ホームページ等を活用した住民意見の聴取）の導入等を進め、政策形成過程からその評価までの市民参画・協働を促進します。
- ③ PFI（公共サービスの供給を民間主導型で行う仕組み）や指定管理者制度（公共施設の管理運営を民間事業者も担えるようにする制度）の活用等により、公共施設の整備・管理・運営への民間の参画・協働を促進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

広報紙や各種刊行物、ホームページ、CATVによる自主放送番組等の内容充実を図るとともに、各種懇談会や座談会の開催、意見箱の設置、各種アンケートの実施などにより、市民と行政との情報交流機会の拡充に努めます。

(3) 情報公開の推進

市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開を推進します。

(4) まちづくりに関する学習機会の提供

学校教育や生涯学習など様々な場を通じ、市の現状・課題や今後のまちづくりに関する情報提供や学習機会の提供を図り、市民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を促進します。



(5) 市民団体、ボランティア等の育成

各種市民団体の自主的な活動を育成・支援していくほか、新たな市民団体やボランティア、NPO（民間非営利組織）の組織化を支援します。



5. 自立・持続可能な地域経営の推進

現状と課題

本格的な地方分権時代の中で、自治体には、住民参画を基本に自らの責任と判断で自らの地域を持続的に経営していく能力が強く求められ、自治体の力量、職員一人ひとりの力量がその地域の将来を決める時代を迎えました。

本市は、平成17年4月に合併し、行政組織・機構の再編を図って効率的、計画的な行財政運営に努めていますが、今後、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに増大・多様化していくことが予想されるとともに、一方では、三位一体改革の推進等により、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、真に自立・持続可能な地域経営を進めていくためには、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、行財政運営のあり方自体を常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、今後は、時代変化に対応した新たな行財政システムの構築に向けて平成17年度に策定した行財政改革大綱やその実行計画である集中改革プラン等の指針に基づき、さらなる行財政改革を計画的かつ積極的に推進していくことが必要です。

また、本市の本庁舎は、現在、旧阿波町庁舎を活用していますが、市民サービスの偏りや施設の老朽化、防災拠点としての機能の不備などの状況から、新庁舎の整備計画を進めているところですが、今後とも事業を計画的に推進し、早期完成に努める必要があります。

施策の体系

自立・持続可能な
地域経営の推進

■ 行財政改革の推進

■ 新庁舎の整備

■ 効率的で持続可能な財政運営の推進

■ 広域行政の推進

主要施策

(1) 行財政改革の推進

行財政改革大綱や集中改革プランをはじめ、定員適正化計画や人材育成基本方針などの指針に基づき、事務事業の見直しや職員の能力・資質の向上、簡素で効率的な組織・機構の構築、定員管理・給与の適正化、公共施設や外郭団体等の見直しなど、行財政改革を推進します。特に、行政評価・事務事業評価の導入によるすべての事務事業の見直し、公共施設の統廃合や用途変更による有効利用、外郭団体等のあり方の見直し等を積極的に進めます。

(2) 新庁舎の整備

市民サービスの向上と行財政改革の推進、防災拠点の形成、中心拠点を持つ魅力あるまちづくりに向け、事業を計画的に推進し、新庁舎の早期完成及び有効活用に努めます。

(3) 効率的で持続可能な財政運営の推進

- ① 歳入について、自主財源を確保するため税等の収納率向上や、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等の見直しを行い、歳出全般については、徹底的な見直しにより、経常経費等の節減・合理化を図るとともに、歳入歳出一体改革を強力に推進し、長期的視点に立った計画的な財政運営を行うため、各種基金の積み立てに努めます。
- ② 財政状況の分析・公表を行いながら、本総合計画に基づき、事業効果や重要度等を総合的に勘案して財源の重点配分を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。

(4) 広域行政の推進

徳島中央地区の一体的発展に向け、広域市町村圏計画に基づく施策を推進するとともに、一部事務組合と共同事業の充実を図り、広域行政を推進します。





わたしの阿波未来プラン

資料編

第1次阿波市総合計画

- 阿波市総合計画の策定について(諮問) 116
- 第1次阿波市総合計画審議会答申書 117
- 阿波市総合計画審議会委員・策定委員 118
- 第1次阿波市総合計画の経過報告 119
- 阿波市総合計画審議会条例 120

阿ま第701号

平成18年5月25日

阿波市総合計画審議会会長 殿

阿波市長 小笠原 幸

阿波市総合計画の策定について（諮問）

平成17年4月1日の板野郡吉野町及び土成町並びに阿波郡市場町及び阿波町の合併によりスタートした阿波市は、「市町村合併」という基本的な枠組みの変化に加えて、厳しい財政状況下、少子高齢化、高度情報化、国際化、防災、環境問題の深刻化といった、構造的な変革課題にも的確に対応していかなければなりません。

こうした時代背景を的確に捉えつつ、持続可能な地域の持つ歴史や文化の蓄積を生かした「あすに向かって“人の花咲く やすらぎ空間”阿波市」をつくるために、阿波市総合計画審議会条例（平成17年阿波市条例第26号）第1条の規定に基づき「阿波市総合計画」の策定について諮問します。

第1次阿波市総合計画審議会答申書

平成18年11月17日

阿波市長 小笠原 幸 殿

阿波市総合計画審議会

会 長 宮 川 治

阿波市総合計画策定について（答申）

平成18年5月25日付阿ま第701号で諮問のありました阿波市総合計画の策定について、今後の阿波市の振興発展の方向を示す基本構想及びこれを達成するために必要な基本計画を、審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

答 申

諮問を受けた第1次阿波市総合計画の基本構想（平成19年度から平成28年度の10年間）と基本計画（平成19年度から平成23年度の5年間）の素案について、少子高齢化の急速な進行や地方分権の進展、厳しい財政状況など本市を取り巻く社会・経済などの諸情勢が大きく変化するなか、本計画は新たなまちづくり推進の指針として適正妥当と認めます。

今後、行政の運営の良否は市民生活に多大の影響を及ぼすことに十分ご留意を賜り、本計画に沿い、市民参画・協働のもと豊かで活力に満ちたまちづくりを推進され、なお一層の住民福祉増進のため、精進努力されますよう強く希望するものであります。

阿波市総合計画審議会委員

(平成18年11月17日現在)

	氏 名
会 長	宮 川 治
副会長	安 田 佳 子
委 員	一 村 和 義
委 員	稲 居 彰
委 員	今 倉 秀 明
委 員	上 原 正 一
委 員	大 倉 昭 臣
委 員	齋 藤 芙三子
委 員	澁 谷 浩 美
委 員	名 越 寿 久
委 員	原 美智子
委 員	堀 北 茂 生
委 員	前 田 茂 昭
委 員	松 永 雅 子
委 員	松 永 涉
委 員	割 石 義 之

阿波市総合計画策定委員

(平成18年5月18日現在)

役 職	氏 名	所 属
委 員 長	野 崎 國 勝	助 役
副委員長	光 永 健 次	収入役
副委員長	板 野 正	教育長
委 員	山 下 紘志郎	総務部長
委 員	八 坂 和 男	企画部長
委 員	吉 岡 聖 司	市民部長
委 員	洙 田 藤 男	健康福祉部長
委 員	秋 山 一 幸	産業建設部長
委 員	森 口 純 司	総務部次長
委 員	酒 巻 近 義	企画部次長
委 員	田 村 豊	市民部次長
委 員	笠 井 恒 美	健康福祉部次長
委 員	大 西 利 夫	産業建設部次長
委 員	岡 村 清	吉野支所長
委 員	成 谷 洋 子	土成支所長
委 員	岩 脇 正 治	市場支所長
委 員	岡 島 義 広	教育次長
委 員	佐 藤 吉 子	議会事務局長
委 員	妹 尾 道 雄	監査事務局長
委 員	西 岡 司	水道課長
委 員	森 本 浩 幸	農業委員会事務局長

第1次阿波市総合計画の経過報告

年 月 日	内 容
平成17年12月	まちづくりアンケート調査 (20歳以上の市民2,500人無作為抽出)
平成18年1月10日	市長インタビュー
平成18年1月20日	審議会委員16名委嘱
平成18年1月～2月	まちづくりアンケート調査集計・分析結果報告
平成18年1月～2月	各課よりまちづくり提案シート提出
平成18年2月1日	第1回策定委員会の開催
平成18年2月27日～3月3日の間	まちづくり座談会開催 (産業分野、環境・基盤分野、健康・福祉分野・人権・教育・文化分野の4グループで実施) 参加者 一般応募者 20名 各種団体代表者 33名
平成18年2月～3月	各課ヒアリング(提案シートの協議検討)
平成18年5月18日	第2回策定委員会の開催(基本構想原案検討)
平成18年5月25日	第1回審議会の開催(市長より諮問を受ける)
平成18年7月6～7日	各課ヒアリング(基本構想の検討と確認)及び基本計画シート提出
平成18年7月19日	第3回策定委員会の開催(基本構想原案修正)
平成18年8月8日	第2回審議会の開催(基本構想原案審議)
平成18年9月28日～29日	各課ヒアリング(基本計画の検討と確認)
平成18年10月5日	第4回策定委員会の開催(基本計画原案検討)
平成18年10月18日	第3回審議会の開催(基本計画原案審議)
平成18年10月19日～11月2日の間	パブリックコメントの実施
平成18年11月16日	第4回審議会の開催(最終審議)
平成18年11月17日	審議会より市長に総合計画の答申
平成18年12月22日	平成18年第4回阿波市議会定例会にて議決

阿波市総合計画審議会条例

平成17年4月1日

条例第26号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及びその実施に関する重要事項を調査、審議するため、阿波市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第2項第2号及び第3号の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部まちづくり推進課において行う。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。



わたしの阿波未来プラン

■発行／阿波市

〒771-1792 徳島県阿波市阿波町東原173番地
TEL 0883 (35) 4111 FAX 0883 (35) 6080
E-mail: info@city.awa.lg.jp

■発行日／平成19年3月

■制作／株式会社 きょうせい

阿波市総合計画は、ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.awa.lg.jp/>

※表紙のイメージは市の明るい未来を表現しています。これからのまちづくりの目標に向かって、がっちりと手を取り合って
推し進めていくことをイメージ化しています。